

令和5年度

国民健康保険の概要

(令和4年度実績)

付：高齢者医療の概要



目 次

国民健康保険の概要

事業編

1. 船橋市の概況	1
2. 船橋市国保のあゆみ	2
3. 事務機構及び事務分掌	18
4. 国民健康保険運営協議会	20
5. 保険給付の概要	25
6. 国民健康保険料の概要	33
7. 特定健康診査・特定保健指導	39

データ編

8. 加入世帯・被保険者の状況	
(1) 年度別加入世帯数の状況	43
(2) 年度別被保険者数の状況	44
(3) 年度別被保険者異動状況	45
(4) 年齢別人口と被保険者数	46
9. 保険給付の状況	
(1) 療養諸費の状況	48
(2) 療養諸費費用額1世帯当たりの状況	48
(3) 療養諸費費用額1人当たりの状況	49
(4) 療養の給付(診療費)内訳	50
(5) 高額療養費の状況	52
(6) 高額介護合算療養費の状況	52
(7) 任意給付の状況	52

10. 保健事業の状況

(1) 特定健康診査等の状況	53
(2) 医療費通知の状況	54
(3) 後発医薬品利用差額通知(ジェネリック差額通知)の状況	55

11. 国民健康保険料の状況

(1) 保険料率等の状況	56
(2) 保険料収納区分の状況	58
(3) 保険料及び国民健康保険事業費納付金の状況(1人当たりの額)	59
(4) 保険料の収納状況	60
(5) 保険料の軽減及び減免の状況	64

12. 保険財政

(1) 令和5年度国民健康保険事業特別会計当初予算の状況	65
(2) 令和4年度国民健康保険事業特別会計決算の状況	69
(3) 年度別決算状況	72
(4) 年度別決算における被保険者1人当たり諸費の状況	76
(5) 基金の状況	76

13. 事業年報

高齢者医療の概要

14. 高齢者医療

(1) 老人医療の概要	101
(2) 「後期高齢者医療制度」の創設	101
(3) 船橋市の高齢者医療のあゆみ	102
(4) 後期高齢者医療制度の給付内容	106
(5) 後期高齢者医療保険料等の状況	109
(6) 後期高齢者医療制度被保険者数	110
(7) 後期高齢者医療事業特別会計決算状況	112

事業編

1. 船 橋 市 の 概 況
2. 船 橋 市 国 保 の あ ゆ み
3. 事 務 機 構 及 び 事 務 分 掌
4. 国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会

1. 船橋市の概況

船橋市は、昭和 12 年 4 月 1 日に、船橋町、葛飾町、八栄村、法典村、塚田村の 2 町 3 村が合併して、千葉県下で 4 番目の市として誕生しました。その後、昭和 28 年に二宮町、29 年に豊富村を合併し、人口も徐々に増加していきましたが、昭和 35 年の日本住宅公団（当時）前原団地の入居開始以降、大規模団地の造成、宅地開発等が次々と行なわれ、首都圏のベッドタウンとして急激に人口が増加しました。

市制施行当時 4 万 3 千人余だった人口も、昭和 49 年には人口 40 万人を超え、58 年 9 月には人口 50 万都市の仲間入りをし、現在では人口 64 万人余、中核市最大の人口を擁しています。

本市は、首都に近く、鉄道、道路などの交通網が発達し、商業港を持つなど、人や物、情報が集まる拠点となっています。

沿岸部には恵み豊かな干潟である三番瀬、内陸部には工業地、商業地、住宅地、農地が広がり、バランスの取れた産業、市民の活発な文化・スポーツ活動など、全国有数のポテンシャルを秘めています。また、北部地域では農業や畜産業、東京湾では漁業も盛んに営まれています。

令和 4 年度からは、将来都市像を「人も まちも 輝く 笑顔あふれる 船橋」とする新たな総合計画がスタートしました。市民を含め、船橋に関わるすべての人が自分らしく輝くとともに、都市としての輝きも創出し、まち中に笑顔の輪が広がることで、さらに活気あふれるまちを目指します。

少子高齢化社会を迎え、保健・医療・福祉の一層の連帯を図る中で、お年寄りや障害を持つ方々をはじめ、すべての市民の皆さんが、健やかで安心して暮らし続けられるような仕組みや体制の充実を図っております。

市制施行	昭和 12 年 4 月 1 日
面積	85.62 km ² (平成 26 年 10 月 1 日より)
人口	647,597 人
世帯数	317,341 世帯

※人口及び世帯数は住民基本台帳人口を記載（令和 5 年 4 月 1 日現在）

2. 船橋市国保のあゆみ

年月	事項	医療改定
昭和		
19.1	船橋市国民健康保険組合を設立	
22.7	終戦後の混乱により組合財政破綻し、事業を休止	
24.7	新法に基づく事業実施のため、保険課を設置し準備に入る	
27.3	財政的理由により事業実施に至らず保険課を廃止	
29.4	旧豊富村の合併に伴い同村で行っていた事業を引継ぎ一部実施の形態でその事務を福祉事務所で行う	
33.7	直営診療施設「豊富診療所」を開設(33.7.10)	
33.9	全市実施のため再び保険課を設置、準備に入る	
33.10		医療費改定 8.5% 引上げ
34.6	国民健康保険全市実施委員会を設置	
35.4	国民健康保険全市実施。機構を庶務、資格、保険税の3係制とする 保険税賦課4方式、標準割合、限度額50,000円とする 助産費1,000円、児童手当1,200円、葬祭費2,000円	
36.4	入院時の給食、寝具の給付制限を撤廃し完全給付実施	
36.7		医療費改定 12.5% 引上げ
36.10	世帯主の結核性疾患、精神障害について7割給付実施	
36.12		医療費改定 2.3% 引上げ
37.4	世帯主の全疾患について7割給付実施	
38.4	助産費2,000円	
39.4	部制施行に伴い経済衛生部に編入。給付係を設け4係制とする	
39.6	昭和39年度分保険税から賦課割合の規定を削除	
41.1	世帯員の全疾患について7割給付実施	医療費改定 9.5% 引上げ
41.11		薬価基準の改定 4.5% 引下げ 技術科の改定 3% 引上げ
42.4	助産費3,000円、育児手当1,800円、葬祭費3,000円	
42.7	機構改革に伴い民生部に編入	
42.10		薬価基準の改定 10.2% 引下げ
42.12		医療費改定 医科 7.68% 歯科 12.65% 引上げ
44.1		薬価基準の改定 5.6% 引下げ
44.4	昭和44年度分保険税から納期を4回から5回に改め、第1期分に暫定賦課方式を導入	
44.7	保険税賦課事務の電子計算機導入委託	
44.9	助産費10,000円	
45.2		医療費改定 医科 8.77% 歯科 9.73% 引上げ
45.4	朝鮮、韓国人を被保険者とする	

年月	事項	医療改定
45.7		医療費改定 医科 0.97% 引上げ
45.8		薬価基準の改定 3%引下げ
46.4	70 歳以上高齢者給付付加金制度（10 割給付）実施 賦課限度額 80,000 円	
46.7	機構改革に伴い市民部に編入	
46.11	保険税納付の銀行口座振替制度を導入	
47.2		医療費改定 医科 13.70% 歯科 13.73% 調剤 6.54% 引上げ 薬価基準の改定 3.9%引下げ
47.4	税制度を料制度に改め、嘱託収納員 21 名による臨戸徴収制 度を導入 期別を 5 回から 10 回とし、第 3 期分までを暫定賦課とする	
47.7	保険料を賦課、徴収に分け 5 係制とする	
48.1	国の老人医療無料化（寿）実施に伴い、高齢者給付付加金制 度を廃止し、老人福祉課へ事務を移管	
48.4	助産費 13,000 円、葬祭費 5,000 円 保険料消込事務・資格得喪事務の電子計算機導入委託	
48.8	被保険者の資格遡及について、従来の最高 6 ヶ月を 3 ヶ月と して保険料を遡及賦課することとした	
48.12	12 月診療分から任意給付として、高額療養費支給制度を創設 （自己負担額 30,000 円）	
49.2		医療費改定 医科 19.0% 歯科 19.9% 調剤 8.5% 引上げ
49.3	住民記録（住民コード）とのマッチング開始	薬価基準の改定 3.5%引下げ
49.4	昭和 49 年度分保険料から賦課を 2 方式に、擬制世帯主の所 得割軽減方法を逆数方式から比例方式に改める 賦課限度額 120,000 円、育児手当を助産費に統合廃止 助産費 23,000 円、葬祭費 10,000 円	
49.6	市民税申告所得の国保へのマッチング開始	
49.10		医療費改定 医科 16.0% 歯科 16.2% 調剤 6.6% 引上げ
50.1		薬価基準の改定 1.6%引下げ
50.3	保険証の検認事務をシール貼付に切替える	
50.4	調整交付金申請資料の電子計算機導入委託 助産費 43,000 円、葬祭費 20,000 円	
50.10	高額療養費支給制度が任意給付から法定給付へ移行	

年月	事項	医療改定	
51.4	保険料の月割計算賦課を全被保険者の資格得喪に適用 賦課限度額 150,000 円 応能・応益の配分割合を 80 対 20 に是正 助産費 53,000 円、葬祭費 25,000 円	医療費改定	医科 9.0% 調剤 4.9% 引上げ
51.7	機構改革に伴い保健衛生部に編入。資格と給付、賦課と徴収を各々統合し、庶務、資格給付、保険料の 3 係制とする		
51.8	高額療養費支給制度の自己負担額 39,000 円	医療費改定	歯科 9.6% 引上げ
52.4	全外国人を被保険者とする 高額療養費貸付基金条例を制定。基金 500 万円 擬制世帯主にかかる所得割賦課を廃止 賦課限度額 170,000 円 助産費 60,000 円 葬祭費 30,000 円		
52.9	滞納全世帯の実態調査実施。以後毎年実施し実態に応じ差押処分等を行う		
53.2		医療費改定	医科 11.5% 歯科 12.7% 調剤 5.6% 引上げ
53.4	市の電子計算機導入に伴い、従来の業者委託から電子計算課へ移行 保健婦を一般会計へ身分移管 保険料納付義務者に対し、所得の申告業務を条例規定 賦課限度額 190,000 円 助産費 70,000 円、葬祭費 40,000 円		
53.6	他法で助産費支給される者について、重複支給をしないことを条例規定（昭和 53 年 12 月 18 日以後の出産から発効）		
54.4	収納消込 OCR（光学文字読取装置）導入 オンライン処理開始、同端末機設置 賦課限度額 220,000 円 助産費 80,000 円、葬祭費 50,000 円		
55.4	保険料あん分率（料率）の定率、定額条例規定を算定式とし告示方式に改める 納期を 1 ヶ月繰上げ、仮算定賦課を 2 期までとする 賦課限度額 240,000 円 助産費 100,000 円		
56.1	高額療養費貸付基金を 1,000 万円に増額		
56.4	賦課限度額を地方税法の限度額にスライドさせる条例規定に改める（賦課限度額 260,000 円） 助産費 120,000 円、葬祭費 60,000 円 レセプト点検事務の電子計算化導入 （国保連合会電算共同処理事業へ一部委託）		

年月	事項	医療改定
56.6		医療費改定 医科 8.4% 歯科 5.9% 調剤 3.8% 引上げ 薬価基準の改定 18.6%引下げ
57.4	賦課限度額 270,000 円 助産費 150,000 円、葬祭費 70,000 円 (高額療養費に対する自己負担額、9月診療分から 45,000 円、 58 年 1 月診療分から 51,000 円) (老人、低所得者 39,000 円)	
58.1		薬価基準の改定 4.9%引下げ
58.2	老人保健法施行 被保険者に対する医療費通知実施 [多受診世帯(1人1か月2医療機関以上)の一部実施] 被保険者証を電子計算機による漢字プリンターとする	
58.4	賦課限度額 280,000 円	
58.11	被保険者資格台帳を電子計算機による漢字プリンターとする	
59.2	被保険者に対する医療費通知実施(全受診世帯)	
59.3		医療費改定 医科 3.0% 歯科 1.1% 調剤 1.0% 引上げ 薬価基準の改定 16.6%引下げ
59.4	賦課限度額 350,000 円	
59.10	退職者医療制度の実施 高額療養費、低所得者世帯を 30,000 円に引下げ	
60.3		医療費改定 医科 3.5% 歯科 2.5% 調剤 0.2% 引上げ 薬価基準の改定 6.0%引下げ
60.4	高額医療費共同事業の実施。(基準額 150 万円) 高額療養費貸付基金を 1,000 万円増額し、2,000 万円とする	
61.4	賦課限度額 370,000 円 国保運営協議会委員の定数改正 (被用者保険等保険者代表 2 名加わる) 5 人未満法人事務所への健保等の適用拡大	医療費改定 医科 2.5% 歯科 1.5% 調剤 0.3% 引上げ 薬価基準の改定 5.1%引下げ
61.5		
61.6	高額療養費自己負担限度額を 54,000 円に改定 (但し、低所得者世帯は 30,000 円に据置)	
62.1	国民健康保険法の改正に伴い、保険料滞納者に、資格証明書 等の措置が講ぜられた	
62.4	賦課限度額 390,000 円	

年月	事項	医療改定
63.4	賦課限度額 400,000 円 1～2 人法人事務所への健保等の適用拡大 国保電算処理システムの抜本的な見直しのためのプロジェクトを設置	医療費改定 医科 3.8% 調剤 1.7% 引上げ 薬価基準の改定 10.2%引下げ
63.6	保険基盤安定制度の創設等国保改革の実施	医療費改定 歯科 1.5% 引上げ
63.7	高額医療費共同事業の医療費基準額が 150 万円から 80 万円に改定される	
平成 元.4	賦課限度額 420,000 円 高額療養費支給事務用パソコン導入	
元.6	高額療養費自己負担限度額を 57,000 円に改定 (但し、低所得者世帯は 31,800 円)	
2.4	国保電算処理システム稼働 暫定賦課を廃止し、納期を 6 月から翌年 3 月までに変更	医療費改定 医科 4.0% 歯科 1.4% 調剤 1.9% 引上げ 薬価基準の改定 9.2%引下げ 薬価基準の改定 8.1%引下げ
3.4	賦課限度額 440,000 円	
3.5	高額療養費自己負担限度額を 60,000 円に改定 (但し、低所得者世帯は 33,600 円)	
4.4	賦課限度額 460,000 円 助産費 240,000 円 葬祭費 100,000 円	医療費改定 医科 5.4% 歯科 2.7% 調剤 1.9% 引上げ 薬価基準の改定 8.1%引下げ
5.4	滞納整理係を新設 (4 係制) 賦課限度額 500,000 円	
5.5	高額療養費自己負担限度額を 63,000 円に改定 (但し、低所得者世帯は 35,400 円)	
6.4		医療費改定 医科 5.2% 歯科 2.3% 調剤 2.1% 引上げ 薬価基準の改定 6.6%引下げ
6.10	助産費 240,000 円を出産育児一時金 300,000 円に改正 入院食事療養費の創設 老人保健法一部改正 老人保健事業費拠出金の創設	
7.3	国保直営豊富診療所を廃止	
7.4	賦課限度額 520,000 円	
8.4		医療費改定 医科 3.6% 歯科 2.2% 調剤 1.3% 引上げ 薬価基準の改定 6.8%引下げ

年月	事項	医療改定
8.6	高額療養費自己負担限度額を 63,600 円に改定 (但し、低所得者世帯は 35,400 円)	
8.10	入院時食事療養費の自己負担額の改定	
9.4	課名を国民健康保険課に変更 賦課限度額 530,000 円	医療費改定 医科 1.31% 歯科 0.75% 調剤 1.15% 引上げ 薬価基準の改定 4.4%引下げ
9.9	国民健康保険法及び老人保健法の一部改正により、外来時薬剤費の一部負担金の創設	
10.4		医療費改定 医科 1.5% 歯科 1.5% 調剤 0.7% 引上げ 薬価基準の改定 2.7%引下げ
10.6	レセプトの内容点検を実施(非常勤一般職 3 名採用)	
10.7	機構改革に伴い、新設の福祉局保健福祉部となる 高齢者医療係が編入される(5 係制)	
11.4	保険料率を告示方式から、明示方式へ変更 高額療養費貸付基金を 500 万円増額し、2,500 万円とする	
11.7	老人保健法における薬剤一部負担軽減特例措置が実施(臨時老人薬剤費特別給付金として、一部負担金を国が支払う)	
12.4	介護保険制度の実施により、介護第 2 号被保険者(40 歳～64 歳)の保険料が医療分に加え介護分も含んで賦課、徴収される 医療分賦課限度額 530,000 円 介護分賦課限度額 70,000 円 短期被保険者証交付開始(年度内 2,967 世帯)	医療費改定 医科 2.0% 歯科 2.0% 調剤 0.8% 引上げ 薬価基準の改定 7.0%引下げ
12.6	レセプトの内容点検範囲拡大(歯科・縦覧) (非常勤一般職 2 名採用、計 5 名)	
13.1	老人保健法の一部改正により、老人医療費一部負担金が上限付き定率 1 割負担となる 海外療養費制度の新設 高額療養費自己負担限度額に所得階層別・上限スライド導入 一般世帯 63,600 円+ (総医療費 - 318,000 円) × 1 % 上位所得世帯 121,800 円+ (総医療費 - 609,000 円) × 1 % 非課税世帯 35,400 円	
13.4	国民健康保険出産費資金貸付基金条例を制定 (基金 1,000 万円)	
13.10	資格証明書交付開始(年度内 62 世帯)	
14.4		医療費改定 医科 1.3% 歯科 1.3% 調剤 1.3% 引下げ 薬価基準の改定 1.3%引下げ 医療材料の改定 0.1%引下げ

年月	事項	医療改定
14.10	国民健康保険法等一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳未満乳幼児の一部負担割合変更（3割→2割） ・ 老人医療受給対象年齢の引上げ（5年間かけて70歳から75歳） ・ 高額療養費自己負担限度額の改定（低所得者は据置） <ul style="list-style-type: none"> 70歳未満の者 <ul style="list-style-type: none"> 一般 72,300円 + (医療費 - 361,500円) × 1% 上位所得者 139,800円 + (医療費 - 699,000円) × 1% 70歳以上の者 <ul style="list-style-type: none"> 一般 <ul style="list-style-type: none"> 入院 40,200円 外来 12,000円 一定以上所得者 <ul style="list-style-type: none"> 入院 72,300円 + (医療費 - 361,500円) × 1% 外来 40,200円 低所得者 <ul style="list-style-type: none"> 入院 低所得者Ⅰ 15,000円 低所得者Ⅱ 24,000円 外来 8,000円 ・ 70歳以上の高齢者の一部負担割合変更（1割→1割又は2割） 	
15.4	国民健康保険法等一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 退職者医療制度の一部負担割合変更 <ul style="list-style-type: none"> 退職者本人（入院・外来） 2割→3割 退職者扶養（入院） 2割→3割 ・ 薬剤一部負担金制度廃止 ・ 高額療養費自己負担限度額の改定 <ul style="list-style-type: none"> 70歳未満の者 <ul style="list-style-type: none"> 一般 72,300円 + (医療費 - 241,000円) × 1% 上位所得者 139,800円 + (医療費 - 466,000円) × 1% ・ 保険者支援制度の創設 ・ 高額医療費共同事業拡充・制度化（交付基準額 80万円→70万円） ・ 保険料（介護分）年間賦課限度額の引上げ（7万円→8万円） 	
16.4	高額療養費貸付基金を1,500万円増額し、4,000万円とする	薬価基準の改定 1.0%引下げ
17.4	国民健康保険法等一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険給付費等に要する費用に対する国庫負担の変更等 ・ 国庫負担率の引下げ（40%→34%（17年度は36%）） ・ 国調整交付金（10%→9%） ・ 県調整交付金の創設（7%（17年度は5%）） ・ 保険基盤安定制度の改正 ・ 国庫負担廃止による県負担率の引上げ（25%→75%） 	
17.6	コンビニでの保険料収納業務を実施	
18.4	国民健康保険法等一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入院時食事療養費自己負担額の改定（1日当たり→1食当たり） ・ 高額医療費共同事業の継続（交付基準額 70万円→80万円） ・ 保険者支援制度の継続 ・ 税制改正（公的年金等控除額の縮減）による激変緩和措置 ・ 国保財政安定化支援事業の継続 	医療費改定 <ul style="list-style-type: none"> 医科 1.5% 歯科 1.5% 調剤 0.6% 引下げ 薬価基準の改定 1.6%引下げ 医療材料の改定 0.2%引下げ

年月	事項	医療改定
18.10	国民健康保険法等一部改正 ・70歳以上で現役並み所得者の一部負担割合変更(2割→3割) ・高額療養費自己負担限度額の改定(低所得者は据置) 70歳未満の者 一般 80,100円+(医療費-267,000円)×1% 上位所得者 150,000円+(医療費-466,000円)×1% 70歳以上の者 一般 入院 44,400円 一定以上所得者→現役並み所得者 入院及び世帯単位 80,100円+(医療費-267,000円)×1% 外来 44,400円 ・保険財政共同安定化事業の創設(交付基準額8万円超~80万円) ・特定療養費を廃止し、保険外併用療養費を創設 ・入院時生活療養費の創設(介護保険との均衡を図るため、療養病床に入院する70歳以上の者は、食費と居住費の一部を負担) ・出産育児一時金の改正(30万円→35万円) ・出産費資金貸付制度の改正 (貸付限度9割→10割、貸付対象出産予定日1月以内→2月以内)	
19.4	保険料年間賦課限度額の引上げ 医療分 53万円 → 56万円 介護分 8万円 → 9万円 70歳未満の被保険者の入院に係る高額療養費の現物給付化の実施(事前に市へ申請することにより、入院費用の支払いを自己負担限度額までにとどめる)	
19.4	出産育児一時金受取代理払いの実施	
19.10	平成14年10月に実施された、老人医療受給対象年齢の引上げ(5年間の経過措置)が完了する	

年月	事項	医療改定
20.4	<p>国民健康保険法等一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前期高齢者の対象年齢引下げ（70歳以上→65歳以上） ・3歳未満乳幼児の負担割合対象年齢引上げ（3歳未満就学前まで） ・70歳以上前期高齢者（現役並所得者除く）の一部負担割合変更（1割→2割）〈但し1年間凍結〉 ・高額療養費自己負担限度額の改定（低所得者は据置）〈但し1年間凍結〉 <ul style="list-style-type: none"> 70歳以上前期高齢者 <ul style="list-style-type: none"> 一般世帯 入院 62,100円 一般個人 外来 24,600円 ・退職者医療制度の廃止（但し平成26年度までの間の65歳未満の退職者は、経過措置として存続） ・入院時生活療養費の対象年齢の引下げ（70歳以上→65歳以上） ・高額介護合算療養費制度の創設 ・前期高齢者の医療給付費等に係る財政調整制度の創設（前期高齢者交付金・納付金の創設） ・保険料が医療分及び介護分に加え後期高齢者支援金等分も含んで賦課、徴収される ・保険料年間賦課限度額の引上げ <ul style="list-style-type: none"> 医療分額 470,000円 後期高齢者支援金等分 120,000円 介護分 90,000円 ・保険料の年金からの特別徴収開始 ・被保険者証を高齢受給者証と一体としカード化する ・葬祭費の支給金額の改正（10万円→5万円） <p>高齢者の医療の確保に関する法律施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療制度の実施（75歳以上の全ての高齢者が対象） ・特定健康診査及び特定保健指導の実施 ・特定健康診査室を新設（5係1室制） 	<p>医療費改定</p> <ul style="list-style-type: none"> 医科 0.42% 歯科 0.42% 調剤 0.17% 引上げ <p>薬価基準の改定 1.1%引下げ</p> <p>医療材料の改定 0.1%引下げ</p>
21.1	<p>出産育児一時金額の改正</p> <p>35万円→38万円（産科医療補償制度加入医療機関での出産のみ）</p>	
21.4	<p>国民健康保険法等一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・70歳以上前期高齢者（現役並所得者除く）の一部負担割合変更（1割→2割）凍結が更に1年間延長 ・70歳以上前期高齢者の高額療養費自己負担限度額の改定（低所得者は据置）の凍結が更に1年間延長 <ul style="list-style-type: none"> 一般世帯 入院 62,100円 一般個人 外来 24,600円 ・資格証明書の交付要件の見直し（年齢制限を設け、15歳到達日以降最初の3月31日までの間は交付しない） <p>保険料（介護分）年間賦課限度額の引上げ</p> <p>9万円→10万円</p>	
21.10	<p>出産育児一時金額の改正 38万円→42万円</p> <p>（産科医療補償制度未加入医療機関での出産は、▲3万円）</p>	

年月	事項	医療改定														
22.4	<p>国民健康保険法等一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・70歳以上前期高齢者（現役並所得者除く）の一部負担割合変更(1割→2割)凍結が更に1年間延長 ・70歳以上前期高齢者の高額療養費自己負担限度額の改定（低所得者は据置）の凍結が更に1年間延長 一般世帯 入院 62,100円 一般個人 外来 24,600円 ・国保財政基盤強化策の継続（高額医療費共同事業、保険者支援制度、国保財政安定化支援事業） <p>保険料年間賦課限度額の引上げ</p> <table> <tr> <td>医療分</td> <td>47万円→50万円</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援金等分</td> <td>12万円→13万円</td> </tr> </table> <p>保険料均等割額の引上げ</p> <table> <tr> <td>医療分</td> <td>16,090円→24,360円</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援金等分</td> <td>5,860円→7,090円</td> </tr> </table> <p>保険料軽減割合の改正（6・4割→7・5・2割）</p> <p>非自発的失業者に対する保険料軽減制度の創設 （前年所得を30/100として算定）</p> <p>旧被扶養に係る保険料軽減の延長（当面の間継続）</p>	医療分	47万円→50万円	後期高齢者支援金等分	12万円→13万円	医療分	16,090円→24,360円	後期高齢者支援金等分	5,860円→7,090円	<p>医療費改定</p> <table> <tr> <td>医科</td> <td>1.74%</td> </tr> <tr> <td>歯科</td> <td>2.09%</td> </tr> <tr> <td>調剤</td> <td>0.52%</td> </tr> </table> <p>引上げ</p> <p>薬価基準の改定 1.36%引下げ</p>	医科	1.74%	歯科	2.09%	調剤	0.52%
医療分	47万円→50万円															
後期高齢者支援金等分	12万円→13万円															
医療分	16,090円→24,360円															
後期高齢者支援金等分	5,860円→7,090円															
医科	1.74%															
歯科	2.09%															
調剤	0.52%															
22.12	レセプト内容点検の民間委託実施															
23.4	<p>運転免許証識別装置導入（本人確認のため）</p> <p>国民健康保険法等一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・70歳以上前期高齢者（現役並所得者除く）の一部負担割合変更（1割→2割）凍結が更に1年間延長 ・70歳以上前期高齢者の高額療養費自己負担限度額の改定（低所得者は据置）の凍結が更に1年間延長 一般世帯 入院 62,100円 一般個人 外来 24,600円 <p>保険料年間賦課限度額の引上げ</p> <table> <tr> <td>医療分</td> <td>50万円→51万円</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援金等分</td> <td>13万円→14万円</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>10万円→12万円</td> </tr> </table> <p>出産育児一時金額の改正 （21年10月～23年3月の暫定措置 → 恒久化） 38万円→42万円 （産科医療補償制度未加入の出産は、▲3万円）</p> <p>嘱託収納員制度廃止</p>	医療分	50万円→51万円	後期高齢者支援金等分	13万円→14万円	介護分	10万円→12万円									
医療分	50万円→51万円															
後期高齢者支援金等分	13万円→14万円															
介護分	10万円→12万円															
23.5	新国民健康保険システム稼働（パッケージシステム）															
23.7	<p>保険料電話催告開始（非常勤職員）</p> <p>ペイジー口座振替受付サービス開始</p>															
24.3	ジェネリック医薬品（後発医薬品）利用差額通知実施															

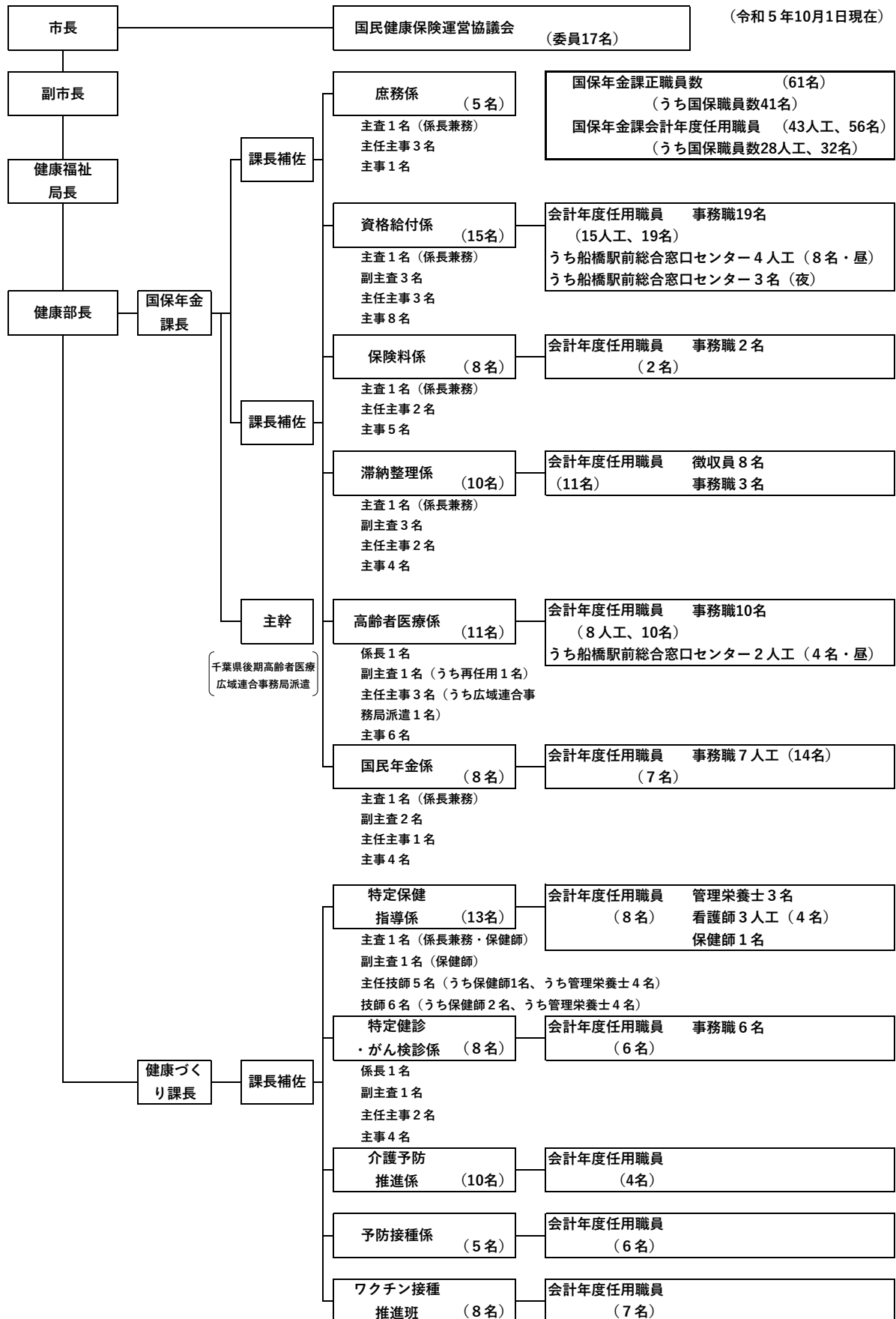
年月	事項	医療改定
24. 4	<p>国民健康保険法等一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険給付費等に要する費用に対する国庫負担の変更等 ・国庫負担率の引下げ（34%→32%） ・県調整交付金の引上げ（7%→9%） ・国保財政基盤強化策の恒久化（高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業、保険者支援制度） ・70歳以上前期高齢者（現役並所得者除く）の一部負担割合変更（1割→2割）の凍結が更に1年間延長 ・70歳以上前期高齢者の高額療養費自己負担限度額の改定（低所得者は据置）の凍結が更に1年間延長 一般世帯 入院 62,100円 一般個人 外来 24,600円 ・高額療養費の外来現物給付化の実施（事前に市へ申請することにより、外来窓口での支払いを月の自己負担限度額までにとどめる） 	<p>医療費改定 医科 1.55% 歯科 1.70% 調剤 0.46% 引上げ 薬価基準の改定 1.38%引下げ</p>
25. 4	<p>国民健康保険法等一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・70歳以上前期高齢者（現役並所得者除く）の一部負担割合変更（1割→2割）凍結が更に1年間延長 ・70歳以上前期高齢者の高額療養費自己負担限度額の改定（低所得者は据置）の凍結が更に1年間延長 一般世帯 入院 62,100円 一般個人 外来 24,600円 ・特定同一世帯所属者への特例措置の恒久化 （後期制度移行から5年間は5割・7割軽減判定の際に特定同一世帯所属者を含めて軽減対象基準額を算定する） <p>延滞金の特例基準割合の適用期間延長（1か月→3か月） 船橋市国民健康保険特定健康診査等実施計画を策定 （第2期：平成25年度～平成29年度）</p>	
25.10	<p>窓口及び受電業務の委託実施</p>	
26. 4	<p>国民健康保険法等一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・70歳以上前期高齢者（現役並所得者除く）の一部負担割合変更（1割→2割）凍結の解除 ※平成26年度に70歳になる者から2割負担 ※経過措置として平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた被保険者は従来どおり75歳になるまで1割負担（現役並所得者除く） ・70歳以上前期高齢者の高額療養費自己負担限度額の改定（低所得者は据置）の凍結の解除 <p>保険料の5割軽減・2割軽減の対象世帯の拡大（7割軽減は変更なし） 保険料年間賦課限度額の引上げ 医療分（据え置き） 51万円→51万円 後期高齢者支援金等分 14万円→16万円 介護分 12万円→14万円</p>	<p>医療費改定 医科 0.82% 歯科 0.99% 調剤 0.22% 引上げ 薬価基準の改定 0.58%引下げ 医療材料の改定 0.05%引下げ</p>

年月	事項	医療改定															
27.1	国民健康保険法等一部改正 ・70歳未満被保険者における高額療養費の所得区分及び自己負担限度額の改定 ア：252,600円+(医療費-842,000円)×1% イ：167,400円+(医療費-558,000円)×1% ウ：80,100円+(医療費-267,000円)×1% エ：57,600円 オ：35,400円																
27.1	出産育児一時金額の改正 ・産科医療補償制度未加入の医療機関 39万円→40万4千円(制度加入医療機関は42万円で据置き)																
27.4	国民健康保険法等一部改正 ・保険財政共同安定化事業の拡大 対象事業が、30万円以上80万円までから、1円以上80万円までの医療費へ変更 保険料年間賦課限度額の引上げ 医療分 51万円→52万円 後期高齢者支援金等分 16万円→17万円 介護分 14万円→16万円 保険料の5割軽減・2割軽減の対象世帯の拡大(7割軽減は変更なし)																
27.10	部名が健康・高齢部へ変更 組織改正に伴い特定健康診査室が保健所健康づくり課へ移管																
28.4	国民健康保険法等一部改正 ・入院時食事療養費自己負担額の改定(1食当たり260円→360円) 保険料年間賦課限度額の引上げ 医療分 52万円→54万円 後期高齢者支援金等分 17万円→19万円 保険料の5割軽減・2割軽減の対象世帯の拡大(7割軽減は変更なし)	医療費改定 医科 0.56% 歯科 0.61% 調剤 0.17% 引上げ 薬価基準の改定 1.22%引下げ 医療材料の改定 0.11%引下げ															
28.10	短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大																
29.4	国民健康保険法等一部改正 保険料の5割軽減・2割軽減の対象世帯の拡大(7割軽減は変更なし)																
29.8	70歳以上被保険者における高額療養費の自己負担限度額の改定(平成30年7月診療分まで)(改定箇所下線) <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td>外来</td> <td>入院</td> </tr> <tr> <td>現役並み</td> <td>57,600円</td> <td>80,100円+(医療費-267,000円)×1%</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>14,000円</td> <td>57,600円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅱ</td> <td>8,000円</td> <td>24,600円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅰ</td> <td>8,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> </table> 70歳以上一般被保険者における高額療養費の外来年間合算の施行(平成29年8月診療分から) ・自己負担額の年間(前年8月1日から当年7月31日までの間)の合計額に対する自己負担限度額(144,000円)が設けられる		外来	入院	現役並み	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	一般	14,000円	57,600円	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	
	外来	入院															
現役並み	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%															
一般	14,000円	57,600円															
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円															
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円															

年月	事項	医療改定												
29.10	65 歳以上被保険者における入院時生活療養費自己負担額の改定（平成 30 年 3 月診療分まで）（改定箇所下線） 医療区分Ⅰ： <u>370 円/日</u> 医療区分Ⅱ・Ⅲ： <u>200 円/日</u> （難病患者：0 円）													
30.4	国民健康保険法等一部改正 ・国民健康保険制度運営が広域化され、都道府県も保険者となる ・国民健康保険事業費納付金、保険給付費等交付金の創設 ・高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業の廃止 ・入院時食事療養費の標準負担額の改定（平成 30 年 4 月診療分から） 低所得者以外の被保険者における標準負担額：460 円/日 ・入院時生活療養費の標準負担額の改定（平成 30 年 4 月診療分から） 65 歳以上の被保険者における標準負担額：370 円/日 保険料年間賦課限度額の引上げ 医療分 54 万円→58 万円 （後期高齢者支援金分、介護納付金分は変更なし） 保険料の 5 割軽減・2 割軽減の対象世帯の拡大（7 割軽減は変更なし） 保険料均等割額の引上げ 後期高齢者支援金分：7,090 円→8,590 円	医療費改定 医科 0.63% 歯科 0.69% 調剤 0.19% 引上げ 薬価基準の改定 1.65%引下げ 医療材料の改定 0.09%引下げ												
30.7	自動音声電話催告システムの導入、委託の実施													
30.8	70 歳以上現役並み所得者における区分の再編及び高額療養費、高額介護合算療養費の自己負担限度額の改定（平成 30 年 8 月診療分から） 現役並み所得者の区分及び自己負担限度額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>課税所得</th> <th>外来、入院時の自己負担限度額</th> <th>自己負担限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Ⅲ 690 万円～</td> <td>：252,600 円+(医療費－842,000 円) ×1%（4 回目以降：140,100 円）</td> <td>212 万円</td> </tr> <tr> <td>Ⅱ 380 万円 ～690 万円</td> <td>：167,400 円+(医療費－558,000 円) ×1%（4 回目以降：93,000 円）</td> <td>141 万円</td> </tr> <tr> <td>Ⅰ 145 万円 ～380 万円</td> <td>：80,100 円+(医療費－267,000 円) ×1%（4 回目以降：44,400 円）</td> <td>67 万円</td> </tr> </tbody> </table> 70 歳以上被保険者のうち一般区分における外来に係る高額療養費の自己負担限度額の改定（平成 30 年 8 月診療分から） 14,000 円→18,000 円	課税所得	外来、入院時の自己負担限度額	自己負担限度額	Ⅲ 690 万円～	：252,600 円+(医療費－842,000 円) ×1%（4 回目以降：140,100 円）	212 万円	Ⅱ 380 万円 ～690 万円	：167,400 円+(医療費－558,000 円) ×1%（4 回目以降：93,000 円）	141 万円	Ⅰ 145 万円 ～380 万円	：80,100 円+(医療費－267,000 円) ×1%（4 回目以降：44,400 円）	67 万円	
課税所得	外来、入院時の自己負担限度額	自己負担限度額												
Ⅲ 690 万円～	：252,600 円+(医療費－842,000 円) ×1%（4 回目以降：140,100 円）	212 万円												
Ⅱ 380 万円 ～690 万円	：167,400 円+(医療費－558,000 円) ×1%（4 回目以降：93,000 円）	141 万円												
Ⅰ 145 万円 ～380 万円	：80,100 円+(医療費－267,000 円) ×1%（4 回目以降：44,400 円）	67 万円												
30.9	外国人被保険者向けパンフレットの作成・配布 （英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、シンハラ語）													
30.10	外国人被保険者に係る人材派遣業務委託の実施 （ベトナム語、ネパール語）													

年月	事項	医療改定
令和 元.10	<p>31.4 組織改正に伴い国民健康保険課と国民年金課が統合 課名を国保年金課に変更 国民健康保険法等一部改正 保険料年間賦課限度額の引上げ 医療分 58万円→61万円 (後期高齢者支援金分、介護納付金分は変更なし) 保険料の5割軽減・2割軽減の対象世帯の拡大(7割軽減は変更なし) 旧被扶養者の均等割減免対象期間の特例廃止</p>	<p>医療費改定 医科 0.48% 歯科 0.57% 調剤 0.12% 引上げ 薬価基準の改定 0.51%引下げ 医療材料の改定 0.03%引上げ</p>
2.4	<p>国民健康保険法等一部改正 保険料年間賦課限度額の引上げ 医療分 61万円→63万円 介護納付金分 16万円→17万円 (後期高齢者支援金分は変更なし) 保険料の5割軽減・2割軽減の対象世帯の拡大(7割軽減は変更なし) 保険料均等割額の引上げ 医療分 24,360円→27,360円 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に傷病手当金を支給するための条例改正</p>	<p>医療費改定 医科 0.53% 歯科 0.59% 調剤 0.16% 消費税財源を活用した救急病院における勤務医の働き方改革への特例的な対応 0.08% 引上げ 薬価基準の改定 0.44%引下げ 医療材料の改定 0.01%引下げ</p>
2.10	<p>Web口座振替受付サービス開始</p>	
3.4	<p>平成30年度税制改正における給与所得控除等の10万円引下げ及び基礎控除の10万円引上げ ・基礎控除の引上げに伴う国保法施行令の一部改正 ・基礎控除の引上げに伴う保険料軽減判定所得の改正</p>	
4.1	<p>出産育児一時金額の改正 ・産科医療補償制度未加入の医療機関 40万4千円→40万8千円(制度加入医療機関は42万円据置き)</p>	

3. 事務機構及び事務分掌



国 保 年 金 課	庶務係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険運営協議会に関すること 2. 出産育児一時金、葬祭費及び高額療養費の資金前渡並びに精算に関すること 3. 高額療養費貸付基金に関すること 4. 財政調整基金に関すること 5. 出産費資金貸付基金に関すること 6. 国民健康保険事業費納付金に関すること 7. 課の庶務に関すること
	資格給付係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被保険者の資格の取得及び喪失に関すること 2. 出産育児一時金、葬祭費、傷病手当金及び高額療養費の支給並びに療養費の受付に関すること 3. 療養の給付の資格の点検に関すること 4. 医療費通知に関すること 5. 看護及び移送の承認に関すること 6. 国民健康保険一部負担金に関すること 7. 療養費の支給に関すること 8. 高額療養費の貸付に関すること 9. 国民健康保険の資格及び返納の証明に関すること 10. 出産費資金の貸付に関すること
	保険料係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険料の賦課、収納及び督促に関すること 2. 国民健康保険料の減免及び徴収猶予に関すること 3. 国民健康保険料の証明に関すること 4. 国民健康保険料の調査及び統計に関すること
	滞納整理係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険料の滞納整理に関すること 2. 差押財産の整理保管及び公売等に関すること 3. 参加差押及び交付要求に関すること 4. 国民健康保険料の調査及び統計に関すること
	高齢者医療係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 千葉県後期高齢者医療広域連合に関すること 2. 後期高齢者医療に関すること
	国民年金係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被保険者の資格取得及び喪失に関すること 2. 老齢福祉年金に関すること 3. 基礎年金番号通知書に関すること 4. 国民年金給付裁定に関すること 5. 拠出年金に関すること 6. 国民年金保険料の免除に関すること 7. 国民年金の調査及び統計に関すること
	健康づくり課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特定健康診査及び特定保健指導に関すること 2. 国民健康保険に係る保健事業（他の課の所管に属するものを除く。）に関すること 3. 健康増進法に基づく健康診査事業等（他の課の所管に属するものを除く。）に関すること 4. 後期高齢者医療の被保険者に対する保健事業の受託に関すること <p>※船橋市事務分掌規則より抜粋</p>

4. 国民健康保険運営協議会

(1) 委員の構成

ア. 被保険者を代表する委員	5人
イ. 保険医または保険薬剤師を代表する委員	5人
ウ. 公益を代表する委員	5人
エ. 被用者保険等保険者を代表する委員	2人

(2) 報酬

日額 9,800 円

(3) 任期

令和3年9月1日～令和6年8月31日（3年間）

(4) 委員名簿

令和5年10月1日現在

区 分	氏 名	職 業 又 は 役 職 名
一 号 委 員	被 保 険 者 代 表	金 満 俊 一
		廣 瀬 千 津 子
		山 口 昌 司
		一 富 肇 資
		横 山 雅 章
二 号 委 員	医 療 担 当 代 表	寺 田 俊 昌 医師
		土 居 良 康 医師
		山 崎 達 之 医師
		山 崎 繁 夫 歯科医師
		市 原 容 子 薬剤師
三 号 委 員	公 益 代 表	副会長 興 松 勲 元市議会議員
		金子 千代美 船橋市民生児童委員協議会理事
		会長 藤田 きよ子 人権擁護委員
		文 川 和 雄 船橋市自治会連合協議会副会長
		齋 藤 裕 子 J A いちかわ船橋地区女性部部长
四 号 委 員	被 用 者 保 険 代 表	小 原 正 利 横河ブリッジホールディングス健康保険組合常務理事
		佐 宗 由 紀 子 公立学校共済組合千葉支部事務局長

(5) 運営協議会開催経過

年	回	開催月日	附 議 内 容
平成			
31	1	2.13	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度 3 月補正予算案について ・国民健康保険条例の一部改正について ・平成 31 年度予算案について
令和			
元	1	9.4	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度決算について
	1	2.3	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度 3 月補正予算案について ・国民健康保険条例の一部改正について ・令和 2 年度予算案について
	2	8.27	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度決算について ・国民健康保険条例の一部改正について ・令和 2 年度補正予算について
	1	2 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険条例の一部改正について ・令和 3 年度予算案について ・保健事業実施計画（データヘルス計画）の中間評価について
	2	9 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険運営協議会における会長及び副会長の選出について ・令和 2 年度決算について
	1	1~2 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 年度 3 月補正予算案について ・国民健康保険条例の一部改正について ・令和 4 年度予算案について
	2	8~9 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 年度決算について ・令和 3 年度補正予算について
	1	2.8	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険条例の一部改正について ・令和 4 年度 3 月補正予算案について ・令和 5 年度予算案について
	2	8.30	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 4 年度決算について
	3	11.15	<ul style="list-style-type: none"> ・第 3 期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第 4 期特定健康診査等実施計画（案）について

5 . 保 険 給 付 の 概 要

5. 保険給付の概要

(1) 給付内容

① 療養の給付及び療養費

ア. 負担割合

区 分	保険者負担割合	一部負担割合
義務教育就学前	8割	2割
義務教育就学以降～69歳	7割	3割
退職被保険者等	7割	3割
70歳～74歳	8割	2割
70歳～74歳の現役並み所得者	7割	3割

イ. 入院時食事療養費（標準負担額）

所得区分（説明は②アもしくはエを参照）		標準負担額
下記以外の人		1食 460円 ^{※1}
市民税非課税世帯 低所得Ⅱ	過去12ヶ月間に入院日数が90日以内の入院の場合	1食 210円 ^{※2}
	過去12ヶ月間に入院日数が90日を超える入院の場合	1食 160円 ^{※3}
低所得Ⅰ		1食 100円 ^{※2}

※1 指定難病、小児慢性特定疾病等の人は260円

※2 事前に「標準負担額減額認定証」の交付を受け医療機関に提示するか、医療機関がオンライン資格確認を利用して市民税非課税世帯区分であることを確認できた場合

※3 事前に90日を超える入院がある旨を申し出て、長期入院該当の認定のある「標準負担額減額認定証」を提示した場合

ウ. 入院時生活療養費（標準負担額）

65歳以上の人療養病床に入院した場合

所得区分 （説明は②アもしくはエを参照）	標準負担額	
	1食当たりの食費	1日当たりの居住費
下記以外の人	460円 [※] （一部医療機関では420円）	370円 [※]
市民税非課税世帯・低所得Ⅱ	210円	
低所得Ⅰ	130円	

※ 厚生労働大臣が定める医療の必要性が高い人、指定難病の人は異なる

② 高額療養費

同じ月（1日～末日）の医療費の一部負担金（食事代、差額ベッド代等を除いた保険診療分）が高額になったとき、世帯の所得（所得区分）によって定められた「自己負担限度額」を超えた額が高額療養費として支給される。自己負担限度額や計算方法は年齢によって異なり、高額療養費が発生する場合は診療月から約3ヶ月後に通知される。

また、診療月を含む過去12ヶ月間に、世帯単位での支給が3回以上あった場合、4回目以降の自己負担限度額が適用される。

さらに、70歳以上一般被保険者における外来療養に係る前年8月1日から7月31日までの1年間の自己負担限度額が設けられている。

ア. 自己負担限度額（月額）

69歳以下の人の場合

所得区分		3回目まで	4回目以降
ア	基礎控除後の総所得金額等が 901万円超	252,600円 + (医療費の総額 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ	基礎控除後の総所得金額等が 600万円超～901万円以下	167,400円 + (医療費の総額 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ	基礎控除後の総所得金額等が 210万円超～600万円以下	80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ	基礎控除後の総所得金額等が 210万円以下	57,600円	44,400円
オ	市民税非課税世帯*	35,400円	24,600円

※ 同一世帯の世帯主及び国保被保険者が市民税非課税の場合

○ 同じ人が、同じ月に、同じ医療機関（外来と入院、医科と歯科は別扱い）でかかった一部負担金のひと月の合計が、21,000円以上のものが計算対象となる。計算対象となる一部負担金を69歳以下の同一世帯の国保加入者で合算し、合算した金額が自己負担限度額（月額）を超えた場合、その超えた額が高額療養費として支給される。

70 歳以上 74 歳以下の人の場合

所得区分 (説明は②エ、所得区分を参照)		外来 (個人単位)	外来 + 入院 (世帯単位)
		現役並み所得者	Ⅲ 課税所得 690 万円以上
Ⅱ 課税所得 380 万円以上	167,400 円 + (医療費の総額 - 558,000 円) × 1% < 4 回目以降 93,000 円 >		
Ⅰ 課税所得 145 万円以上	80,100 円 + (医療費の総額 - 267,000 円) × 1% < 4 回目以降 44,400 円 >		
一般	18,000 円 < 年間上限 144,000 円 >	57,600 円 < 4 回目以降 44,400 円 >	
低所得Ⅱ	8,000 円	24,600 円	
低所得Ⅰ	8,000 円	15,000 円	

○ 同じ人が、同じ月に、同じ医療機関（外来と入院、医科と歯科は別扱い）でかかった一部負担金のすべてが計算対象となる。外来の一部負担金を個人ごとに合算し、合算した額が 70 歳以上 74 歳以下の自己負担限度額（月額）である外来（個人単位）を超えた場合、その超えた額が高額療養費として支給される。また、入院等の対象となる一部負担金を 70 歳以上 74 歳以下の同一世帯の国保加入者で合算し、合算した金額が 70 歳以上 74 歳以下の自己負担限度額（月額）である外来 + 入院（世帯単位）を超えた場合、その超えた額が高額療養費として支給される。

イ. 限度額適用認定証

同じ人が、同じ月に、同じ医療機関（同じ医療機関でも外来と入院、医科と歯科は別扱い）での医療費が高額となる場合、事前に「限度額適用認定証」（市民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）を取得し医療機関に提示するか、医療機関がオンライン資格確認を利用して区分を確認することができた場合、窓口での一部負担金の支払いを自己負担限度額までに抑えることができる。なお、限度額適用認定証を使わずに自己負担限度額を超えて支払いをした場合や、複数の医療機関での合算により高額療養費が発生した場合は、診療月から約 3 ヶ月後に通知される。

ウ. 厚生労働大臣の指定する特定疾病

高額な治療を長期間継続して受ける必要がある先天性血液凝固因子障害の一部、人工透析が必要な慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因する HIV 感染症の人は、「特定疾病療養受療証」を病院等の窓口に表示すれば、一部負担金は 1 ヶ月 1 万円*までとなる。

※慢性腎不全で人工透析を要する 69 歳以下の所得区分「ア」「イ」の人は 2 万円までとなる

エ. 所得区分（70 歳以上 74 歳以下の人）

現役並み所得者

同一世帯に市民税課税所得（調整控除が適用される場合は控除後の金額）が 145 万円以上の 70 歳以上 74 歳以下の国保被保険者がいる人。

ただし、課税所得 145 万円以上でも、70 歳以上 74 歳以下の国保被保険者の収入合計が、二人以上で 520 万円未満、一人で 383 万円未満の場合は、「一般」の区分と同様となる。また、同一世帯に後期高齢者医療制度に移行する人がいて現役並み所得者となった高齢者国保単身世帯の場合、市民税課税所得が 145 万円以上かつ収入 383 万円以上で同一世帯の旧国保被保険者※も含めた収入合計が 520 万円未満の人は、「一般」の区分と同様となる。ただし、収入状況が把握できない場合は、申請が必要となる。

70 歳以上 74 歳以下の国保被保険者がいる世帯のうち、基礎控除後の「総所得金額等」の合計額が 210 万円以下の場合は、「一般」の区分となる。

※旧国保被保険者とは、国保から後期高齢者医療制度へ移行した人を指す

低所得 II

同一世帯の世帯主及び国保被保険者が市民税非課税（低所得 I 以外）の人。

低所得 I

同一世帯の世帯主及び国保被保険者が市民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を 80 万円として計算）を差し引いたときに 0 円となる人（一部の控除計算が市民税とは異なる）。

一般

上記以外の人。

③ 高額医療・高額介護合算制度

世帯内の国保被保険者全員の医療保険と介護保険の各負担が長期間にわたって重複している世帯で、高額療養費等の支給を受けても残る医療保険と介護保険の一年間（8月から翌年7月末）の合算自己負担額が下表の限度額を超えた額を支給する。

69歳以下の人の限度額

所得区分		限度額
ア	基礎控除後の総所得金額等が 901 万円超	212 万円
イ	基礎控除後の総所得金額等が 600 万円超～901 万円以下	141 万円
ウ	基礎控除後の総所得金額等が 210 万円超～600 万円以下	67 万円
エ	基礎控除後の総所得金額等が 210 万円以下	60 万円
オ	市民税非課税世帯*	34 万円

※ 同一世帯の世帯主及び国保被保険者が市民税非課税の場合

70歳以上 74歳以下の人の限度額

所得区分 (説明は②エ、所得区分を参照)		限度額
現役並み所得者	Ⅲ 課税所得 690 万円以上	212 万円
	Ⅱ 課税所得 380 万円以上 690 万円未満	141 万円
	Ⅰ 課税所得 145 万円以上 380 万円未満	67 万円
一般		56 万円
低所得Ⅱ		31 万円
低所得Ⅰ		19 万円*

※介護サービス利用者が世帯に複数いる場合は 31 万円

④ 出産育児一時金

出産日	産科医療補償制度未加入の 医療機関で出産	産科医療補償制度加入の 医療機関で登録・出産
令和 5 年 4 月 1 日以降	488,000 円	500,000 円
令和 4 年 1 月 1 日～ 令和 5 年 3 月 31 日	408,000 円	420,000 円
令和 3 年 12 月 31 日以前	404,000 円	420,000 円

⑤ **葬祭費**

被保険者が亡くなった場合、申請により喪主に50,000円が支給される。

⑥ **傷病手当金**

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、国民健康保険に加入している被用者のうち、令和2年1月1日から令和5年5月7日までの間に、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、療養のため労務に服することができなかった期間に傷病手当金が支給される。

支給額

(直近の継続した3月間の給与収入の額の合計額÷就労日数)
×2/3×支給対象となる日数

6 . 国民健康保険料の概要

6. 国民健康保険料の概要

(1) 保険料の内容（令和5年度）

① 税料の別

保険料

② 賦課期日

4月1日（本算定 6月1日）

③ 賦課の方法

所得割、均等割の二方式

④ 賦課額

ア. 医療分

世帯内の被保険者について算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額で、賦課限度額は65万円である。

イ. 後期高齢者支援金分

世帯内の被保険者について算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額で、賦課限度額は22万円である。

ウ. 介護分

世帯内の40歳から64歳までの被保険者について算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額で、賦課限度額は17万円である。

⑤ 保険料率

ア. 医療分

所得割額……………基礎控除後の総所得額等の総額の6.50/100

被保険者均等割額……………被保険者1人につき32,360円

イ. 後期高齢者支援金分

所得割額……………基礎控除後の総所得額等の総額の2.63/100

被保険者均等割額……………被保険者1人につき8,590円

ウ. 介護分

所得割額……………基礎控除後の総所得額等の総額の1.20/100

被保険者均等割額……………被保険者1人につき9,610円

⑥ 納付回数

10回（特別徴収の世帯主については年金支給時、年6回）

⑦ 納期限

第1 (6月)期	6月30日	第6 (11月)期	11月30日
第2 (7月)期	7月31日	第7 (12月)期	12月25日
第3 (8月)期	8月31日	第8 (1月)期	1月31日
第4 (9月)期	10月2日	第9 (2月)期	2月29日
第5 (10月)期	10月31日	第10(3月)期	4月1日

※特別徴収の世帯主については年金支給時(4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月の年6回)

※特別徴収は、65歳から74歳までの被保険者のみで構成されている世帯で、年金年額18万円以上の方であり、かつ国保保険料と介護保険料の合算額が、年金額の2分の1を超えない方が対象。

⑧ 月割賦課

ア. 医療分・後期高齢者支援金分

賦課期日(4月1日)以後に納付義務が発生した人には、その発生した月から、また、納付義務が消滅した人には、消滅した月の前月まで月割賦課を行う。

イ. 介護分

令和5年4月以降に40歳になる人(第2号被保険者)は、誕生日の前日の属する月(1日が誕生日の場合はその前月)から、月割賦課を行う。年度途中で65歳に到達する人は、誕生日の前日の属する月の前月までの分を条例で定めた納期に分けて月割賦課を行う。

⑨ 保険料の軽減

ア. 低所得者に対する軽減

- a. 前年の所得金額が43万円+(世帯主と被保険者全員の内、給与もしくは年金所得がある人数-1人)×10万円以下の世帯について応益部分(均等割)の70/100を軽減。
- b. 前年の所得金額が43万円+(290,000円×被保険者数と特定同一世帯所属者)+(世帯主と被保険者全員の内、給与もしくは年金所得がある人数-1人)×10万円以下の世帯について応益部分の50/100を軽減。
- c. 前年の所得金額が43万円+(535,000円×被保険者数と特定同一世帯所属者)+(世帯主と被保険者全員の内、給与もしくは年金所得がある人数-1人)×10万円以下の世帯について応益部分の20/100を軽減。

イ. 非自発的失業者に対する軽減

会社の倒産や会社都合により退職するなど非自発的理由で失業した場合、離職日の翌日からその翌年度末までの間、前年の給与所得を 30/100 として計算し、保険料を減額。

ウ. 未就学児に対する軽減

未就学児（小学校就学前）の応益部分の 50/100 を軽減。ア「低所得者に対する軽減」が適用される世帯の未就学児については、低所得者に対する軽減を適用後に応益部分の 50/100 を軽減。

⑩ 徴収方法

- ・金融機関口座からの自動振替による納付
- ・納付書による自主納付
- ・年金からの天引（特別徴収）

7 . 特定健康診査・特定保健指導

7. 特定健康診査・特定保健指導

高齢化の急速な進展に伴い、疾病全体に占める、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等といった生活習慣病の割合が増加している。生活習慣病の発症や重症化の予防に重点を置いた取り組みを行うことで、中長期的な医療費の増加を抑えることができると考えられているため、「高齢者の医療の確保に関する法律」により、内臓脂肪型肥満に着目した特定健康診査と生活習慣病発症予防のための特定保健指導の実施及び実施計画の策定が医療保険者に義務づけられた。

本市においては平成20年3月に第1期、平成25年3月に第2期、平成30年3月に第3期の船橋市国民健康保険特定健康診査等実施計画を策定し、特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の目標達成に向け事業を実施する。

データ編

8. 加入世帯・被保険者の状況

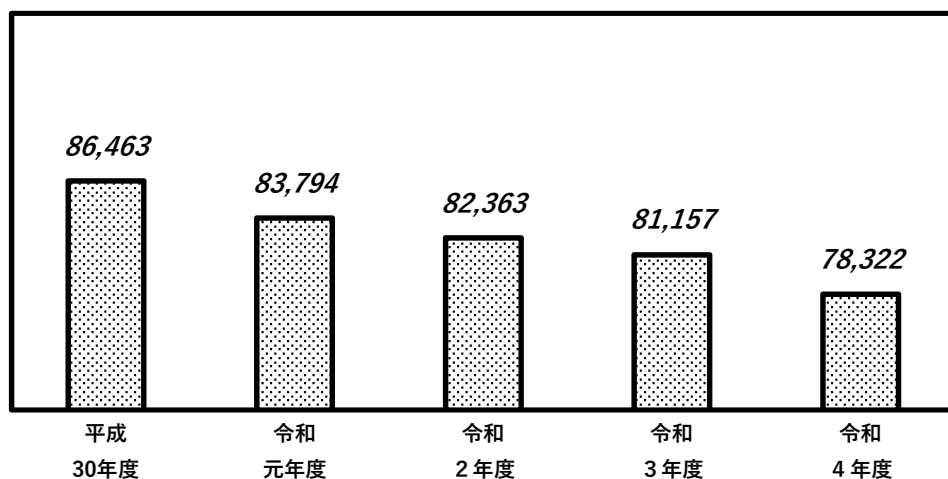
(1) 年度別加入世帯数の状況

(単位：世帯)

年度	年度平均（3月末～翌年2月末）							
	総数		一般世帯			退職世帯		
	前年度比(%)		前年度比(%)	(うち混合世帯)	前年度比(%)	(単独世帯のみ)	前年度比(%)	
平成30年度	86,463	▲ 2.81	86,239	▲ 2.44	136	▲ 61.25	224	▲ 60.14
令和元年度	83,794	▲ 3.09	83,752	▲ 2.88	24	▲ 82.35	42	▲ 81.25
令和2年度	82,363	▲ 1.71	82,363	▲ 1.66	0	▲ 100.00	0	▲ 100.00
令和3年度	81,157	▲ 1.46	81,157	▲ 1.46	0	-	0	-
令和4年度	78,322	▲ 3.49	78,322	▲ 3.49	0	-	0	-

年度	年度末								市全体世帯数	国保加入率(%)
	総数		一般世帯			退職世帯				
	前年度比(%)		前年度比(%)	(うち混合世帯)	前年度比(%)	(単独世帯のみ)	前年度比(%)			
平成30年度	84,351	▲ 3.06	84,276	▲ 2.73	53	▲ 75.35	75	▲ 79.84	302,874	27.85
令和元年度	82,304	▲ 2.43	82,299	▲ 2.35	1	▲ 98.11	5	▲ 93.33	307,169	26.79
令和2年度	81,685	▲ 0.75	81,685	▲ 0.75	0	▲ 100.00	0	▲ 100.00	311,102	26.26
令和3年度	79,316	▲ 2.90	79,316	▲ 2.90	0	-	0	-	313,581	25.29
令和4年度	75,827	▲ 4.40	75,827	▲ 4.40	0	-	0	-	317,341	23.89

※ 市全体世帯数は、年度末現在における住民基本台帳に記載の世帯数



加入世帯数（年度平均）の推移

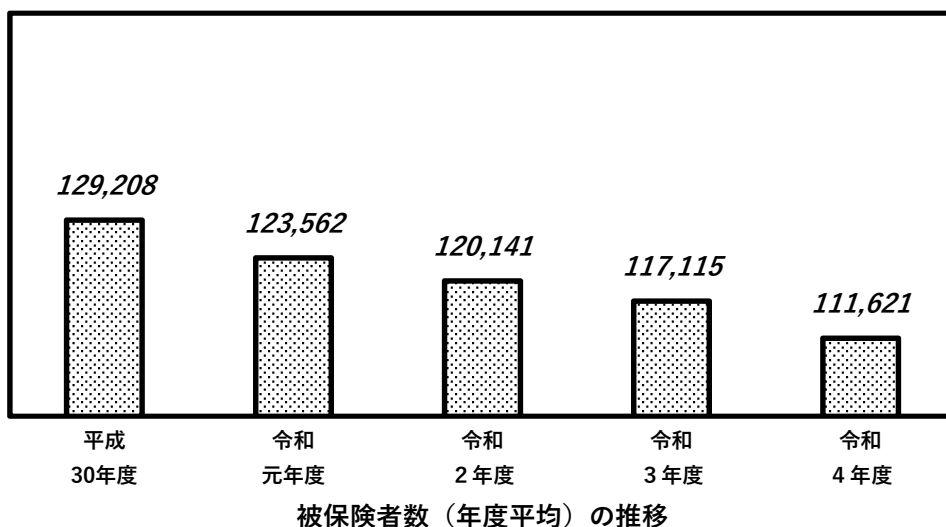
(2) 年度別被保険者数の状況

(単位：人)

年度	年度平均（3月末～翌年2月末）											
	国保被保険者数								(再掲)			
	総数		一般被保険者		退職被保険者等		介護2号（再掲）		未就学児	前期高齢者	70歳以上一般	70歳以上現役並み所得者
	前年度比(%)	前年度比(%)	前年度比(%)	前年度比(%)	前年度比(%)	前年度比(%)						
平成30年度	129,208	▲ 4.55	128,797	▲ 4.09	411	▲ 61.41	39,567	▲ 4.61	3,105	54,414	26,558	2,874
令和元年度	123,562	▲ 4.37	123,494	▲ 4.12	68	▲ 83.45	38,269	▲ 3.28	2,872	51,865	26,734	2,911
令和2年度	120,141	▲ 2.77	120,140	▲ 2.72	1	▲ 98.53	37,772	▲ 1.30	2,725	50,494	27,433	3,031
令和3年度	117,115	▲ 2.52	117,115	▲ 2.52	0	▲ 100.00	37,298	▲ 1.25	2,448	49,607	28,053	3,030
令和4年度	111,621	▲ 4.69	111,621	▲ 4.69	0	-	36,686	▲ 1.64	2,290	46,312	26,384	2,806

年度	年度末現在									
	国保被保険者数								市全体人口	加入率(%)
	総数		一般被保険者		退職被保険者等		介護2号（再掲）			
	前年度比(%)	前年度比(%)	前年度比(%)	前年度比(%)	前年度比(%)	前年度比(%)				
平成30年度	125,184	▲ 4.51	125,049	▲ 4.11	135	▲ 80.41	38,449	▲ 3.80	640,012	19.56
令和元年度	120,568	▲ 3.69	120,562	▲ 3.59	6	▲ 95.56	37,465	▲ 2.56	643,971	18.72
令和2年度	118,409	▲ 1.79	118,409	▲ 1.79	0	▲ 100.00	37,305	▲ 0.43	645,450	18.35
令和3年度	113,676	▲ 4.00	113,676	▲ 4.00	0	-	36,762	▲ 1.46	645,972	17.60
令和4年度	107,281	▲ 5.63	107,281	▲ 5.63	0	-	35,917	▲ 2.30	647,597	16.57

※ 市全体人口は、年度末現在における住民基本台帳に記載の人口



(3) 年度別被保険者異動状況

※異動数は4月～3月の合計

資格取得

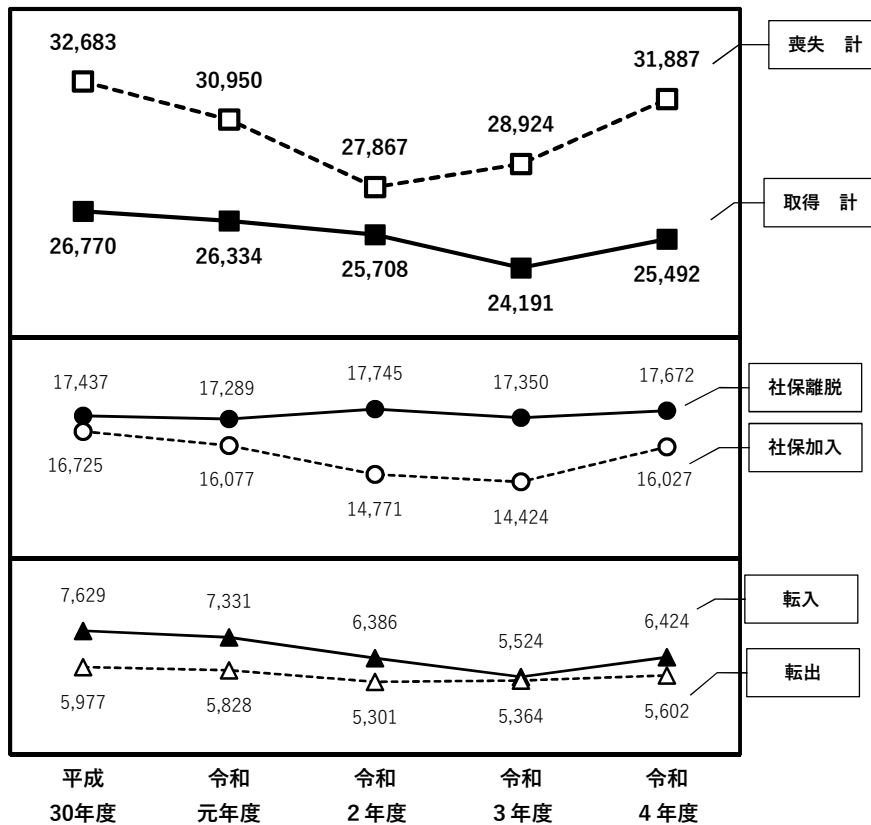
(単位：人)

年度	転入	社保 離脱	生保 廃止	出生	後期 高齢者 離脱	その他	計
平成 30年度	7,629	17,437	298	431	1	974	26,770
令和 元年度	7,331	17,289	307	402	0	1,005	26,334
令和 2年度	6,386	17,745	272	342	1	962	25,708
令和 3年度	5,524	17,350	214	325	3	775	24,191
令和 4年度	6,424	17,672	245	261	2	888	25,492

資格喪失

(単位：人)

年度	転出	社保 加入	生保 開始	死亡	後期 高齢者 加入	その他	計
平成 30年度	5,977	16,725	623	830	6,696	1,832	32,683
令和 元年度	5,828	16,077	664	775	5,681	1,925	30,950
令和 2年度	5,301	14,771	566	830	4,435	1,964	27,867
令和 3年度	5,364	14,424	616	817	6,094	1,609	28,924
令和 4年度	5,602	16,027	608	798	7,335	1,517	31,887



資格取得及び資格喪失の推移

(4) 年齢別人口と被保険者数

令和4年度末現在

(単位：人)

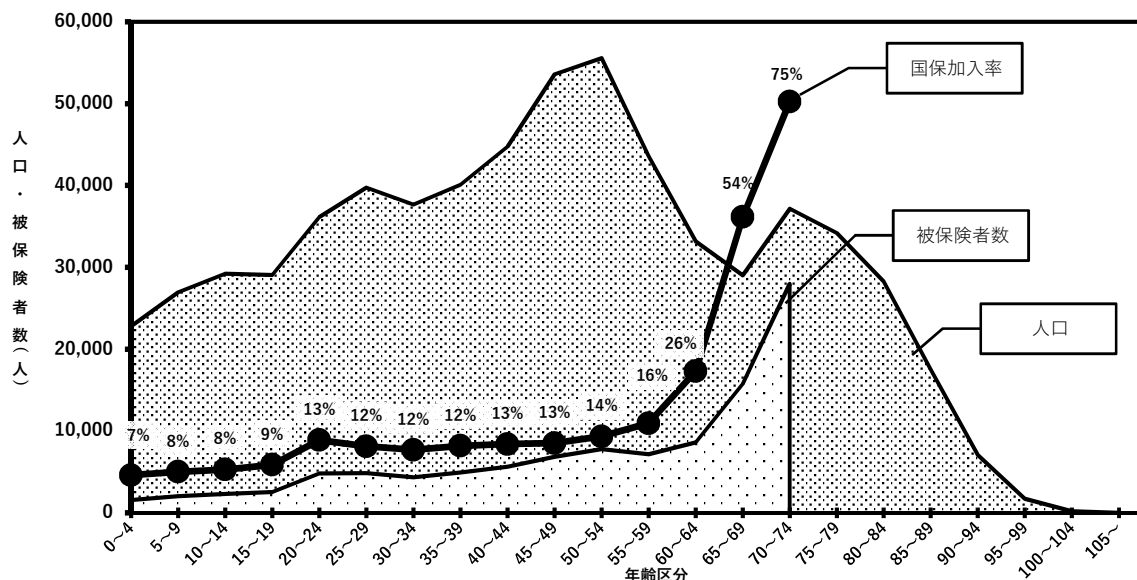
(単位：%)

年齢 ^{※1}		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	小計	構成比	前年比	加入率	
0～9歳	人口	4,092	4,410	4,518	4,798	5,007	5,040	5,289	5,497	5,543	5,571	49,765	7.68	▲ 2.66	7.26	
	国保	252	298	307	358	370	382	416	403	424	404	3,614	3.37	▲ 5.74		
10～19歳	人口	5,682	5,832	5,865	5,887	5,967	5,889	5,808	5,573	5,783	6,008	58,294	9.00	0.24	8.40	
	国保	434	434	473	489	498	479	445	528	483	634	4,897	4.57	▲ 4.82		
20～29歳	人口	6,415	6,533	7,518	7,767	7,899	7,992	8,106	7,638	8,247	7,743	75,858	11.71	1.20	12.75	
	国保	737	880	1,076	1,059	1,072	1,048	1,010	957	940	891	9,670	9.01	▲ 6.06		
30～39歳	人口	7,621	7,473	7,483	7,357	7,749	7,740	7,827	7,859	8,254	8,417	77,780	12.01	▲ 0.70	11.95	
	国保	900	843	830	897	889	951	932	951	974	1,124	9,291	8.66	▲ 5.22		
40～49歳	人口	8,590	8,495	8,698	9,285	9,669	10,012	10,191	10,553	11,084	11,730	98,307	15.18	▲ 2.85	12.72	
	国保	1,107	1,084	1,095	1,178	1,188	1,245	1,284	1,317	1,447	1,556	12,501	11.65	▲ 5.46		
50～59歳	人口	11,592	11,423	11,305	10,802	10,439	10,054	8,419	8,619	8,731	7,753	99,137	15.31	4.19	15.08	
	国保	1,525	1,506	1,610	1,565	1,581	1,512	1,347	1,372	1,515	1,419	14,952	13.94	▲ 0.57		
60～69歳	人口	7,373	6,922	6,517	6,210	6,164	5,677	5,699	5,777	5,846	6,046	62,231	9.61	0.43	39.15	
	国保	1,515	1,554	1,645	1,784	2,113	2,386	2,821	3,157	3,505	3,884	24,364	22.71	▲ 5.54		
70～79歳	人口	6,562	6,711	7,301	8,262	8,322	8,830	7,118	5,021	6,169	7,046	71,342	11.02	▲ 2.07	39.24	
	国保	4,569	4,887	5,469	6,398	6,669	-	-	-	-	-	27,992	26.09	▲ 8.36		
80～89歳	人口	6,615	6,637	5,760	4,879	4,403	4,506	3,978	3,633	2,995	2,411	45,817	7.08	4.07	-	
	国保	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-		
90～99歳	人口	2,288	1,675	1,296	1,037	793	582	427	340	246	144	8,828	1.36	10.16	-	
	国保	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-		
100歳以上	人口	94	49	48	23	14	10	-	-	-	-	238	0.04	9.17	-	
	国保	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-		
												総人口	647,597	-	0.25	16.57
												国保加入者総数	107,281	-	▲ 5.63	

※ 平成20年4月より75歳以上の方及び65歳以上で一定の障害があると認定を受け
た方は後期高齢者医療制度へ移行

※ 105歳の欄は105歳以上の合計

※1 縦軸は年代、横軸は1桁目の年齢を表す



9. 保険給付の状況

(1) 療養諸費の状況

区分 年度	療 養 の 給 付					療 養 費			
	件数	費用額	保険者 負担分	一部 負担金	他法 負担分	件数	費用額	保険者 負担分	
平成 30 年度	合計	2,016,858	41,844,326,303	30,648,734,250	10,015,843,726	1,179,748,327	57,066	542,133,047	397,462,208
	一般	2,008,938	41,703,781,091	30,550,676,319	9,977,481,460	1,175,623,312	56,819	539,245,817	395,443,285
	退職	7,920	140,545,212	98,057,931	38,362,266	4,125,015	247	2,887,230	2,018,923
令和 元 年度	合計	1,938,382	40,890,028,762	29,989,664,492	9,843,892,793	1,056,471,477	52,983	490,497,330	359,884,789
	一般	1,937,096	40,873,152,002	29,977,852,793	9,839,192,846	1,056,106,363	52,916	489,984,102	359,525,537
	退職	1,286	16,876,760	11,811,699	4,699,947	365,114	67	513,228	359,252
令和 2 年度	合計	1,681,464	38,206,054,083	28,098,298,099	9,081,740,422	1,026,015,562	41,841	418,803,713	305,995,533
	一般	1,681,463	38,205,765,863	28,098,096,345	9,081,652,096	1,026,017,422	41,838	418,787,215	305,983,985
	退職	1	288,220	201,754	88,326	▲ 1,860	3	16,498	11,548
令和 3 年度	合計	1,766,237	40,225,256,806	29,612,771,264	9,425,800,092	1,186,685,450	42,203	422,497,096	309,778,353
	一般	1,766,238	40,225,279,776	29,612,787,343	9,425,804,153	1,186,688,280	42,203	422,497,096	309,778,353
	退職	▲ 1	▲ 22,970	▲ 16,079	▲ 4,061	▲ 2,830	0	0	0
令和 4 年度	合計	1,737,096	39,216,638,757	28,841,752,125	9,170,765,196	1,204,121,436	41,090	412,988,175	301,523,848
	一般	1,737,096	39,216,638,757	28,841,752,125	9,170,765,196	1,204,121,436	41,090	412,988,175	301,523,848
	退職	0	0	0	0	0	0	0	0

※療養の給付には食事療養差額・生活療養差額を含む
療養費には移送費を含む

(2) 療養諸費費用額 1世帯当たりの状況

(単位：円)

区分 年度	1世帯当たり費用額					
	全体	前年比(%)	一般	前年比(%)	退職	前年比(%)
平成 30年度	490,227	▲ 2.62	489,837	▲ 2.32	640,323	▲ 21.19
令和 元年度	493,836	0.74	493,876	0.82	414,047	▲ 35.34
令和 2年度	468,959	▲ 5.04	468,955	▲ 5.05	—	—
令和 3年度	500,853	6.80	500,854	6.80	—	—
令和 4年度	505,983	1.02	505,983	1.02	—	—

(単位：円)

療 養 費		合 計					区分	
一部負担金	他法負担分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分	年度	
141,144,458	3,526,381	2,073,924	42,386,459,350	31,046,196,458	10,156,988,184	1,183,274,708	合計	平成30年度
140,276,151	3,526,381	2,065,757	42,243,026,908	30,946,119,604	10,117,757,611	1,179,149,693	一般	
868,307	0	8,167	143,432,442	100,076,854	39,230,573	4,125,015	退職	
130,411,189	201,352	1,991,365	41,380,526,092	30,349,549,281	9,974,303,982	1,056,672,829	合計	令和元年度
130,257,213	201,352	1,990,012	41,363,136,104	30,337,378,330	9,969,450,059	1,056,307,715	一般	
153,976	0	1,353	17,389,988	12,170,951	4,853,923	365,114	退職	
112,796,471	11,709	1,723,305	38,624,857,796	28,404,293,632	9,194,536,893	1,026,027,271	合計	令和2年度
112,791,521	11,709	1,723,301	38,624,553,078	28,404,080,330	9,194,443,617	1,026,029,131	一般	
4,950	0	4	304,718	213,302	93,276	▲ 1,860	退職	
112,718,743	0	1,808,440	40,647,753,902	29,922,549,617	9,538,518,835	1,186,685,450	合計	令和3年度
112,718,743	0	1,808,441	40,647,776,872	29,922,565,696	9,538,522,896	1,186,688,280	一般	
0	0	▲ 1	▲ 22,970	▲ 16,079	▲ 4,061	▲ 2,830	退職	
111,464,327	0	1,778,186	39,629,626,932	29,143,275,973	9,282,229,523	1,204,121,436	合計	令和4年度
111,464,327	0	1,778,186	39,629,626,932	29,143,275,973	9,282,229,523	1,204,121,436	一般	
0	0	0	0	0	0	0	退職	

(3) 療養諸費費用額 1人当たりの状況

(単位：円)

区分 年度	1人当たり費用額					
	全体		一般		退職	
	前年比(%)	前年比(%)	前年比(%)	前年比(%)	前年比(%)	
平成30年度	328,048	▲ 0.85	327,981	▲ 0.63	348,984	▲ 18.60
令和元年度	334,897	2.09	334,940	2.12	255,735	▲ 26.72
令和2年度	321,496	▲ 4.00	321,496	▲ 4.01	304,718	19.15
令和3年度	347,076	7.96	347,076	7.96	—	—
令和4年度	355,037	2.29	355,037	2.29	—	—

(4) 療養の給付（診療費）内訳

年度	区分	入院					入院外				
		件数 (件)	費用額 (円)	1件当たり 費用額 (円)	1人当たり 費用額 (円)	受診率 (%)	件数 (件)	費用額 (円)	1件当たり 費用額 (円)	1人当たり 費用額 (円)	受診率 (%)
平成 30 年度	合計	25,698	14,679,841,986	571,245	113,614	19.89	1,009,930	14,971,342,583	14,824	115,870	781.63
	一般	25,635	14,644,966,036	571,288	113,706	19.90	1,005,933	14,912,533,243	14,825	115,783	781.02
	退職	63	34,875,950	553,587	84,856	15.33	3,997	58,809,340	14,713	143,088	972.51
令和 元 年度	合計	24,578	14,544,711,429	591,778	117,712	19.89	965,838	14,416,650,657	14,927	116,675	781.66
	一般	24,572	14,543,139,109	591,858	117,764	19.90	965,197	14,410,436,707	14,930	116,689	781.57
	退職	6	1,572,320	262,053	23,122	8.82	641	6,213,950	9,694	91,382	942.65
令和 2 年度	合計	22,816	13,877,447,221	608,233	115,510	18.99	832,501	13,135,504,980	15,778	109,334	692.94
	一般	22,816	13,877,529,891	608,237	115,511	18.99	832,501	13,135,497,040	15,778	109,335	692.94
	退職	0	▲ 82,670	-	▲ 82,670	0.00	0	7,940	-	7,940	0.00
令和 3 年度	合計	22,450	14,359,400,463	639,617	122,609	19.17	873,654	14,168,221,003	16,217	120,977	745.98
	一般	22,450	14,359,408,053	639,617	122,609	19.17	873,654	14,168,222,233	16,217	120,977	745.98
	退職	0	▲ 7,590	-	-	-	0	▲ 1,230	-	-	-
令和 4 年度	合計	20,729	13,589,450,717	655,577	121,746	18.57	856,786	14,187,551,667	16,559	127,105	767.59
	一般	20,729	13,589,450,717	655,577	121,746	18.57	856,786	14,187,551,667	16,559	127,105	767.59
	退職	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-

※受診率は、件数を年間平均被保険者数で除したもの

歯 科					合 計					区分	
件数 (件)	費用額 (円)	1件当たり 費用額 (円)	1人当たり 費用額 (円)	受診率 (%)	件数 (件)	費用額 (円)	1件当たり 費用額 (円)	1人当たり 費用額 (円)	受診率 (%)	合計	年度
271,059	3,320,938,211	12,252	25,702	209.79	1,306,687	32,972,122,780	25,233	255,186	1,011.31		
269,991	3,307,611,751	12,251	25,681	209.63	1,301,559	32,865,111,030	25,251	255,170	1,010.55	一般	
1,068	13,326,460	12,478	32,424	259.85	5,128	107,011,750	20,868	260,369	1,247.69	退職	
265,046	3,225,906,490	12,171	26,108	214.50	1,255,462	32,187,268,576	25,638	260,495	1,016.06	合計	令和 元 年度
264,895	3,224,251,310	12,172	26,109	214.50	1,254,664	32,177,827,126	25,647	260,562	1,015.97	一般	
151	1,655,180	10,961	24,341	222.06	798	9,441,450	11,831	138,845	1,173.53	退職	
222,800	2,896,329,110	13,000	24,108	185.45	1,078,117	29,909,281,311	27,742	248,951	897.38	合計	令和 2 年度
222,800	2,896,329,110	13,000	24,108	185.45	1,078,117	29,909,356,041	27,742	248,954	897.38	一般	
0	0	-	0	0.00	0	▲ 74,730	-	▲ 74,730	0.00	退職	
242,015	3,080,556,080	12,729	26,304	206.65	1,138,119	31,608,177,546	27,772	269,890	971.80	合計	令和 3 年度
242,015	3,080,556,080	12,729	26,304	206.65	1,138,119	31,608,186,366	27,772	269,890	971.80	一般	
0	0	-	-	-	0	▲ 8,820	-	-	-	退職	
240,855	3,081,201,008	12,793	27,604	215.78	1,118,370	30,858,203,392	27,592	276,455	1,001.94	合計	令和 4 年度
240,855	3,081,201,008	12,793	27,604	215.78	1,118,370	30,858,203,392	27,592	276,455	1,001.94	一般	
0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	退職	

(5) 高額療養費の状況

区分 年度	一般被保険者分			退職被保険者分			合計		
	件数	金額 (円)	1件当たり (円)	件数	金額 (円)	1件当たり (円)	件数	金額 (円)	1件当たり (円)
平成 30年度	90,109	4,264,914,675	47,331	177	15,979,880	90,282	90,286	4,280,894,555	47,415
令和 元年度	89,049	4,220,296,917	47,393	19	1,242,898	65,416	89,068	4,221,539,815	47,397
令和 2年度	83,004	4,106,483,023	49,473	2	157,401	78,701	83,006	4,106,640,424	49,474
令和 3年度	87,800	4,294,895,246	48,917	0	▲ 1,377	－	87,800	4,294,893,869	48,917
令和 4年度	83,964	4,175,096,243	49,725	0	0	－	83,964	4,175,096,243	49,725

(注) 事業年報より記載のため、決算額とは一致しない。

(6) 高額介護合算療養費の状況

区分 年度	一般被保険者分			退職被保険者分			合計		
	件数	金額 (円)	1件当たり (円)	件数	金額 (円)	1件当たり (円)	件数	金額 (円)	1件当たり (円)
平成 30年度	229	5,418,860	23,663	7	85,332	12,190	236	5,504,192	23,323
令和 元年度	206	5,873,363	28,511	0	0	－	206	5,873,363	28,511
令和 2年度	239	6,251,546	26,157	1	2,742	2,742	240	6,254,288	26,060
令和 3年度	207	5,249,492	25,360	0	0	－	207	5,249,492	25,360
令和 4年度	232	5,824,367	25,105	0	0	－	232	5,824,367	25,105

(注) 事業年報より記載のため、決算額とは一致しない。

(7) 任意給付の状況

区分 年度	出産育児一時金		葬祭費		傷病手当金		合計	
	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
平成 30年度	445	186,148,000	760	38,000,000	－	－	1,205	224,148,000
令和 元年度	399	166,844,000	710	35,500,000	－	－	1,109	202,344,000
令和 2年度	363	151,708,000	736	36,800,000	11	760,425	1,110	189,268,425
令和 3年度	344	144,064,000	716	35,800,000	55	2,593,381	1,115	182,457,381
令和 4年度	289	120,820,000	704	35,200,000	280	9,911,001	1,273	165,931,001

(注) 事業年報より記載のため、決算額とは一致しない。

10. 保健事業の状況

(1) 特定健康診査等の状況

年度	特定健康診査				特定保健指導			
	対象者数	受診者数	受診率	目標値	対象者数	実施者数	実施率	目標値
平成30年度	83,758人	39,443人	47.10%	50%	4,337人	1,334人	30.80%	35%
令和元年度	80,672人	38,700人	48.00%	52%	4,240人	1,415人	33.40%	40%
令和2年度	79,571人	33,287人	41.80%	54%	3,650人	732人	20.10%	45%
令和3年度	77,190人	32,403人	42.00%	56%	3,439人	969人	28.20%	50%
令和4年度	72,336人	30,328人	41.90%	58%	3,216人	970人	30.20%	55%

※目標値は船橋市国民健康保険「特定健康診査等実施計画」より

(2) 医療費通知の状況

年度	対象内容 (回数)	対象月 (診療分)	通知年月	通知件数(世帯)
平成 30 年度	全受診世帯 (4回)	平成29年10月～12月	平成30年 5月	68,320
		平成30年 1月～3月	平成30年 8月	67,941
		同年4月～6月	平成30年11月	66,895
		同年7月～9月	平成31年 2月	65,911
		合計	269,067	
令和 元 年度	全受診世帯 (4回)	平成30年10月～12月	令和元年 6月	65,748
		平成31年 1月～3月	令和元年 8月	65,292
		同年4月～6月	令和元年11月	64,570
		同年7月～10月	令和2年 1月	68,338
		合計	263,948	
令和 2 年度	全受診世帯 (3回)	令和元年11月～12月	令和2年 5月	59,392
		令和2年1月～6月	令和2年11月	73,313
		令和2年7月～10月	令和3年 1月	65,216
		合計	197,921	
令和 3 年度	全受診世帯 (3回)	令和2年11月～12月	令和3年 5月	57,137
		令和3年1月～6月	令和3年11月	73,772
		令和3年7月～10月	令和4年 1月	65,912
		合計	196,821	
令和 4 年度	全受信世帯 (3回)	令和3年11月～12月	令和4年 5月	57,412
		令和4年1月～6月	令和4年11月	73,696
		令和4年7月～10月	令和5年 1月	64,901
		合計	196,009	

(3) 後発医薬品利用差額通知（ジェネリック差額通知）の状況

年度	対象内容（回数）	対象月（調剤分）	通知年月	通知件数(個人)
平成 30 年度	差額200円以上 及び投薬期間14日以上 の被保険者（2回）	平成30年5月	平成30年 9月	6,823
		平成30年11月	平成31年 3月	6,340
				合計 13,163
令和 元 年度	差額200円以上 及び投薬期間14日以上 の被保険者（2回）	令和元年5月	令和元年 9月	5,620
		令和元年11月	令和2年 3月	5,086
				合計 10,706
令和 2 年度	差額200円以上 及び投薬期間14日以上 の被保険者（2回）	令和2年5月	令和2年 9月	3,897
		令和2年11月	令和3年 3月	4,516
				合計 8,413
令和 3 年度	差額200円以上 及び投薬期間14日以上 の被保険者（2回）	令和3年5月	令和3年 9月	4,210
		令和3年11月	令和4年 3月	4,805
				合計 9,015
令和 4 年度	差額200円以上 及び投薬期間14日以上 の被保険者（2回）	令和4年5月	令和4年 9月	3,654
		令和4年11月	令和5年 3月	3,604
				合計 7,258

※ 薬によっては差額対象外となる場合がある。

11. 国民健康保険料の状況

(1) 保険料率等の状況

年 度	区 分	応 能 割		応 益 割		賦課基準額 (基準日6月1日) (円)	限度額 (円)
		所得割 (%)	賦課割合 (%)	均等割 (円)	賦課割合 (%)		
平成 22 年度	医療給付費分	6.50	63.48	24,360	36.52	117,682,433,002	500,000
	後期高齢者支援金分	2.63	69.12	7,090	30.88		130,000
	介護納付金分	1.20	50.39	9,610	49.61	52,625,600,444	100,000
平成 23 年度	医療給付費分	6.50	63.22	24,360	36.78	115,234,297,551	510,000
	後期高齢者支援金分	2.63	69.17	7,090	30.83		140,000
	介護納付金分	1.20	50.81	9,610	49.19	53,095,867,026	120,000
平成 24 年度	医療給付費分	6.50	63.00	24,360	37.00	117,934,811,170	510,000
	後期高齢者支援金分	2.63	68.99	7,090	31.01		140,000
	介護納付金分	1.20	50.15	9,610	49.85	53,991,930,045	120,000
平成 25 年度	医療給付費分	6.50	63.34	24,360	36.66	118,951,982,485	510,000
	後期高齢者支援金分	2.63	69.30	7,090	30.70		140,000
	介護納付金分	1.20	50.96	9,610	49.04	53,234,084,003	120,000
平成 26 年度	医療給付費分	6.50	63.74	24,360	36.26	120,770,764,446	510,000
	後期高齢者支援金分	2.63	70.17	7,090	29.83		160,000
	介護納付金分	1.20	52.16	9,610	47.84	52,482,864,510	140,000
平成 27 年度	医療給付費分	6.50	63.45	24,360	36.55	117,325,169,938	520,000
	後期高齢者支援金分	2.63	70.10	7,090	29.90		170,000
	介護納付金分	1.20	52.46	9,610	47.54	49,549,707,504	160,000
平成 28 年度	医療給付費分	6.50	63.82	24,360	36.18	114,070,951,583	540,000
	後期高齢者支援金分	2.63	70.70	7,090	29.30		190,000
	介護納付金分	1.20	52.61	9,610	47.39	46,703,590,035	160,000
平成 29 年度	医療給付費分	6.50	63.66	24,360	36.34	107,087,160,921	540,000
	後期高齢者支援金分	2.63	70.56	7,090	29.44		190,000
	介護納付金分	1.20	52.23	9,610	47.77	42,704,738,523	160,000

年 度	区 分	応 能 割		応 益 割		賦課基準額 (基準日6月1日) (円)	限度額 (円)
		所得割 (%)	賦課割合 (%)	均等割 (円)	賦課割合 (%)		
平成 30 年度	医療給付費分	6.50	64.01	24,360	35.99	102,796,870,273	580,000
	後期高齢者支援金分	2.63	66.45	8,590	33.55		190,000
	介護納付金分	1.20	52.30	9,610	47.70		40,762,246,020
令和 元 年度	医療給付費分	6.50	64.12	24,360	35.88	99,173,841,149	610,000
	後期高齢者支援金分	2.63	66.42	8,590	33.58		190,000
	介護納付金分	1.20	52.01	9,610	47.99		38,334,683,000
令和 2 年度	医療給付費分	6.50	61.70	27,360	38.30	94,311,679,797	630,000
	後期高齢者支援金分	2.63	66.66	8,590	33.34		190,000
	介護納付金分	1.20	52.19	9,610	47.81		36,556,978,822
令和 3 年度	医療給付費分	6.50	61.34	27,360	38.66	92,359,549,430	630,000
	後期高齢者支援金分	2.63	66.31	8,590	33.69		190,000
	介護納付金分	1.20	51.77	9,610	48.23		36,826,173,329
令和 4 年度	医療給付費分	6.50	58.81	32,360	41.19	97,111,565,841	650,000
	後期高齢者支援金分	2.63	67.63	8,590	32.37		200,000
	介護納付金分	1.20	53.29	9,610	46.71		39,456,538,096
令和 5 年度	医療給付費分	6.50	57.35	32,360	42.65	95,305,381,776	650,000
	後期高齢者支援金分	2.63	66.73	8,590	33.27		220,000
	介護納付金分	1.20	51.72	9,610	48.28		41,866,439,766

※ 1. 賦課割合は、事業年報B表の数値（令和5年度の各賦課割合は本算定時の数値）

・応能割： $(\text{所得割} - \text{限度額を越える額}) / (\text{保険料算定額} - \text{限度額を越える額}) \%$

・応益割： $\text{均等割} / (\text{保険料算定額} - \text{限度額を越える額}) \%$

2. 賦課割合：医療給付費分及び後期高齢者支援金分は、決算時の一般被保険者分のみの数値

介護納付金分は、第2号被保険者全体の数値

3. 賦課基準額：医療給付費分及び後期高齢者支援金分は、一般被保険者分のみの数値

介護納付金分は、第2号被保険者全体の数値

(2) 保険料収納区分の状況

(ア) 年度別保険料収納区分（世帯数）の状況

(単位：世帯)

年度	口座振替		自主納付		特別徴収		合 計
		構成比		構成比		構成比	
平成30年度	25,729	30.50%	42,318	50.17%	16,304	19.33%	84,351
令和元年度	24,287	29.51%	41,921	50.93%	16,096	19.56%	82,304
令和2年度	23,215	28.42%	42,537	52.07%	15,933	19.51%	81,685
令和3年度	22,555	28.44%	41,193	51.93%	15,568	19.63%	79,316
令和4年度	21,897	28.88%	39,737	52.40%	14,193	18.72%	75,827

(イ) 年度別保険料収納区分（収納金額）の状況

(単位：千円)

年度	口座振替		自主納付		特別徴収		合 計
		構成比		構成比		構成比	
平成30年度	4,293,378	40.78%	4,860,009	46.17%	1,374,096	13.05%	10,527,483
令和元年度	4,002,585	39.64%	4,757,986	47.12%	1,336,420	13.24%	10,096,991
令和2年度	3,911,497	38.57%	4,883,463	48.14%	1,347,482	13.29%	10,142,442
令和3年度	3,793,541	38.18%	4,821,409	48.52%	1,321,507	13.30%	9,936,457
令和4年度	3,916,772	38.25%	5,074,248	49.56%	1,248,360	12.19%	10,239,380

※ 収納金額は現年賦課分のみ。

(3) 保険料及び国民健康保険事業費納付金の状況（1人当たりの額）

(ア) 医療分の状況

(単位：円)

区分 年度	1人当たり保険料調定額		1人当たり賦課基準額		1人当たり納付金額		納付金(医療分) に対する 保険料の割合
	(医療分)	前年比(%)	(医療分)	前年比(%)	(医療分)	前年比(%)	
平成30年度	61,428	1.22	623,200	1.95	79,321	-	77.44%
令和元年度	61,872	0.72	626,563	0.54	82,015	3.40	75.44%
令和2年度	64,251	3.85	631,073	0.72	82,831	0.99	77.57%
令和3年度	64,067	▲0.29	625,027	▲0.96	86,304	4.19	74.23%
令和4年度	69,890	9.09	660,588	5.69	89,700	3.93	77.92%

(注) 保険料は現年賦課分(医療分)のみ。

賦課基準額は本算定時(6月1日)の限度額超過分を除いた現年賦課分のうち一般被保険者分(医療分)のデータより算出。

(イ) 後期高齢者支援金分の状況

(単位：円)

区分 年度	1人当たり保険料調定額		1人当たり賦課基準額		1人当たり納付金額		納付金(支援分) に対する 保険料の割合
	(支援分)	前年比(%)	(支援分)	前年比(%)	(支援分)	前年比(%)	
平成30年度	23,395	5.35	604,754	0.54	28,186	-	83.00%
令和元年度	23,474	0.34	604,401	▲0.06	29,669	5.26	79.12%
令和2年度	23,525	0.22	607,737	0.55	30,175	1.71	77.96%
令和3年度	23,446	▲0.34	601,550	▲1.02	31,449	4.22	74.55%
令和4年度	24,290	3.60	634,317	5.45	32,716	4.03	74.25%

(注) 保険料は現年賦課分(後期高齢者支援金分)のみ。

賦課基準額は本算定時(6月1日)の限度額超過分を除いた現年賦課分のうち一般被保険者分(支援分)のデータより算出。

(ウ) 介護分の状況

(単位：円)

区分 年度	1人当たり保険料調定額		1人当たり賦課基準額		1人当たり納付金額		納付金(介護分) に対する 保険料の割合
	(介護分)	前年比(%)	(介護分)	前年比(%)	(介護分)	前年比(%)	
平成30年度	17,819	0.47	817,813	1.15	25,857	-	68.91%
令和元年度	17,748	▲0.40	811,930	▲0.72	27,023	4.51	65.68%
令和2年度	17,573	▲0.99	807,870	▲0.50	28,086	3.93	62.57%
令和3年度	17,514	▲0.34	801,813	▲0.75	29,245	4.13	59.89%
令和4年度	18,163	3.71	862,750	7.60	34,102	16.61	53.26%

(注) 保険料は現年賦課分(介護分)のみ。

賦課基準額は本算定時(6月1日)の限度額超過分を除いた現年賦課分のうち介護2号被保険者分(介護分)のデータより算出。

1人当たり額はそれぞれ平均介護保険第2号被保険者数で除した額。

(4) 保険料の収納状況 ア. 現年賦課分

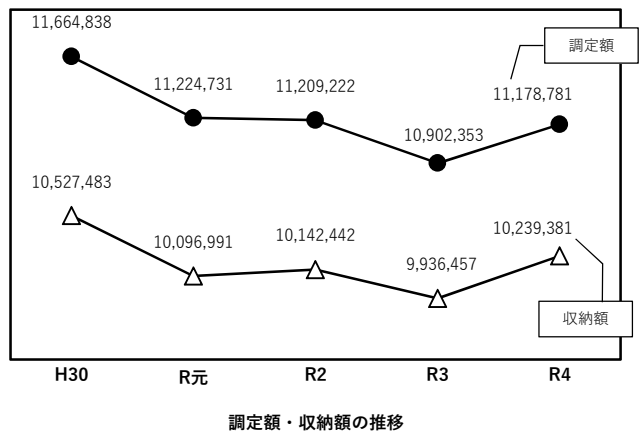
(注) 収納額は、還付未済額を除く。

年度	区分		当初予算額	調 定 額			収 納 額		
				総 額	1世帯当たり	1人当たり	総 額	1世帯当たり	1人当たり
平成30年度	一般分	医療	7,382,700,000	7,912,236,779	91,748	61,432	7,150,648,222	82,917	55,519
		支援	2,812,200,000	3,013,442,531	34,943	23,397	2,720,057,631	31,541	21,119
		介護	641,100,000	699,635,056	-	17,846	618,412,324	-	15,773
		小計	10,836,000,000	11,625,314,366	134,803	90,261	10,489,118,177	121,628	81,439
	退職分	医療	56,400,000	24,774,159	110,599	60,278	24,051,104	107,371	58,519
		支援	21,200,000	9,353,028	41,755	22,757	9,073,197	40,505	22,076
		介護	10,500,000	5,396,147	-	14,948	5,240,097	-	14,516
		小計	88,100,000	39,523,334	176,443	96,164	38,364,398	171,270	93,344
	医療分 計	7,439,100,000	7,937,010,938	91,797	61,428	7,174,699,326	82,980	55,528	
	支援分 計	2,833,400,000	3,022,795,559	34,961	23,395	2,729,130,828	31,564	21,122	
介護分 計	651,600,000	705,031,203	-	17,819	623,652,421	-	15,762		
合 計	10,924,100,000	11,664,837,700	134,911	90,280	10,527,482,575	121,757	81,477		
令和元年度	一般分	医療	7,114,400,000	7,642,254,320	91,249	61,884	6,886,236,856	82,222	55,762
		支援	2,697,800,000	2,899,349,944	34,618	23,478	2,608,319,226	31,143	21,121
		介護	620,900,000	678,592,818	-	17,759	598,051,884	-	15,651
		小計	10,433,100,000	11,220,197,082	133,969	90,856	10,092,607,966	120,506	81,725
	退職分	医療	13,500,000	2,821,890	67,188	41,498	2,728,004	64,952	40,118
		支援	5,100,000	1,088,083	25,907	16,001	1,051,841	25,044	15,468
		介護	900,000	623,715	-	10,754	603,577	-	10,407
		小計	19,500,000	4,533,688	107,945	66,672	4,383,422	104,367	64,462
	医療分 計	7,127,900,000	7,645,076,210	91,237	61,872	6,888,964,860	82,213	55,753	
	支援分 計	2,702,900,000	2,900,438,027	34,614	23,474	2,609,371,067	31,140	21,118	
介護分 計	621,800,000	679,216,533	-	17,748	598,655,461	-	15,643		
合 計	10,452,600,000	11,224,730,770	133,956	90,843	10,096,991,388	120,498	81,716		
令和2年度	一般分	医療	7,126,100,000	7,719,142,396	93,721	64,251	6,994,021,006	84,917	58,216
		支援	2,605,500,000	2,826,284,248	34,315	23,525	2,557,480,335	31,051	21,288
		介護	616,800,000	663,745,117	-	17,572	590,890,371	-	15,644
		小計	10,348,400,000	11,209,171,761	136,095	93,301	10,142,392,212	123,143	84,421
	退職分	医療	2,000	30,830	-	30,830	30,830	-	30,830
		支援	2,000	11,949	-	11,949	11,949	-	11,949
		介護	2,000	7,030	-	-	7,030	-	-
		小計	6,000	49,809	-	49,809	49,809	-	49,809
	医療分 計	7,126,102,000	7,719,173,226	93,721	64,251	6,994,051,836	84,917	58,215	
	支援分 計	2,605,502,000	2,826,296,197	34,315	23,525	2,557,492,284	31,051	21,287	
介護分 計	616,802,000	663,752,147	-	17,573	590,897,901	-	15,644		
合 計	10,348,406,000	11,209,221,570	136,095	93,301	10,142,442,021	123,143	84,421		
令和3年度	一般分	医療	6,853,900,000	7,503,253,469	92,454	64,067	6,846,103,952	84,356	58,456
		支援	2,503,500,000	2,745,874,478	33,834	23,446	2,502,966,508	30,841	21,372
		介護	596,600,000	653,225,353	-	17,514	587,386,439	-	15,748
		小計	9,954,000,000	10,902,353,300	134,337	93,091	9,936,456,899	122,435	84,844
	退職分	医療	2,000	0	-	-	0	-	-
		支援	2,000	0	-	-	0	-	-
		介護	2,000	0	-	-	0	-	-
		小計	6,000	0	-	-	0	-	-
	医療分 計	6,853,902,000	7,503,253,469	92,454	64,067	6,846,103,952	84,356	58,456	
	支援分 計	2,503,502,000	2,745,874,478	33,834	23,446	2,502,966,508	30,841	21,372	
介護分 計	596,602,000	653,225,353	-	17,514	587,386,439	-	15,748		
合 計	9,954,006,000	10,902,353,300	134,337	93,091	9,936,456,899	122,435	84,844		
令和4年度	一般分	医療	7,195,600,000	7,801,145,557	99,604	69,890	7,150,389,072	91,295	64,060
		支援	2,499,100,000	2,711,292,901	34,617	24,290	2,485,029,102	31,728	22,263
		介護	600,700,000	666,342,712	-	18,163	603,962,792	-	16,463
		小計	10,295,400,000	11,178,781,170	142,728	100,149	10,239,380,966	130,734	91,733
	退職分	医療	2,000	0	-	-	0	-	-
		支援	2,000	0	-	-	0	-	-
		介護	2,000	0	-	-	0	-	-
		小計	6,000	0	-	-	0	-	-
	医療分 計	7,195,602,000	7,801,145,557	99,604	69,890	7,150,389,072	91,295	64,060	
	支援分 計	2,499,102,000	2,711,292,901	34,617	24,290	2,485,029,102	31,728	22,263	
介護分 計	600,702,000	666,342,712	-	18,163	603,962,792	-	16,463		
合 計	10,295,406,000	11,178,781,170	142,728	100,149	10,239,380,966	130,734	91,733		

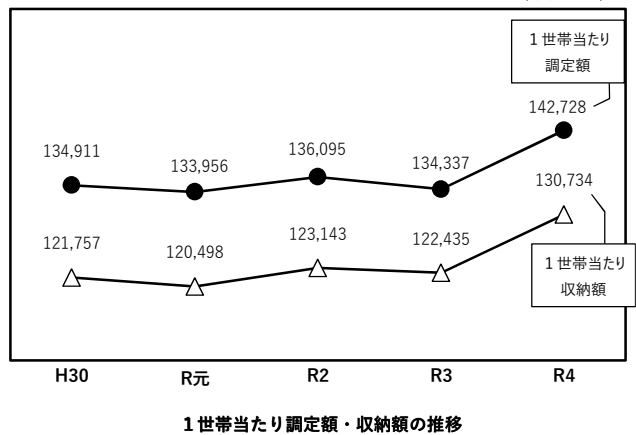
(単位：円・%)

収納率 (%)		不納欠損額	滞納繰越額	区分		年度
対予算	対調定			医療	一般分	
96.86	90.37	113,765	761,474,792	医療	平成 30 年度	一般分
96.72	90.26	42,808	293,342,092	支援		
96.46	88.39	14,787	81,207,945	介護		
96.80	90.23	171,360	1,136,024,829	小計		
42.64	97.08	0	723,055	医療	退職分	平成 30 年度
42.80	97.01	0	279,831	支援		
49.91	97.11	0	156,050	介護		
43.55	97.07	0	1,158,936	小計		
96.45	90.40	113,765	762,197,847	医療分	計	平成 30 年度
96.32	90.28	42,808	293,621,923	支援分		
95.71	88.46	14,787	81,363,995	介護分		
96.37	90.25	171,360	1,137,183,765	合計		
96.79	90.11	500,397	755,517,067	医療	令和 元 年度	一般分
96.68	89.96	190,864	290,839,854	支援		
96.32	88.13	76,789	80,464,145	介護		
96.74	89.95	768,050	1,126,821,066	小計		
20.21	96.67	0	93,886	医療	退職分	令和 元 年度
20.62	96.67	0	36,242	支援		
67.06	96.77	0	20,138	介護		
22.48	96.69	0	150,266	小計		
96.65	90.11	500,397	755,610,953	医療分	計	令和 元 年度
96.54	89.96	190,864	290,876,096	支援分		
96.28	88.14	76,789	80,484,283	介護分		
96.60	89.95	768,050	1,126,971,332	合計		
98.15	90.61	1,041,945	724,079,445	医療	令和 2 年度	一般分
98.16	90.49	386,878	268,417,035	支援		
95.80	89.02	55,507	72,798,739	介護		
98.01	90.48	1,484,330	1,065,295,219	小計		
1,541.50	100.00	0	0	医療	退職分	令和 2 年度
597.45	100.00	0	0	支援		
351.50	100.00	0	0	介護		
830.15	100.00	0	0	小計		
98.15	90.61	1,041,945	724,079,445	医療分	計	令和 2 年度
98.16	90.49	386,878	268,417,035	支援分		
95.80	89.02	55,507	72,798,739	介護分		
98.01	90.48	1,484,330	1,065,295,219	合計		
99.89	91.24	268,170	656,881,347	医療	令和 3 年度	一般分
99.98	91.15	96,355	242,811,615	支援		
98.46	89.92	21,155	65,817,759	介護		
99.82	91.14	385,680	965,510,721	小計		
0.00	0.00	0	0	医療	退職分	令和 3 年度
0.00	0.00	0	0	支援		
0.00	0.00	0	0	介護		
0.00	0.00	0	0	小計		
99.89	91.24	268,170	656,881,347	医療分	計	令和 3 年度
99.98	91.15	96,355	242,811,615	支援分		
98.46	89.92	21,155	65,817,759	介護分		
99.82	91.14	385,680	965,510,721	合計		
99.37	91.66	142,106	650,614,379	医療	令和 4 年度	一般分
99.44	91.65	45,428	226,218,371	支援		
100.54	90.64	35,776	62,344,144	介護		
99.46	91.60	223,310	939,176,894	小計		
0.00	0.00	0	0	医療	退職分	令和 4 年度
0.00	0.00	0	0	支援		
0.00	0.00	0	0	介護		
0.00	0.00	0	0	小計		
99.37	91.66	142,106	650,614,379	医療分	計	令和 4 年度
99.44	91.65	45,428	226,218,371	支援分		
100.54	90.64	35,776	62,344,144	介護分		
99.46	91.60	223,310	939,176,894	合計		

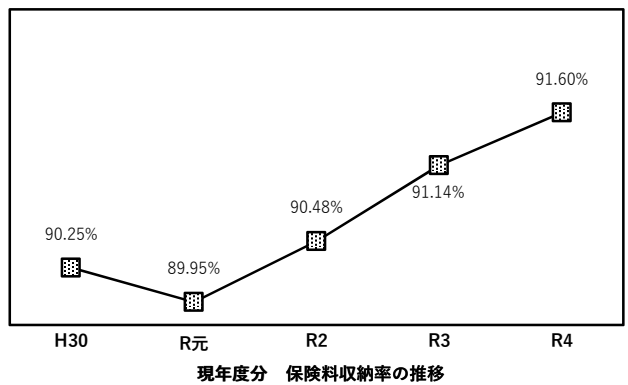
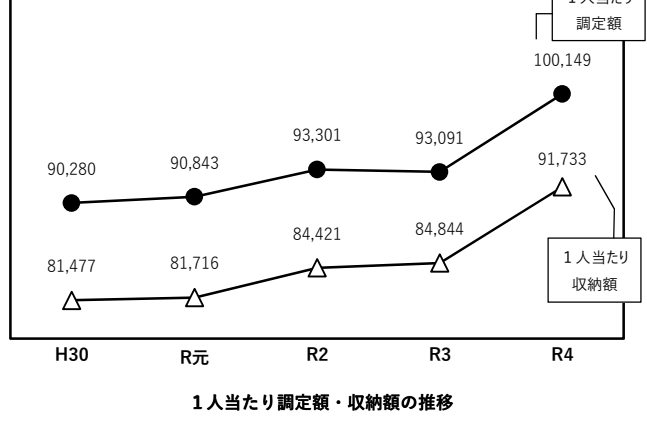
(単位：千円)



(単位：円)



(単位：円)



イ. 滞納繰越分

(注) 収納額は、還付未済額を除く。

(単位：円・%)

年度	区分		当初予算額	調定額	収納額	収納率 (%)		不納欠損額	滞納繰越額
						対予算	対調定		
平成30年度	一般分	医療	520,920,000	1,857,741,110	500,406,815	96.06	26.94	241,432,112	1,115,902,183
		支援	189,520,000	672,279,424	182,619,806	96.36	27.16	86,134,149	403,525,469
		介護	57,700,000	214,604,853	58,954,816	102.17	27.47	24,975,492	130,674,545
		小計	768,140,000	2,744,625,387	741,981,437	96.59	27.03	352,541,753	1,650,102,197
	退職分	医療	5,050,000	13,441,422	5,445,314	107.83	40.51	1,174,695	6,821,413
		支援	1,770,000	4,913,856	2,020,925	114.18	41.13	417,634	2,475,297
		介護	1,040,000	2,964,821	1,239,812	119.21	41.82	303,720	1,421,289
		小計	7,860,000	21,320,099	8,706,051	110.76	40.83	1,896,049	10,717,999
	医療分 計		525,970,000	1,871,182,532	505,852,129	96.18	27.03	242,606,807	1,122,723,596
	支援分 計		191,290,000	677,193,280	184,640,731	96.52	27.27	86,551,783	406,000,766
介護分 計		58,740,000	217,569,674	60,194,628	102.48	27.67	25,279,212	132,095,834	
合 計		776,000,000	2,765,945,486	750,687,488	96.74	27.14	354,437,802	1,660,820,196	
令和元年度	一般分	医療	439,220,000	1,822,606,298	462,676,104	105.34	25.39	275,638,027	1,084,292,167
		支援	157,650,000	676,105,365	172,934,592	109.70	25.58	98,818,549	404,352,224
		介護	47,130,000	206,075,999	54,384,106	115.39	26.39	27,793,445	123,898,448
		小計	644,000,000	2,704,787,662	689,994,802	107.14	25.51	402,250,021	1,612,542,839
	退職分	医療	4,630,000	7,407,704	2,206,609	47.66	29.79	707,821	4,493,274
		支援	1,710,000	2,702,642	827,978	48.42	30.64	263,821	1,610,843
		介護	1,060,000	1,549,148	488,848	46.12	31.56	163,058	897,242
		小計	7,400,000	11,659,494	3,523,435	47.61	30.22	1,134,700	7,001,359
	医療分 計		443,850,000	1,830,014,002	464,882,713	104.74	25.40	276,345,848	1,088,785,441
	支援分 計		159,360,000	678,808,007	173,762,570	109.04	25.60	99,082,370	405,963,067
介護分 計		48,190,000	207,625,147	54,872,954	113.87	26.43	27,956,503	124,795,690	
合 計		651,400,000	2,716,447,156	693,518,237	106.47	25.53	403,384,721	1,619,544,198	
令和2年度	一般分	医療	385,800,000	1,767,976,241	455,968,914	118.19	25.79	285,044,163	1,026,963,164
		支援	143,660,000	667,490,109	172,982,614	120.41	25.92	105,683,336	388,824,159
		介護	42,340,000	197,678,890	54,061,500	127.68	27.35	26,275,400	117,341,990
		小計	571,800,000	2,633,145,240	683,013,028	119.45	25.94	417,002,899	1,533,129,313
	退職分	医療	1,138,000	4,587,160	1,803,821	158.51	39.32	170,118	2,613,221
		支援	418,000	1,647,085	657,478	157.29	39.92	62,615	926,992
		介護	238,000	917,380	385,524	161.98	42.02	38,850	493,006
		小計	1,794,000	7,151,625	2,846,823	158.69	39.81	271,583	4,033,219
	医療分 計		386,938,000	1,772,563,401	457,772,735	118.31	25.83	285,214,281	1,029,576,385
	支援分 計		144,078,000	669,137,194	173,640,092	120.52	25.95	105,745,951	389,751,151
介護分 計		42,578,000	198,596,270	54,447,024	127.88	27.42	26,314,250	117,834,996	
合 計		573,594,000	2,640,296,865	685,859,851	119.57	25.98	417,274,482	1,537,162,532	
令和3年度	一般分	医療	508,400,000	1,690,256,743	459,782,881	90.44	27.20	247,448,514	983,025,348
		支援	169,600,000	634,619,588	172,708,096	101.83	27.21	93,820,195	368,091,297
		介護	51,700,000	184,362,401	53,386,603	103.26	28.96	20,852,215	110,123,583
		小計	729,700,000	2,509,238,732	685,877,580	93.99	27.33	362,120,924	1,461,240,228
	退職分	医療	830,000	2,613,221	1,535,912	185.05	58.77	899	1,076,410
		支援	300,000	926,992	524,054	174.68	56.53	330	402,608
		介護	164,000	493,006	278,212	169.64	56.43	1,106	213,688
		小計	1,294,000	4,033,219	2,338,178	180.69	57.97	2,335	1,692,706
	医療分 計		509,230,000	1,692,869,964	461,318,793	90.59	27.25	247,449,413	984,101,758
	支援分 計		169,900,000	635,546,580	173,232,150	101.96	27.26	93,820,525	368,493,905
介護分 計		51,864,000	184,855,407	53,664,815	103.47	29.03	20,853,321	110,337,271	
合 計		730,994,000	2,513,271,951	688,215,758	94.15	27.38	362,123,259	1,462,932,934	
令和4年度	一般分	医療	354,500,000	1,586,582,252	496,286,960	140.00	31.28	215,525,219	874,770,073
		支援	129,900,000	591,304,512	185,870,077	143.09	31.43	80,530,953	324,903,482
		介護	41,400,000	170,619,352	58,973,180	142.45	34.56	18,332,758	93,313,414
		小計	525,800,000	2,348,506,116	741,130,217	140.95	31.56	314,388,930	1,292,986,969
	退職分	医療	520,000	1,076,410	603,588	116.07	56.07	15,526	457,296
		支援	180,000	402,608	230,681	128.16	57.30	6,044	165,883
		介護	94,000	213,688	111,426	118.54	52.14	0	102,262
		小計	794,000	1,692,706	945,695	119.11	55.87	21,570	725,441
	医療分 計		355,020,000	1,587,658,662	496,890,548	139.96	31.30	215,540,745	875,227,369
	支援分 計		130,080,000	591,707,120	186,100,758	143.07	31.45	80,536,997	325,069,365
介護分 計		41,494,000	170,833,040	59,084,606	142.39	34.59	18,332,758	93,415,676	
合 計		526,594,000	2,350,198,822	742,075,912	140.92	31.58	314,410,500	1,293,712,410	

ウ. 合計（現年賦課分＋滞納繰越分）

（注） 収納額は、還付未済額を除く。

（単位：円・％）

年度	区分		当初予算額	調定額	収納額	収納率（％）		不納欠損額	滞納繰越額
						対予算	対調定		
平成30年度	一般分	医療	7,903,620,000	9,769,977,889	7,651,055,037	96.80	78.31	241,545,877	1,877,376,975
		支援	3,001,720,000	3,685,721,955	2,902,677,437	96.70	78.75	86,176,957	696,867,561
		介護	698,800,000	914,239,909	677,367,140	96.93	74.09	24,990,279	211,882,490
		小計	11,604,140,000	14,369,939,753	11,231,099,614	96.79	78.16	352,713,113	2,786,127,026
	退職分	医療	61,450,000	38,215,581	29,496,418	48.00	77.18	1,174,695	7,544,468
		支援	22,970,000	14,266,884	11,094,122	48.30	77.76	417,634	2,755,128
		介護	11,540,000	8,360,968	6,479,909	56.15	77.50	303,720	1,577,339
		小計	95,960,000	60,843,433	47,070,449	49.05	77.36	1,896,049	11,876,935
	医療分 計		7,965,070,000	9,808,193,470	7,680,551,455	96.43	78.31	242,720,572	1,884,921,443
	支援分 計		3,024,690,000	3,699,988,839	2,913,771,559	96.33	78.75	86,594,591	699,622,689
	介護分 計		710,340,000	922,600,877	683,847,049	96.27	74.12	25,293,999	213,459,829
	合 計		11,700,100,000	14,430,783,186	11,278,170,063	96.39	78.15	354,609,162	2,798,003,961
令和元年度	一般分	医療	7,553,620,000	9,464,860,618	7,348,912,960	97.29	77.64	276,138,424	1,839,809,234
		支援	2,855,450,000	3,575,455,309	2,781,253,818	97.40	77.79	99,009,413	695,192,078
		介護	668,030,000	884,668,817	652,435,990	97.67	73.75	27,870,234	204,362,593
		小計	11,077,100,000	13,924,984,744	10,782,602,768	97.34	77.43	403,018,071	2,739,363,905
	退職分	医療	18,130,000	10,229,594	4,934,613	27.22	48.24	707,821	4,587,160
		支援	6,810,000	3,790,725	1,879,819	27.60	49.59	263,821	1,647,085
		介護	1,960,000	2,172,863	1,092,425	55.74	50.28	163,058	917,380
		小計	26,900,000	16,193,182	7,906,857	29.39	48.83	1,134,700	7,151,625
	医療分 計		7,571,750,000	9,475,090,212	7,353,847,573	97.12	77.61	276,846,245	1,844,396,394
	支援分 計		2,862,260,000	3,579,246,034	2,783,133,637	97.24	77.76	99,273,234	696,839,163
	介護分 計		669,990,000	886,841,680	653,528,415	97.54	73.69	28,033,292	205,279,973
	合 計		11,104,000,000	13,941,177,926	10,790,509,625	97.18	77.40	404,152,771	2,746,515,530
令和2年度	一般分	医療	7,511,900,000	9,487,118,637	7,449,989,920	99.18	78.53	286,086,108	1,751,042,609
		支援	2,749,160,000	3,493,774,357	2,730,462,949	99.32	78.15	106,070,214	657,241,194
		介護	659,140,000	861,424,007	644,952,371	97.85	74.87	26,330,907	190,140,729
		小計	10,920,200,000	13,842,317,001	10,825,405,240	99.13	78.21	418,487,229	2,598,424,532
	退職分	医療	1,140,000	4,617,990	1,834,651	160.93	39.73	170,118	2,613,221
		支援	420,000	1,659,034	669,427	159.39	40.35	62,615	926,992
		介護	240,000	924,410	392,554	163.56	42.47	38,850	493,006
		小計	1,800,000	7,201,434	2,896,632	160.92	40.22	271,583	4,033,219
	医療分 計		7,513,040,000	9,491,736,627	7,451,824,571	99.19	78.51	286,256,226	1,753,655,830
	支援分 計		2,749,580,000	3,495,433,391	2,731,132,376	99.33	78.13	106,132,829	658,168,186
	介護分 計		659,380,000	862,348,417	645,344,925	97.87	74.84	26,369,757	190,633,735
	合 計		10,922,000,000	13,849,518,435	10,828,301,872	99.14	78.19	418,758,812	2,602,457,751
令和3年度	一般分	医療	7,362,300,000	9,193,510,212	7,305,886,833	99.23	79.47	247,716,684	1,639,906,695
		支援	2,673,100,000	3,380,494,066	2,675,674,604	100.10	79.15	93,916,550	610,902,912
		介護	648,300,000	837,587,754	640,773,042	98.84	76.50	20,873,370	175,941,342
		小計	10,683,700,000	13,411,592,032	10,622,334,479	99.43	79.20	362,506,604	2,426,750,949
	退職分	医療	832,000	2,613,221	1,535,912	184.60	58.77	899	1,076,410
		支援	302,000	926,992	524,054	173.53	56.53	330	402,608
		介護	166,000	493,006	278,212	167.60	56.43	1,106	213,688
		小計	1,300,000	4,033,219	2,338,178	179.86	57.97	2,335	1,692,706
	医療分 計		7,363,132,000	9,196,123,433	7,307,422,745	99.24	79.46	247,717,583	1,640,983,105
	支援分 計		2,673,402,000	3,381,421,058	2,676,198,658	100.10	79.14	93,916,880	611,305,520
	介護分 計		648,466,000	838,080,760	641,051,254	98.86	76.49	20,874,476	176,155,030
	合 計		10,685,000,000	13,415,625,251	10,624,672,657	99.44	79.20	362,508,939	2,428,443,655
令和4年度	一般分	医療	7,550,100,000	9,387,727,809	7,646,676,032	101.28	81.45	215,667,325	1,525,384,452
		支援	2,629,000,000	3,302,597,413	2,670,899,179	101.59	80.87	80,576,381	551,121,853
		介護	642,100,000	836,962,064	662,935,972	103.24	79.21	18,368,534	155,657,558
		小計	10,821,200,000	13,527,287,286	10,980,511,183	101.47	81.17	314,612,240	2,232,163,863
	退職分	医療	522,000	1,076,410	603,588	115.63	56.07	15,526	457,296
		支援	182,000	402,608	230,681	126.75	57.30	6,044	165,883
		介護	96,000	213,688	111,426	116.07	52.14	0	102,262
		小計	800,000	1,692,706	945,695	118.21	55.87	21,570	725,441
	医療分 計		7,550,622,000	9,388,804,219	7,647,279,620	101.28	81.45	215,682,851	1,525,841,748
	支援分 計		2,629,182,000	3,303,000,021	2,671,129,860	101.60	80.87	80,582,425	551,287,736
	介護分 計		642,196,000	837,175,752	663,047,398	103.25	79.20	18,368,534	155,759,820
	合 計		10,822,000,000	13,528,979,992	10,981,456,878	101.47	81.17	314,633,810	2,232,889,304

(5) 保険料の軽減及び減免の状況

(ア) 年度別保険料軽減世帯数の状況

(単位：世帯・人・千円)

年度	区分	医療分			支援分			介護分		
		世帯数	被保数	軽減額	世帯数	被保数	軽減額	世帯数	被保数	軽減額
平成30年度	計	41,254	60,786	752,882	41,254	60,786	265,487	14,799	16,741	87,074
	7割	22,299	27,835	474,642	22,299	27,835	167,372	8,336	8,965	60,308
	5割	9,316	16,106	196,171	9,316	16,106	69,175	3,417	4,100	19,701
	2割	9,639	16,845	82,069	9,639	16,845	28,940	3,046	3,676	7,065
令和元年度	計	40,449	58,772	727,365	40,449	58,772	256,488	14,715	16,546	86,210
	7割	21,601	26,767	456,430	21,601	26,767	160,950	8,311	8,934	60,099
	5割	9,378	15,737	191,677	9,378	15,737	67,590	3,370	3,982	19,134
	2割	9,470	16,268	79,258	9,470	16,268	27,948	3,034	3,630	6,977
令和2年度	計	39,714	57,221	795,095	39,714	57,221	249,629	14,524	16,309	84,820
	7割	20,975	25,797	494,064	20,975	25,797	155,117	8,139	8,717	58,639
	5割	9,431	15,726	215,132	9,431	15,726	67,543	3,404	4,020	19,316
	2割	9,308	15,698	85,899	9,308	15,698	26,969	2,981	3,572	6,865
令和3年度	計	40,173	57,420	807,777	40,173	57,420	253,611	14,963	16,797	88,878
	7割	21,801	26,909	515,361	21,801	26,909	161,804	8,784	9,425	63,402
	5割	9,271	15,285	209,099	9,271	15,285	65,649	3,303	3,922	18,845
	2割	9,101	15,226	83,317	9,101	15,226	26,158	2,876	3,450	6,631
令和4年度	計	39,352	55,637	933,543	39,352	55,637	247,810	15,253	17,001	91,318
	7割	21,639	26,568	601,818	21,639	26,568	159,753	9,255	9,928	66,786
	5割	9,057	14,791	239,318	9,057	14,791	63,527	3,199	3,794	18,230
	2割	8,656	14,278	92,407	8,656	14,278	24,530	2,799	3,279	6,302

※ 基盤安定負担金申請数値のため、事業年報B表及びE表の保険料(税)軽減世帯数・保険料(税)軽減額とは異なる。

(イ) 未就学児保険料軽減世帯数の状況

(単位：世帯・人・千円)

年度	区分	医療分					支援分				
		世帯数	被保数	軽減額(合計)	(低所得世帯)	(未就学児)	世帯数	被保数	軽減額(合計)	(低所得世帯)	(未就学児)
令和4年度	8.5割	369	457	12,572	10,356	2,216	369	457	3,338	2,751	587
	7.5割	224	300	7,281	4,854	2,427	224	300	1,933	1,290	643
	6割	227	307	5,962	1,989	3,973	227	307	1,583	528	1,055
	5割	968	1,195	19,335	0	19,335	968	1,195	5,133	0	5,133
	計	1,788	2,259	45,150	17,199	27,951	1,788	2,259	11,987	4,569	7,418

※ R4.6.4現在(本算定値)。

(ウ) 年度別保険料減免の状況

年度	区分	減免金額(千円)	受理件数(件)	減免件数(件)	減免理由(件)							
					法59-1 国外	法59-2 拘禁	災害	所得減少	債務で 譲渡	破産 宣告	旧 被扶養者	その他
平成30年度		35,334	393	1,081	0	52	10	141	0	0	878	0
令和元年度		24,417	335	764	0	33	9	155	0	0	567	0
令和2年度		168,241	1,944	2,035	0	54	7	200	0	0	540	1,234
令和3年度		109,105	988	1,500	0	41	8	289	1	0	584	577
令和4年度		64,440	698	1,158	0	45	9	245	0	0	724	135

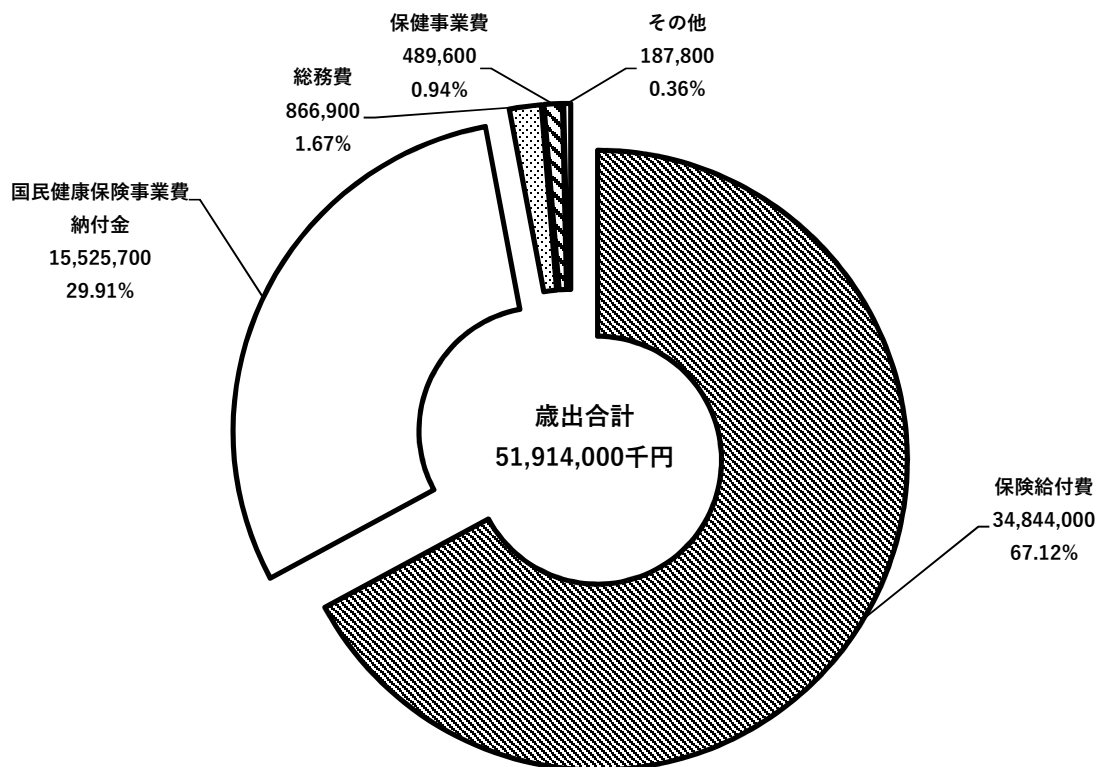
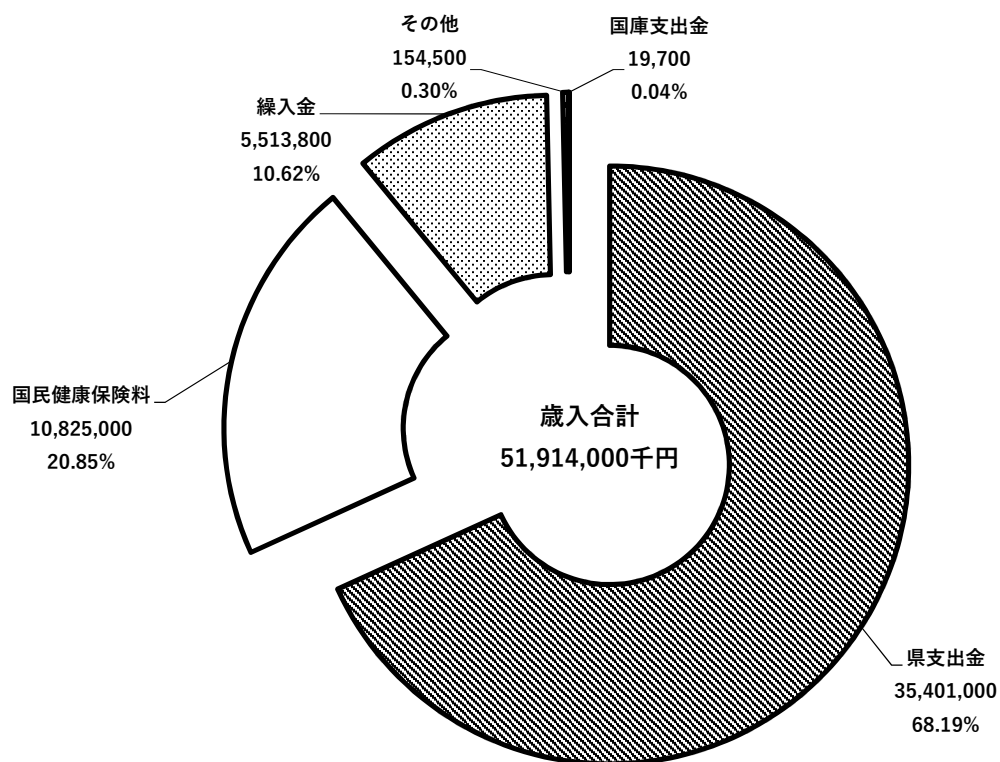
※ 各年度3月31日時点

※ 受理件数には、却下及び取下の件数を含み、減免継続者の件数を除く。

※ 令和2～4年度の「その他」は新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免。

12. 保険財政

(1) 令和5年度国民健康保険事業特別会計当初予算の状況 令和5年度当初予算構成比



国民健康保険事業特別会計当初予算

<歳入>

(単位：千円)

区 分	令和5年度当初予算額		令和4年度当初予算額		比較増減	前年比%
	予算額	構成比	予算額	構成比		
国民健康保険料	10,825,000	20.85%	10,822,000	21.29%	3,000	0.03
一般被保険者国民健康保険料	10,824,840	20.85%	10,821,200	21.29%	3,640	0.03
医療給付費分現年賦課分	7,119,240	13.71%	7,195,600	14.16%	▲76,360	▲1.06
介護納付金分現年賦課分	618,100	1.19%	600,700	1.18%	17,400	2.90
後期高齢者支援金分現年賦課分	2,495,800	4.81%	2,499,100	4.92%	▲3,300	▲0.13
医療給付費分滞納繰越分	356,800	0.69%	354,500	0.70%	2,300	0.65
介護納付金分滞納繰越分	55,700	0.11%	41,400	0.08%	14,300	34.54
後期高齢者支援金分滞納繰越分	179,200	0.35%	129,900	0.26%	49,300	37.95
退職被保険者等国民健康保険料	160	0.00%	800	0.00%	▲640	▲80.00
医療給付費分現年賦課分	2	0.00%	2	0.00%	0	0.00
介護納付金分現年賦課分	2	0.00%	2	0.00%	0	0.00
後期高齢者支援金分現年賦課分	2	0.00%	2	0.00%	0	0.00
医療給付費分滞納繰越分	94	0.00%	520	0.00%	▲426	▲81.92
介護納付金分滞納繰越分	25	0.00%	94	0.00%	▲69	▲73.40
後期高齢者支援金分滞納繰越分	35	0.00%	180	0.00%	▲145	▲80.56
国庫支出金	19,700	0.04%	1,700	0.00%	18,000	1,058.82
総務費国庫補助金	18,020	0.03%	1,520	0.00%	16,500	1,085.53
健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金	1,500	0.00%	-	-	-	皆増
災害等臨時特例補助金	180	0.00%	180	0.00%	0	0.00
県支出金	35,401,000	68.19%	34,910,000	68.69%	491,000	1.41
健康増進事業費補助金	19,222	0.04%	21,914	0.04%	▲2,692	▲12.28
保険給付費等交付金	35,381,778	68.15%	34,888,086	68.64%	493,692	1.42
普通交付金	34,650,430	66.75%	34,167,320	67.22%	483,110	1.41
特別交付金	731,348	1.41%	720,766	1.42%	10,582	1.47
財産収入	100	0.00%	100	0.00%	0	0.00
繰入金	5,513,800	10.62%	4,945,400	9.73%	568,400	11.49
一般会計繰入金	5,372,800	10.35%	4,775,400	9.40%	597,400	12.51
保険基盤安定繰入金	2,075,501	4.00%	2,053,285	4.04%	22,216	1.08
(保険料軽減分)	1,231,928	2.37%	1,223,950	2.41%	7,978	0.65
(保険者支援分)	843,573	1.62%	829,335	1.63%	14,238	1.72
未就学児均等割保険料繰入金	28,586	0.06%	32,839	0.06%	▲4,253	▲12.95
職員給与費等繰入金	848,661	1.63%	814,597	1.60%	34,064	4.18
出産育児一時金等繰入金	100,000	0.19%	106,400	0.21%	▲6,400	▲6.02
国保財政安定化支援事業繰入金	72,052	0.14%	92,279	0.18%	▲20,227	▲21.92
その他一般会計繰入金	2,248,000	4.33%	1,676,000	3.30%	572,000	34.13
基金繰入金	141,000	0.27%	170,000	0.33%	▲29,000	▲17.06
繰越金	100	0.00%	100	0.00%	0	0.00
諸収入	154,300	0.30%	146,700	0.29%	7,600	5.18
歳入合計	51,914,000	-	50,826,000	-	1,088,000	2.14

※構成比は小数点第2位以下を四捨五入をしているため、合計は必ずしも100%にならない

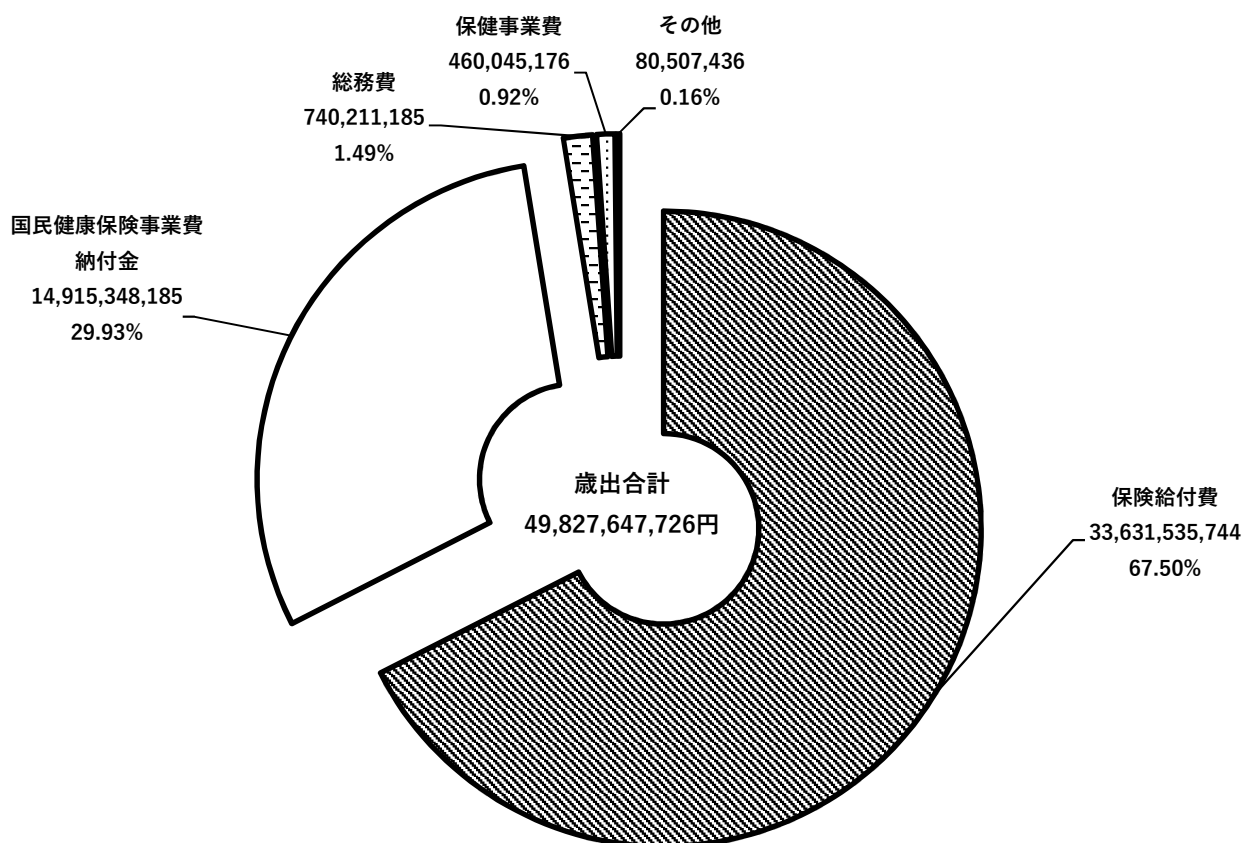
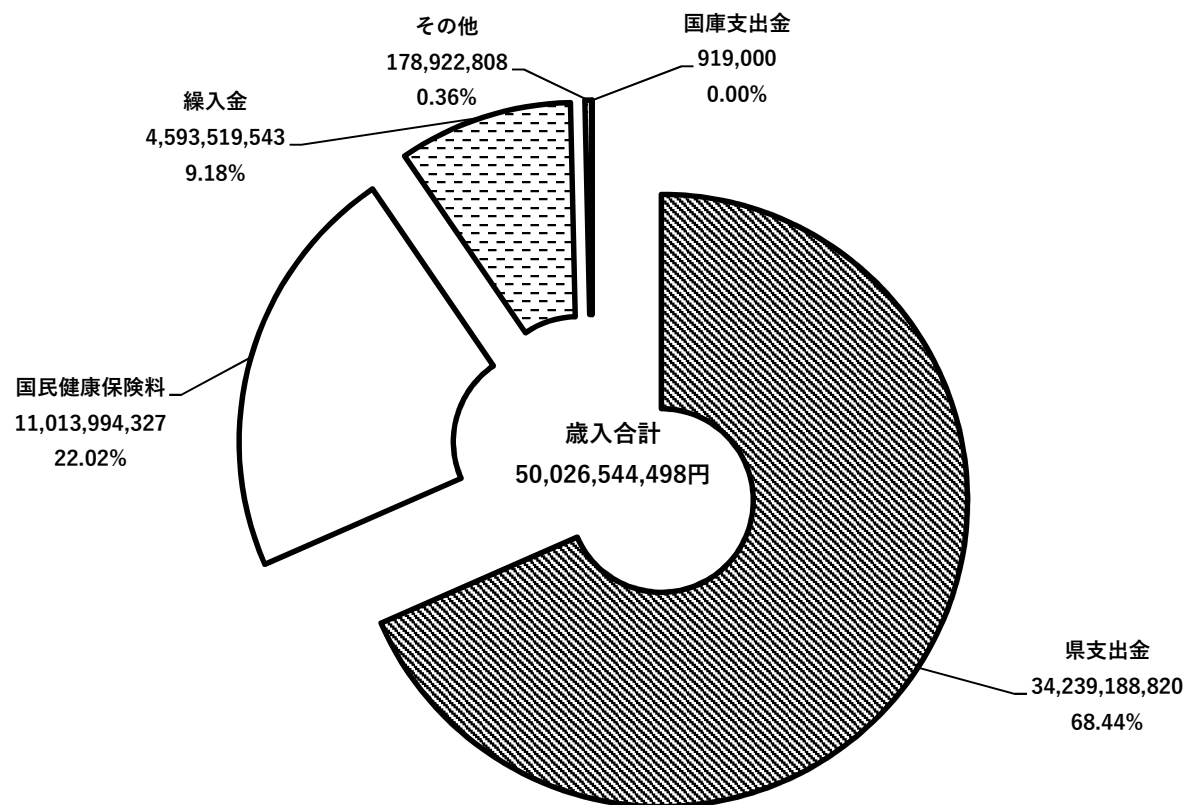
<歳出>

(単位：千円)

区 分	令和5年度当初予算額		令和4年度当初予算額		比較増減	前年比%
	予算額	構成比	予算額	構成比		
総 務 費	866,900	1.67%	816,400	1.61%	50,500	6.19
保 険 給 付 費	34,844,000	67.12%	34,364,000	67.61%	480,000	1.40
療養給付費	30,000,100	57.79%	29,793,500	58.62%	206,600	0.69
一般被保険者分	30,000,000	57.79%	29,793,400	58.62%	206,600	0.69
退職被保険者等分	100	0.00%	100	0.00%	0	0.00
療養費	282,100	0.54%	293,290	0.58%	▲ 11,190	▲ 3.82
一般被保険者分	282,000	0.54%	293,190	0.58%	▲ 11,190	▲ 3.82
退職被保険者等分	100	0.00%	100	0.00%	0	0.00
審査支払手数料	70,980	0.14%	69,060	0.14%	1,920	2.78
高額療養費	4,289,900	8.26%	4,004,520	7.88%	285,380	7.13
一般被保険者分	4,289,800	8.26%	4,004,420	7.88%	285,380	7.13
退職被保険者等分	100	0.00%	100	0.00%	0	0.00
高額介護合算療養費	7,000	0.01%	6,600	0.01%	400	6.06
一般被保険者分	6,900	0.01%	6,500	0.01%	400	6.15
退職被保険者等分	100	0.00%	100	0.00%	0	0.00
移送費	350	0.00%	350	0.00%	0	0.00
一般被保険者分	300	0.00%	300	0.00%	0	0.00
退職被保険者等分	50	0.00%	50	0.00%	0	0.00
出産育児諸費	150,070	0.29%	159,680	0.31%	▲ 9,610	▲ 6.02
葬祭諸費	36,000	0.07%	36,000	0.07%	0	0.00
傷病手当金	7,500	0.01%	1,000	0.00%	6,500	650.00
国民健康保険事業費納付金	15,525,700	29.91%	14,915,400	29.35%	610,300	4.09
医療給付費分	10,165,860	19.58%	10,012,490	19.70%	153,370	1.53
一般被保険者分	10,162,130	19.57%	10,008,500	19.69%	153,630	1.53
退職被保険者等分	3,730	0.01%	3,990	0.01%	▲ 260	▲ 6.52
後期高齢者支援金等分	3,952,510	7.61%	3,651,830	7.18%	300,680	8.23
一般被保険者分	3,952,510	7.61%	3,651,830	7.18%	300,680	8.23
退職被保険者等分	0	0.00%	0	0.00%	-	0.00
介護納付金分	1,407,330	2.71%	1,251,080	2.46%	156,250	12.49
介護納付金分	1,407,330	2.71%	1,251,080	2.46%	156,250	12.49
共 同 事 業 拠 出 金	100	0.00%	100	0.00%	0	0.00
その他共同事業事務費拠出金	100	0.00%	100	0.00%	0	0.00
保 健 事 業 費	489,600	0.94%	537,400	1.06%	▲ 47,800	▲ 8.89
うち特定健康診査等事業費	473,650	0.91%	522,180	1.03%	▲ 48,530	▲ 9.29
諸 支 出 金	87,700	0.17%	92,700	0.18%	▲ 5,000	▲ 5.39
予 備 費	100,000	0.19%	100,000	0.20%	0	0.00
歳 出 合 計	51,914,000	-	50,826,000	-	1,088,000	2.14

(2) 令和4年度国民健康保険事業特別会計決算の状況

令和4年度決算構成比



令和4年度国民健康保険事業特別会計決算

<歳入>

(単位：円)

区 分	予算現額 (A)	収入済額 (B)	比較増減(B) - (A)
国民健康保険料	10,822,000,000	11,013,994,327	191,994,327
一般被保険者国民健康保険料	10,821,200,000	11,013,048,632	191,848,632
医療給付費分現年賦課分	7,195,600,000	7,177,575,440	▲ 18,024,560
介護納付金分現年賦課分	600,700,000	605,011,295	4,311,295
後期高齢者支援金分現年賦課分	2,499,100,000	2,488,305,006	▲ 10,794,994
医療給付費分滞納繰越分	354,500,000	497,232,376	142,732,376
介護納付金分滞納繰越分	41,400,000	58,998,717	17,598,717
後期高齢者支援金分滞納繰越分	129,900,000	185,925,798	56,025,798
退職被保険者等国民健康保険料	800,000	945,695	145,695
医療給付費分現年賦課分	2,000	0	▲ 2,000
介護納付金分現年賦課分	2,000	0	▲ 2,000
後期高齢者支援金分現年賦課分	2,000	0	▲ 2,000
医療給付費分滞納繰越分	520,000	603,588	83,588
介護納付金分滞納繰越分	94,000	111,426	17,426
後期高齢者支援金分滞納繰越分	180,000	230,681	50,681
国 庫 支 出 金	1,700,000	919,000	▲ 781,000
総務費国庫補助金	1,520,000	809,000	▲ 711,000
災害等臨時特例補助金	180,000	110,000	▲ 70,000
県 支 出 金	35,210,000,000	34,239,188,820	▲ 970,811,180
健康増進事業費補助金	21,914,000	14,745,000	▲ 7,169,000
保険給付費等交付金	35,188,086,000	34,224,443,820	▲ 963,642,180
普通交付金	34,467,320,000	33,401,201,820	▲ 1,066,118,180
特別交付金	720,766,000	823,242,000	102,476,000
財 産 収 入	100,000	5,014	▲ 94,986
繰 入 金	4,945,400,000	4,593,519,543	▲ 351,880,457
一般会計繰入金	4,775,400,000	4,423,519,543	▲ 351,880,457
保険基盤安定繰入金	2,053,285,000	2,152,518,471	99,233,471
(保険料軽減分)	1,223,950,000	1,272,672,329	48,722,329
(保険者支援分)	829,335,000	879,846,142	50,511,142
未就学児均等割保険料繰入金	32,839,000	33,831,167	992,167
職員給与等繰入金	814,597,000	739,128,862	▲ 75,468,138
出産育児一時金等繰入金	106,400,000	80,546,666	▲ 25,853,334
国保財政安定化支援事業繰入金	92,279,000	86,622,377	▲ 5,656,623
その他一般会計繰入金	1,676,000,000	1,330,872,000	▲ 345,128,000
基金繰入金	170,000,000	170,000,000	0
繰 越 金	100,000	252,399	152,399
諸 収 入	146,700,000	178,665,395	31,965,395
歳 入 合 計	51,126,000,000	50,026,544,498	▲ 1,099,455,502

<歳出>

(単位：円)

区 分	予算現額 (A)	支出済額 (B)	不用額(A)-(B)
総 務 費	816,400,000	740,211,185	76,188,815
保 険 給 付 費	34,664,000,000	33,631,535,744	1,032,464,256
療養給付費	29,898,512,817	28,906,483,931	992,028,886
一般被保険者分	29,898,412,817	28,906,483,931	991,928,886
退職被保険者等分	100,000	0	100,000
療養費	301,818,359	301,677,072	141,287
一般被保険者分	301,718,359	301,677,072	41,287
退職被保険者等分	100,000	0	100,000
審査支払手数料	69,060,000	68,404,812	655,188
高額療養費	4,190,978,824	4,182,777,843	8,200,981
一般被保険者分	4,190,878,824	4,182,777,843	8,100,981
退職被保険者等分	100,000	0	100,000
高額介護合算療養費	6,600,000	5,824,367	775,633
一般被保険者分	6,500,000	5,824,367	675,633
退職被保険者等分	100,000	0	100,000
移送費	350,000	110,550	239,450
一般被保険者分	300,000	110,550	189,450
退職被保険者等分	50,000	0	50,000
出産育児諸費	150,768,999	121,146,168	29,622,831
葬祭諸費	36,000,000	35,200,000	800,000
傷病手当金	9,911,001	9,911,001	0
国民健康保険事業費納付金	14,915,400,000	14,915,348,185	51,815
医療給付費分	10,012,490,000	10,012,456,828	33,172
一般被保険者分医療給付費分	10,008,500,000	10,008,472,470	27,530
退職被保険者等医療給付費分	3,990,000	3,984,358	5,642
後期高齢者支援金等分	3,651,830,000	3,651,820,358	9,642
一般被保険者分後期高齢者支援金等分	3,651,830,000	3,651,820,358	9,642
退職被保険者等後期高齢者支援金等分	0	0	-
介護納付金分	1,251,080,000	1,251,070,999	9,001
共 同 事 業 拠 出 金	100,000	980	99,020
その他共同事業事務費拠出金	100,000	980	99,020
保 健 事 業 費	537,400,000	460,045,176	77,354,824
うち特定健康診査等事業費	522,180,000	445,889,209	76,290,791
諸 支 出 金	92,700,000	80,506,456	12,193,544
予 備 費	100,000,000	0	100,000,000
歳 出 合 計	51,126,000,000	49,827,647,726	1,298,352,274

歳入・歳出差引残額 198,896,772 円

財政調整基金積立 198,000,000 円

翌年度繰越 896,772 円

(3) 年度別決算状況

<歳入>

(単位：円・%)

区 分	令和元年度			令和2年度		
	決 算 額	構成比	前年比	決 算 額	構成比	前年比
国 民 健 康 保 険 料	10,819,069,456	20.89	▲ 4.32	10,859,220,615	21.97	0.37
一般被保険者分	10,811,162,599	20.87	▲ 3.99	10,856,323,983	21.97	0.42
現年分						
医療給付費分	6,909,045,299	13.34	▲ 3.70	7,020,243,742	14.20	1.61
介護納付金分	598,742,078	1.16	▲ 3.31	591,627,991	1.20	▲ 1.19
後期高齢者支援金分	2,611,497,214	5.04	▲ 4.10	2,560,261,706	5.18	▲ 1.96
滞納繰越分						
医療給付費分	464,399,993	0.90	▲ 7.36	457,044,900	0.92	▲ 1.58
介護納付金分	54,384,691	0.11	▲ 7.79	54,062,448	0.11	▲ 0.59
後期高齢者支援金分	173,093,324	0.33	▲ 5.29	173,083,196	0.35	▲ 0.01
退職被保険者等分	7,906,857	0.02	▲ 83.20	2,896,632	0.01	▲ 63.37
現年分						
医療給付費分	2,728,004	0.01	▲ 88.66	30,830	0.00	▲ 98.87
介護納付金分	603,577	0.00	▲ 88.48	7,030	0.00	▲ 98.84
後期高齢者支援金分	1,051,841	0.00	▲ 88.41	11,949	0.00	▲ 98.86
滞納繰越分						
医療給付費分	2,206,609	0.00	▲ 59.48	1,803,821	0.00	▲ 18.25
介護納付金分	488,848	0.00	▲ 60.57	385,524	0.00	▲ 21.14
後期高齢者支援金分	827,978	0.00	▲ 59.03	657,478	0.00	▲ 20.59
国 庫 支 出 金	7,401,000	0.01	549.21	89,873,000	0.18	1,114.34
総務費国库補助金	6,931,000	0.01	皆増	36,630,000	0.07	428.50
災害等臨時特例補助金	470,000	0.00	▲ 58.77	53,243,000	0.11	11,228.30
県 支 出 金	35,403,971,689	68.36	▲ 2.69	33,412,059,563	67.61	▲ 5.63
健康増進事業費補助金	277,215	0.00	▲ 67.22	190,000	0.00	▲ 31.46
保険給付費等交付金	35,403,694,474	68.36	▲ 2.69	33,411,869,563	67.61	▲ 5.63
普通交付金	34,637,821,474	66.88	▲ 2.67	32,616,949,563	66.00	▲ 5.83
特別交付金	765,873,000	1.48	▲ 3.25	794,920,000	1.61	3.79
財 産 収 入	93,073	0.00	▲ 52.63	36,285	0.00	▲ 61.01
繰 入 金	4,917,892,986	9.50	▲ 0.81	4,432,534,296	8.97	▲ 9.87
一般会計繰入金	4,739,392,986	9.15	17.28	4,361,334,296	8.82	▲ 7.98
保険基盤安定繰入金	1,891,962,925	3.65	▲ 2.69	1,962,340,979	3.97	3.72
(保険料軽減分)	1,068,633,971	2.06	▲ 2.73	1,129,545,718	2.29	5.70
(保険者支援分)	823,328,954	1.59	▲ 2.64	832,795,261	1.69	1.15
未就学児均等割保険料繰入金	-	-	-	-	-	-
職員給与費等繰入金	796,133,983	1.54	▲ 1.22	782,108,632	1.58	▲ 1.76
出産育児一時金等繰入金	111,789,333	0.22	▲ 9.92	101,138,666	0.20	▲ 9.53
国保財政安定化支援事業繰入金	100,506,745	0.19	3.72	99,746,019	0.20	▲ 0.76
その他一般会計繰入金	1,839,000,000	3.55	71.87	1,416,000,000	2.87	▲ 23.00
基金繰入金	178,500,000	0.34	▲ 80.53	71,200,000	0.14	▲ 60.11
繰 越 金	2,514,769	0.00	635.06	651,878	0.00	▲ 74.08
諸 収 入	639,737,364	1.24	▲ 15.71	627,065,892	1.27	▲ 1.98
合 計	51,790,680,337	-	▲ 3.03	49,421,441,529	-	▲ 4.57

※構成比は小数点第2以下を四捨五入をしているため、合計は必ずしも100%にならない

(単位：円・%)

令和3年度			令和4年度			区 分	
決 算 額	構 成 比	前 年 比	決 算 額	構 成 比	前 年 比		
10,651,457,899	20.90	▲ 1.91	11,013,994,327	22.02	3.40	国 民 健 康 保 険 料	
10,649,119,721	20.90	▲ 1.91	11,013,048,632	22.01	3.42	一般被保険者分	
6,868,276,317	13.48	▲ 2.16	7,177,575,440	14.35	4.50	医療給付費分	現年分
587,986,086	1.15	▲ 0.62	605,011,295	1.21	2.90	介護納付金分	
2,505,768,517	4.92	▲ 2.13	2,488,305,006	4.97	▲ 0.70	後期高齢者支援金分	
460,876,557	0.90	0.84	497,232,376	0.99	7.89	医療給付費分	滞納繰越分
53,387,956	0.10	▲ 1.25	58,998,717	0.12	10.51	介護納付金分	
172,824,288	0.34	▲ 0.15	185,925,798	0.37	7.58	後期高齢者支援金分	
2,338,178	0.00	▲ 19.28	945,695	0.00	▲ 59.55	退職被保険者等分	
0	0.00	皆減	0	0.00	-	医療給付費分	現年分
0	0.00	皆減	0	0.00	-	介護納付金分	
0	0.00	皆減	0	0.00	-	後期高齢者支援金分	
1,535,912	0.00	▲ 14.85	603,588	0.00	▲ 60.70	医療給付費分	滞納繰越分
278,212	0.00	▲ 27.84	111,426	0.00	▲ 59.95	介護納付金分	
524,054	0.00	▲ 20.29	230,681	0.00	▲ 55.98	後期高齢者支援金分	
26,730,000	0.05	▲ 70.26	919,000	0.00	▲ 96.56	国 庫 支 出 金	
2,621,000	0.01	▲ 92.84	809,000	0.00	▲ 69.13	総務費国庫補助金	
24,109,000	0.05	▲ 54.72	110,000	0.00	▲ 99.54	災害等臨時特例補助金	
35,125,455,700	68.94	5.13	34,239,188,820	68.44	▲ 2.52	県 支 出 金	
15,891,000	0.03	8,263.68	14,745,000	0.03	▲ 7.21	健康増進事業費補助金	
35,109,564,700	68.91	5.08	34,224,443,820	68.41	▲ 2.52	保険給付費等交付金	
34,324,598,700	67.36	5.24	33,401,201,820	66.77	▲ 2.69	普通交付金	
784,966,000	1.54	▲ 1.25	823,242,000	1.65	4.88	特別交付金	
22,809	0.00	▲ 37.14	5,014	0.00	▲ 78.02	財 産 収 入	
5,000,770,198	9.81	12.82	4,593,519,543	9.18	▲ 8.14	繰 入 金	
4,928,770,198	9.67	13.01	4,423,519,543	8.84	▲ 10.25	一般会計繰入金	
1,980,179,186	3.89	0.91	2,152,518,471	4.30	8.70	保険基盤安定繰入金	
1,150,265,885	2.26	1.83	1,272,672,329	2.54	10.64	(保険料軽減分)	
829,913,301	1.63	▲ 0.35	879,846,142	1.76	6.02	(保険者支援分)	
-	-	-	33,831,167	0.07	皆増	未就学児均等割保険料繰入金	
786,628,230	1.54	0.58	739,128,862	1.48	▲ 6.04	職員給与費等繰入金	
96,042,666	0.19	▲ 5.04	80,546,666	0.16	▲ 16.13	出産育児一時金等繰入金	
89,920,116	0.18	▲ 9.85	86,622,377	0.17	▲ 3.67	国保財政安定化支援事業繰入金	
1,976,000,000	3.88	39.55	1,330,872,000	2.66	▲ 32.65	その他一般会計繰入金	
72,000,000	0.14	1.12	170,000,000	0.34	136.11	基金繰入金	
120,482	0.00	▲ 81.52	252,399	0.00	109.49	繰 越 金	
148,987,549	0.29	▲ 76.24	178,665,395	0.36	19.92	諸 収 入	
50,953,544,637	-	3.10	50,026,544,498	-	▲ 1.82	合 計	

<歳出>

(単位：円・%)

区 分	令和元年度			令和2年度		
	決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比
総 務 費	816,780,248	1.58	▲ 0.35	837,332,256	1.70	2.52
保 険 給 付 費	34,931,946,063	67.60	▲ 2.31	32,854,499,867	66.65	▲ 5.95
一般被保険者分	34,637,871,770	67.03	▲ 1.97	32,596,669,862	66.13	▲ 5.89
療養給付費	30,045,671,807	58.14	▲ 1.98	28,169,906,158	57.15	▲ 6.24
療養費	359,941,081	0.70	▲ 9.30	306,668,304	0.62	▲ 14.80
高額療養費	4,226,385,519	8.18	▲ 1.22	4,113,843,854	8.35	▲ 2.66
高額介護合算療養費	5,873,363	0.01	8.39	6,251,546	0.01	6.44
移送費	0	0.00	皆減	0	0.00	-
退職被保険者等分	13,430,676	0.03	▲ 88.49	397,287	0.00	▲ 97.04
療養給付費	11,823,109	0.02	▲ 88.01	225,491	0.00	▲ 98.09
療養費	359,252	0.00	▲ 82.21	11,548	0.00	▲ 96.79
高額療養費	1,248,315	0.00	▲ 92.21	157,506	0.00	▲ 87.38
高額介護合算療養費	0	0.00	皆減	2,742	0.00	皆増
移送費	0	0.00	0.00	0	0.00	-
出産育児諸費	168,016,381	0.33	▲ 10.44	152,987,379	0.31	▲ 8.94
葬祭諸費	35,500,000	0.07	▲ 6.58	36,800,000	0.07	3.66
傷病手当金	-	-	-	760,425	0.00	皆増
審査支払手数料	77,127,236	0.15	▲ 4.15	66,884,914	0.14	▲ 13.28
国民健康保険事業費納付金	14,834,024,009	28.70	▲ 0.54	14,637,512,667	29.70	▲ 1.32
医療給付費分	10,133,944,834	19.61	▲ 1.12	9,951,388,787	20.19	▲ 1.80
一般被保険者分	10,120,444,834	19.58	▲ 0.71	9,951,388,787	20.19	▲ 1.67
退職被保険者分	13,500,000	0.03	▲ 76.06	0	0.00	皆減
後期高齢者支援金等分	3,665,948,611	7.09	0.66	3,625,259,034	7.35	▲ 1.11
一般被保険者分	3,660,848,611	7.08	1.11	3,625,259,034	7.35	▲ 0.97
退職被保険者分	5,100,000	0.01	▲ 75.94	0	0.00	皆減
介護納付金分	1,034,130,564	2.00	1.08	1,060,864,846	2.15	2.59
共 同 事 業 拠 出 金	7,960	0.00	17.47	6,015	0.00	▲ 24.43
保 健 事 業 費	1,018,625,944	1.97	2.19	869,978,103	1.76	▲ 14.59
保健事業費	18,520,027	0.04	▲ 2.08	14,359,187	0.03	▲ 22.47
特定健康診査等事業費	1,000,105,917	1.94	2.27	855,618,916	1.74	▲ 14.45
諸 支 出 金	76,644,235	0.15	▲ 90.24	91,992,139	0.19	20.02
予 備 費	0	0.00	-	0	0.00	-
合 計	51,678,028,459	-	▲ 2.99	49,291,321,047	-	▲ 4.62
収支差引残（歳入-歳出）	112,651,878	-	▲ 16.87	130,120,482	-	15.51

収支に関わる 主な制度改正等	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料の5割・2割軽減の対象世帯の拡大 ・保険料限度額の引上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料の5割・2割軽減の対象世帯の拡大 ・保険料限度額の引上げ ・保険料均等割額の引上げ
-------------------	---	---

(単位：円・%)

令和3年度			令和4年度			区 分
決 算 額	構 成 比	前 年 比	決 算 額	構 成 比	前 年 比	
789,527,752	1.55	▲ 5.71	740,211,185	1.49	▲ 6.25	総 務 費
34,538,648,024	67.97	5.13	33,631,535,744	67.50	▲ 2.63	保 険 給 付 費
34,285,429,707	67.47	5.18	33,396,873,763	67.02	▲ 2.59	一般被保険者分
29,668,379,134	58.39	5.32	28,906,483,931	58.01	▲ 2.57	療養給付費
310,214,562	0.61	1.16	301,677,072	0.61	▲ 2.75	療養費
4,301,586,519	8.47	4.56	4,182,777,843	8.39	▲ 2.76	高額療養費
5,249,492	0.01	▲ 16.03	5,824,367	0.01	10.95	高額介護合算療養費
0	0.00	-	110,550	0.00	皆増	移送費
0	0.00	皆減	0	0.00	-	退職被保険者等分
0	0.00	皆減	0	0.00	-	療養給付費
0	0.00	皆減	0	0.00	-	療養費
0	0.00	皆減	0	0.00	-	高額療養費
0	0.00	皆減	0	0.00	-	高額介護合算療養費
0	0.00	-	0	0.00	-	移送費
145,093,718	0.29	▲ 5.16	121,146,168	0.24	▲ 16.50	出産育児諸費
35,800,000	0.07	▲ 2.72	35,200,000	0.07	▲ 1.68	葬祭諸費
2,593,381	0.01	241.04	9,911,001	0.02	282.17	傷病手当金
69,731,218	0.14	4.26	68,404,812	0.14	▲ 1.90	審査支払手数料
14,881,345,069	29.29	1.67	14,915,348,185	29.93	0.23	国民健康保険事業費納付金
10,107,466,902	19.89	1.57	10,012,456,828	20.09	▲ 0.94	医療給付費分
10,107,466,902	19.89	1.57	10,008,472,470	20.09	▲ 0.98	一般被保険者分
0	0.00	-	3,984,358	0.01	-	退職被保険者分
3,683,107,117	7.25	1.60	3,651,820,358	7.33	▲ 0.85	後期高齢者支援金等分
3,683,107,117	7.25	1.60	3,651,820,358	7.33	▲ 0.85	一般被保険者分
0	0.00	-	0	0.00	-	退職被保険者分
1,090,771,050	2.15	2.82	1,251,070,999	2.51	14.70	介護納付金分
828	0.00	▲ 86.23	980	0.00	18.36	共 同 事 業 拠 出 金
495,123,432	0.97	▲ 43.09	460,045,176	0.92	▲ 7.08	保 健 事 業 費
14,334,318	0.03	▲ 0.17	14,155,967	0.03	▲ 1.24	保健事業費
480,789,114	0.95	▲ 43.81	445,889,209	0.89	▲ 7.26	特定健康診査等事業費
107,647,133	0.21	17.02	80,506,456	0.16	▲ 25.21	諸 支 出 金
0	0.00	-	0	0.00	-	予 備 費
50,812,292,238	-	3.09	49,827,647,726	-	▲ 1.94	合 計

141,252,399	-	8.56	198,896,772	-	40.81	収支差引残（歳入-歳出）
-------------	---	------	-------------	---	-------	--------------

<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度税制改正における給与所得控除等の引下げ及び基礎控除の引上げ ・基礎控除の引上げに伴う保険料軽減判定所得の改正 ・出産育児一時金の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料の5割・2割軽減の対象世帯の拡大 ・保険料限度額の引上げ ・未就学児に係る保険料（均等割額）の減額措置の導入 ・保険料均等割額の引上げ 	収支に関わる 主な制度改正等
--	--	-------------------

(4) 年度別決算における被保険者1人当たり諸費の状況

(単位：円/人)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
歳入	全 体	87,560	90,387	90,949	98,673	
	保 険 料	医 療	59,714	62,253	62,594	68,763
		後 期	22,551	22,757	22,876	23,960
		介 護	5,295	5,378	5,479	5,950
		国 庫 支 出 金	60	748	228	8
	県 支 出 金	286,528	278,107	299,923	306,745	
	一 般 会 計 繰 入 金	38,356	36,302	42,085	39,630	
	う ち 法 定 外	14,883	11,786	16,872	11,923	
	基 金 繰 入 金	1,445	593	615	1,523	
	そ の 他 の 歳 入	5,198	5,224	1,273	1,603	
合 計	419,147	411,362	435,073	448,182		
歳出	保 険 給 付 費	282,708	273,466	294,912	301,301	
	国 保 事 業 費 納 付 金	120,053	121,836	127,066	133,625	
	保 健 事 業 費	8,244	7,241	4,228	4,121	
	そ の 他 の 歳 出	7,231	7,736	7,661	7,353	
	合 計	418,236	410,279	433,867	446,400	
年度平均被保険者総数	123,562	120,141	117,115	111,621		

(5) 基金の状況

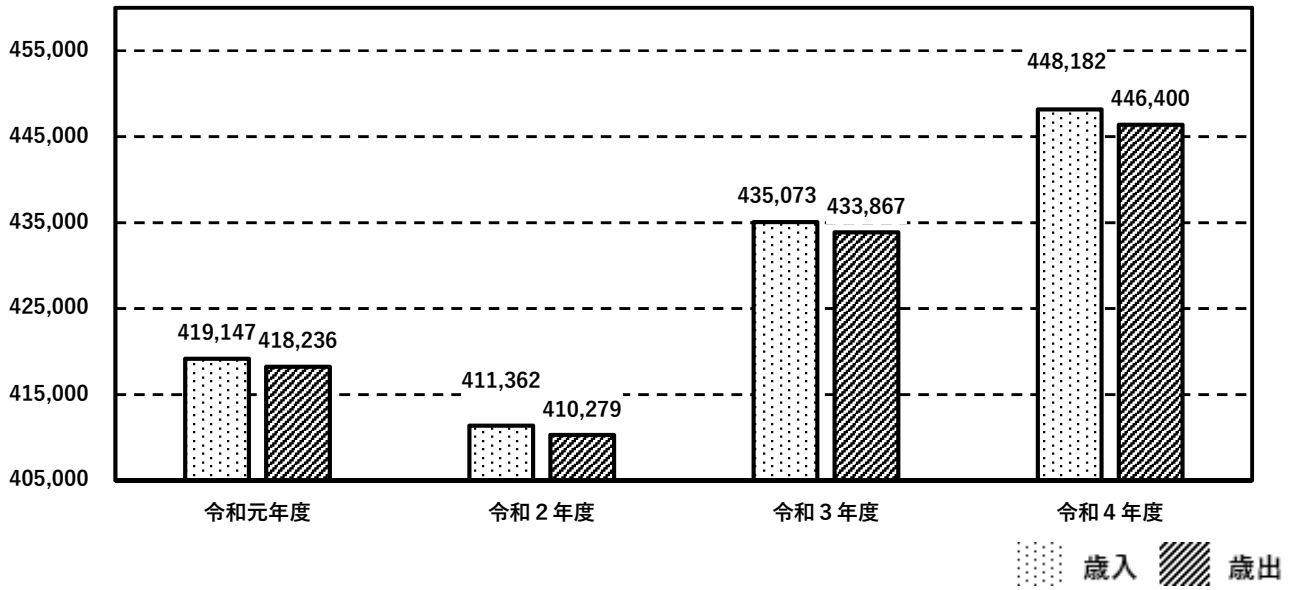
(ア) 財政調整基金保有額の状況

(単位：円)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年度当初保有額		116,700,116	71,200,116	112,000,116	170,000,116
積立額	剰余金(前年度より)	133,000,000	112,000,000	130,000,000	141,000,000
	運用収入	0	0	0	0
取崩し額		178,500,000	71,200,000	72,000,000	170,000,000
年度末保有額		71,200,116	112,000,116	170,000,116	141,000,116

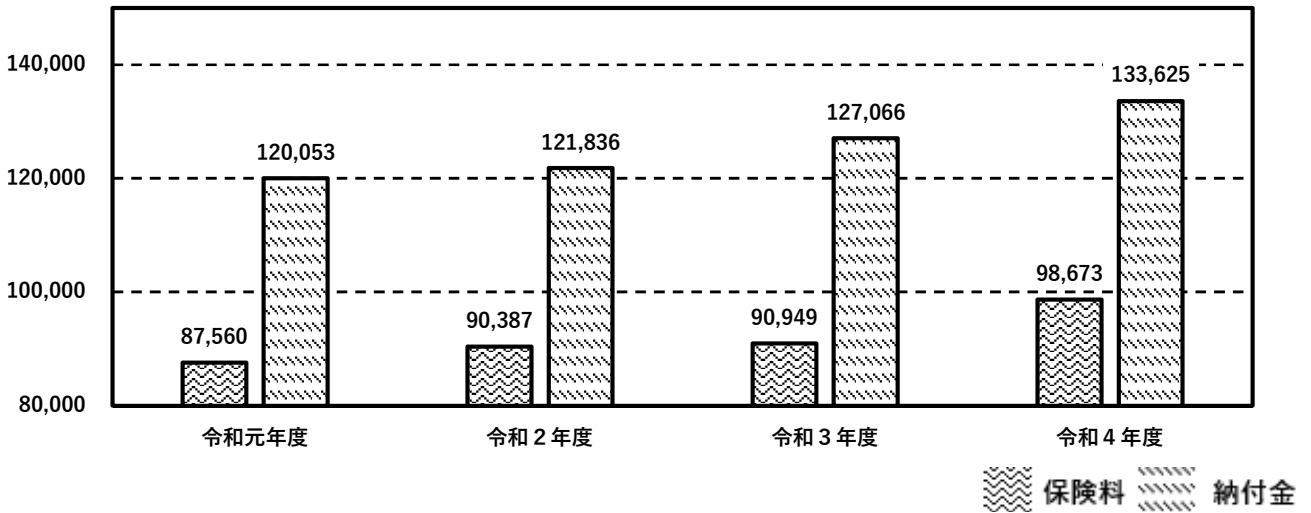
円/人

1人当たり歳入・歳出の推移



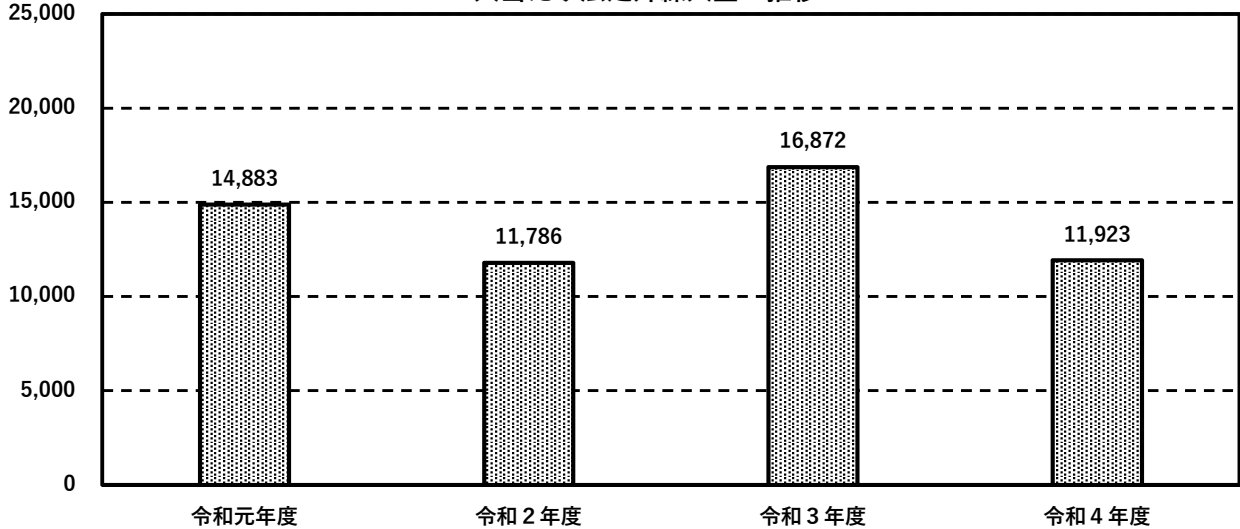
円/人

1人当たり保険料・納付金の推移



円/人

1人当たり法定外繰入金の推移



(イ) 高額療養費貸付基金保有額の状況

年度	区分	基金の額			区分	運用	
		現金	債権	計		前年度末 現在高	年度中 貸付高
平成 30 年度	年度中 増減高	608,100	▲ 608,100	0	件数(件)	13	80
	年度末 現在高	38,731,500	1,268,500	40,000,000	金額(円)	1,876,600	13,153,300
令和 元 年度	年度中 増減高	▲ 2,997,500	2,997,500	0	件数(件)	6	100
	年度末 現在高	35,734,000	4,266,000	40,000,000	金額(円)	1,268,500	18,135,200
令和 2 年度	年度中 増減高	1,268,400	▲ 1,268,400	0	件数(件)	23	93
	年度末 現在高	37,002,400	2,997,600	40,000,000	金額(円)	4,266,000	15,245,100
令和 3 年度	年度中 増減高	1,043,700	▲ 1,043,700	0	件数(件)	15	90
	年度末 現在高	38,046,100	1,953,900	40,000,000	金額(円)	2,997,600	12,372,400
令和 4 年度	年度中 増減高	1,528,400	▲ 1,528,400	0	件数(件)	14	77
	年度末 現在高	39,574,500	425,500	40,000,000	金額(円)	1,953,900	11,419,600

(ウ) 国民健康保険出産費資金貸付基金保有額の状況

年度	区分	基金の額			区分	運用	
		現金	債権	計		前年度末 現在高	年度中 貸付高
平成 30 年度	年度中 増減高	0	0	0	件数(件)	1	0
	年度末 現在高	9,769,831	230,169	10,000,000	金額(円)	230,169	0
令和 元 年度	年度中 増減高	230,169	▲ 230,169	0	件数(件)	1	0
	年度末 現在高	10,000,000	0	10,000,000	金額(円)	230,169	0
令和 2 年度	年度中 増減高	0	0	0	件数(件)	0	0
	年度末 現在高	10,000,000	0	10,000,000	金額(円)	0	0
令和 3 年度	年度中 増減高	0	0	0	件数(件)	0	0
	年度末 現在高	10,000,000	0	10,000,000	金額(円)	0	0
令和 4 年度	年度中 増減高	0	0	0	件数(件)	0	0
	年度末 現在高	10,000,000	0	10,000,000	金額(円)	0	0

運用							区 分
償 還 高			欠損分	年度末現在高			
前年度末 未償還分	年度中 貸付分	計		前年度末 未償還分	年度中 貸付分	計	
12	75	87	0	1	5	6	件数(件)
1,833,500	11,927,900	13,761,400	0	43,100	1,225,400	1,268,500	金額(円)
5	78	83	0	1	22	23	件数(件)
1,225,400	13,912,300	15,137,700	0	43,100	4,222,900	4,266,000	金額(円)
22	79	101	0	1	14	15	件数(件)
4,222,900	12,290,600	16,513,500	0	43,100	2,954,500	2,997,600	金額(円)
14	77	91	0	1	13	14	件数(件)
2,954,500	10,461,600	13,416,100	0	43,100	1,910,800	1,953,900	金額(円)
13	72	85	0	1	5	6	件数(件)
1,910,800	11,037,200	12,948,000	0	43,100	382,400	425,500	金額(円)

運用							区 分
償 還 高			欠損分	年度末現在高			
前年度末 未償還分	年度中 貸付分	計		前年度末 未償還分	年度中 貸付分	計	
0	0	0	0	1	0	1	件数(件)
0	0	0	0	230,169	0	230,169	金額(円)
1	0	1	0	0	0	0	件数(件)
230,169	0	230,169	0	0	0	0	金額(円)
0	0	0	0	0	0	0	件数(件)
0	0	0	0	0	0	0	金額(円)
0	0	0	0	0	0	0	件数(件)
0	0	0	0	0	0	0	金額(円)
0	0	0	0	0	0	0	件数(件)
0	0	0	0	0	0	0	金額(円)

※ 1件の貸付金を分割にて償還しているため、全額償還された際に償還高の件数を1件とする

1 3 . 事 業 年 報

国民健康保険事業状況報告書（事業年報） A 表
（令和 4 年度）

都道府県名	千葉県
保険者名	船橋市
都道府県・保険者番号	1 2 - 0 0 4

事業開始年月日	昭和29年 4月 1日
---------	-------------

○ 一般状況

その他保険給付	出産育児	葬 祭	傷病手当	出産手当	その他
	999,999,999,999円	50,000円	999,999,999,999円	0円	0円

		本年度末現在				
		(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者	
世帯数	75,827					
被保険者数	総数	107,281	2,381	43,745	24,860	2,731
	退職被保険者等	0	0			
	一般被保険者	107,281	2,381	43,745	24,860	2,731

		年度平均				
		(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者	
世帯数	78,322					
被保険者数	総数	111,621	2,290	46,312	26,384	2,806
	退職被保険者等	0	0			
	一般被保険者	111,621	2,290	46,312	26,384	2,806

	本年度末現在	年度平均
介護保険第2号被保険者数	35,917	36,686
介護保険第2号世帯数	31,588	32,201

	年度平均
標準負担額の減額状況	3,837

	本年度末現在	年度平均
特定世帯数	0	0
特定継続世帯数	0	0

	本年度中
世帯の継続性を認めた世帯数 (市町村内転居の場合を除く)	69

被保険者 増減内訳	本年度中増	転 入		社保離脱	生保廃止	出 生	後期高齢者 離脱	その他	計
		(再掲) 他県からの転入	4,231						
	本年度中減	転 出		社保加入	生保開始	死 亡	後期高齢者 加入	その他	計
		(再掲) 他県への転出	3,252						
		6,424	17,672	245	261	2	888	25,492	
		5,602	16,027	608	798	7,335	1,517	31,887	

本年度末現在	専 任	兼 任	計
事務職員数	54	0	54

一部負担割合	法定割合	その他
	1	0

備考		作成者 氏 名
----	--	------------

様式 1 4 (市町村) 国民健康保険事業状況報告書 (事業年報) B表 (1) (市町村)

○経理状況

1. 収支状況及び資産・負債等の状況

[1] 収入状況及び支出状況

(令和 4 年度)

都道府県名	千葉県
保険者名	船橋市
都道府県・保険者番号	1 2 - 0 0 4

収 入				支 出						
科 目		収入額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分	科 目		支出額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分	
		円	円	円			円	円	円	
保険料 △税 ▽	一般被保 険者分	医療給付費分	7,674,807,816		給 付 費	総 務 費	療養給付費	28,906,483,931		
		後期高齢者支援金分	2,674,230,804	2,674,230,804			療養費	301,677,072		
		介護納付金分	664,010,012				小計	29,208,161,003		
		一般被保険者分計	11,013,048,632	2,674,230,804			高額療養費	4,182,777,843		
							高額介護合算療養費	5,824,367		
	退職被 険者分	医療給付費分	603,588		移送費		110,550			
		後期高齢者支援金分	230,681	230,681	出産育児諸費		121,093,038			
		介護納付金分	111,426		葬祭諸費		35,200,000			
		退職被保険者等分計	945,695	230,681	育児諸費		0			
					その他		9,911,001			
計		11,013,994,327	2,674,461,485	664,121,438	一般被保険者分計	33,563,077,802				
国庫支出金		919,000			退職被保険者等分	療養給付費	0			
都道府県支出金 △交付金 ▽	保険給付費等交付金(普通交付金)	33,401,201,820			療養費	0				
	保険者努力支援分	245,339,000			小計	0				
	特別調整交付金分	160,071,000			高額療養費	0				
	都道府県繰入金(2号分)	254,958,000			高額介護合算療養費	0				
	特定健康診査等負担金	162,874,000			移送費	0				
	保険給付費等交付金(特別交付金)計	823,242,000			退職被保険者等分計	0				
	財政安定化基金交付金	0			審査支払手数料	68,457,942				
	その他	14,745,000			計	33,631,535,744				
	連合会支出金	0			国民健康保険 費分	医療給付	一般被保険者分	10,008,472,470		
	保険基盤安定(保険料(税)軽減分)	1,272,672,329	247,810,333	91,318,064	後期高齢者 支援金等分	退職被保険者等分	3,984,358			
保険基盤安定(保険者支援分)	879,846,142	209,440,670	50,217,081	後期高齢者 支援金等分計	医療給付費分計	10,012,456,828				
未就学児均等割保険料(税)	33,831,167	7,097,055		介護納付金分	一般被保険者分	3,651,820,358	3,651,820,358			
職員給与等	739,128,862			計	退職被保険者等分	0	0			
出産育児一時金等	80,546,666			財政安定化基金拠出金	後期高齢者支援金等分計	3,651,820,358	3,651,820,358			
財政安定化支援事業	86,622,377			保健事業費	特定健康診査等事業費	445,889,209				
その他	1,330,872,000			健康管理センター事業費	0					
直診勘定繰入金	0			計	460,045,176					
その他の収入	178,670,409			保険給付費等交付金償還金	0					
小計(単年度収入) A	49,856,292,099	3,138,809,543	805,656,583	直診勘定繰出金	0					
				その他の支出	80,507,436					
				小計(単年度支出) B	49,827,647,726	3,651,820,358	1,251,070,999			
				単年度収支差(A-B)	28,644,373	-513,010,815	-445,414,416			

基金繰入金 C	170,000,000			基金積立金 F	0		
繰越金 D	252,399			前年度繰上充用金 G	0		
市町村債 E	0			公債費 H	0		
うち財政安定化基金貸付金	0			うち財政安定化基金償還金	0		
収入合計 (A+C+D+E)	50,026,544,498			支出合計 (B+F+G+H)	49,827,647,726		
				収支差引残(収入合計-支出合計)	198,896,772		
				うち次年度への繰越金 I	896,772		
				うち基金積立金 J	198,000,000		

[2] 基金保有額及び市町村債の状況

基金保有額(前年度末) K	321,000,116	市町村債残高	0
基金繰入金 C	170,000,000	うち財政安定化基金貸付金残高	0
基金積立金 F	0		
収支差引残のうち基金積立金 J	198,000,000		
その他増加額 L	0		
その他減少額 M	0		
基金保有額 (K-C+F+J+L-M)	349,000,116		

[3] 資産・負債等の状況(年度末現在)

資 産		金額(円)	負 債 及 び 純 資 産		金額(円)
科 目	金額(円)		科 目	金額(円)	
基金保有額 a	349,000,116		繰上充用金(当年度赤字額) e	0	
次年度への繰越金 b	896,772		市町村債残高 f	0	
貸付金等 c	0		うち財政安定化基金貸付金残高	0	
その他の資産 d	0		その他の負債 g	0	
資産合計 (a+b+c+d)	349,896,888		負債合計 (e+f+g)	0	
			純資産(資産合計-負債合計)	349,896,888	

備考		作成者氏名	
----	--	-------	--

様式14 (市町村) (つづき)

国民健康保険事業状況報告書(事業年報)B表(1)(続)(市町村)
(令和4年度)

都道府県名	千葉県
保険者名	船橋市
都道府県・保険者番号	1 2 - 0 0 4

○経理状況

2. 保険料(税)収納状況(一般被保険者分)

(円)

		調定額	収納額	還付未済額(別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
保険料(税)	現年分	11,178,781,170	10,239,380,966	31,510,775	223,310	939,176,894	0
	滞納繰越分	2,348,506,116	741,130,217	1,026,674	314,388,930	1,292,986,969	0
	計	13,527,287,286	10,980,511,183	32,537,449	314,612,240	2,232,163,863	0

3. 保険給付費等支払状況

(円)

		支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額	
一般被保険者分	療養給付費	計	28,841,752,125	28,906,483,931	60,268,186	4,463,620	0
		現年度分(再掲)	28,841,752,125	28,906,483,931	60,268,186	4,463,620	0
	療養費	計	301,413,298	301,677,072	263,774	0	0
		現年度分(再掲)	301,413,298	301,677,072	263,774	0	0
	高額療養費	4,175,096,243	4,182,777,843	7,121,368	560,232	0	
	高額介護合算療養費	5,824,367	5,824,367	0	0	0	
	移送費	110,550	110,550	0	0	0	
	その他の保険給付費	165,931,001	166,204,039	0	420,000	146,962	

4. 市町村標準保険料(税)率

所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
6.87	0.00	40,512	0

所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.58	0.00	14,755	0

所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.19	0.00	15,875	0

5. 備考

収 納 率		
現年分	滞納繰越分	計
91.60%	31.56%	81.17%
備考		
	作成者	氏名

都道府県名	千葉県
保険者名	船橋市
都道府県・保険者番号	1 2 - 0 0 4

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-----------	---------------------

保険料 の別 保険税	①	(2)	保険料（税） 賦課方式	(1)	(2)	③	(4)	保険料（税） 徴収回数	回 10
	料	税		4 方式	3 方式	2 方式	その他		
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 (低所得者分)	保険料（税） 軽減額 (未就学児分)	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額	
千円 10,160,410	千円 947,514	千円 25,257	千円 8,205	千円 22,825	千円 1,141,402	1 増・② 減	千円 214,061	千円 7,801,146	
保険料（税）算定額内訳				料（税）率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 6,445,320	千円 0	千円 3,715,090	千円 0	% 6.50	% 0.00	円 32,360	円 0		
63.44 %	0.00 %	36.56 %	0.00 %						
課税対象額		課税対象	保険料（税） 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料（税） 軽減世帯数 (未就学児分)	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	賦課限度額
所得割	資産割	世帯数							
千円 99,178,072	千円 0	80,102	39,876	1,690	83	551	1,277	114,805	千円 650
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤ その他
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等		② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額				③ その他		

備 考		作成者 氏名
--------	--	-----------

都道府県名	千葉県
保険者名	船橋市
都道府県・保険者番号	1 2 - 0 0 4

5. 保険料(税)(後期高齢者支援金分)賦課徴収状況(一般被保険者分)

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-----------	---------------------

保険料 の別 保険税	①	(2)	保険料(税) 賦課方式	(1)	(2)	③	(4)	保険料(税) 徴収回数	回 10
	料	税		4方式	3方式	2方式	その他		
保険料(税) 算定額	保険料(税) 軽減額 (低所得者分)	保険料(税) 軽減額 (未就学児分)	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料(税) 調定額	
千円 3,594,033	千円 251,519	千円 6,705	千円 2,952	千円 8,030	千円 547,435	1増②減	千円 66,099	千円 2,711,293	
保険料(税)算定額内訳					料(税)率				
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 2,607,858	千円 0	千円 986,175	千円 0	% 2.63	% 0.00	円 8,590	円 0		
72.56%	0.00%	27.44%	0.00%						
課税対象額		課税対象	保険料(税) 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料(税) 軽減世帯数 (未就学児分)	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	賦課限度額
所得割	資産割	世帯数							千円 200
千円 99,178,072	千円 0	80,102	39,876	1,690	83	551	2,012	114,805	
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤ その他
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等		② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額				③ その他		

備考		作成者	
		氏名	

都道府県名	千葉県
保険者名	船橋市
都道府県・保険者番号	1 2 - 0 0 4

6. 保険料（税）（介護納付金分）賦課徴収状況（介護保険第2号被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-----------	------------------

保険料 の別 保険税	①	(2)	保険料（税） 賦課方式	(1)	(2)	③	(4)	保険料（税） 徴収回数	回 10
	料	税		4方式	3方式	2方式	その他		
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 (低所得者分)	保険料（税） 軽減額 (未就学児分)	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額	
千円 833,524	千円 93,476	千円 0	千円 919	千円 966	千円 67,350	1増②減	千円 4,470	千円 666,343	
保険料（税）算定額内訳				料（税）率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 475,648	千円 0	千円 357,876	千円 0	% 1.20	% 0.00	円 9,610	円 0		
57.06 %	0.00 %	42.94 %	0.00 %						
課税対象額		課税対象	保険料（税） 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料（税） 軽減世帯数 (未就学児分)	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	賦課限度額
所得割	資産割	世帯数	(低所得者分)	(未就学児分)	減免世帯数	減免世帯数	世帯数	被保険者数	千円 170
千円 39,652,377	千円 0	32,596	15,549	0	51	72	266	37,240	
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤ その他
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等		② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額				③ その他		

備考		作成者 氏名
----	--	-----------

様式 15

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（1）
（令和 4 年度）

都道府県名	千葉県
保険者名	船橋市
都道府県・保険者番号	1 2 - 0 0 4

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	1,737,096	39,216,638,757	28,841,752,125	9,170,765,196	1,204,121,436
食事療養・生活療養（再掲）	19,770	555,312,162	297,637,105	247,632,322	10,042,735
食事療養・生活療養	0		0	0	0
療養費等					
診療費	2,092	51,062,519	36,027,806	15,034,713	0
補装具	862	32,464,584	24,106,953	8,357,631	0
柔道整復師	34,890	255,348,656	186,067,572	69,281,084	0
アンマ・マッサージ	1,416	46,113,420	34,527,832	11,585,588	0
ハリ・キウウ	1,823	27,594,016	20,477,035	7,116,981	0
その他	6	294,430	206,100	88,330	0
小計	41,089	412,877,625	301,413,298	111,464,327	0
海外療養費（再掲）	26	2,994,012	2,096,152	897,860	0
移送費	1	110,550	110,550	0	0
計	1,778,186	39,629,626,932	29,143,275,973	9,282,229,523	1,204,121,436

(2) 前期高齢者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	1,013,780	23,773,597,220	18,017,093,938	5,458,348,606	298,154,676
食事療養・生活療養（再掲）	11,836	296,104,190	146,733,991	146,282,819	3,087,380
食事療養・生活療養	0		0	0	0
療養費等					
療養費	19,442	202,903,563	154,363,843	48,539,720	0
海外療養費（再掲）	8	55,855	39,445	16,410	0
移送費	0	0	0	0	0
計	1,033,222	23,976,500,783	18,171,457,781	5,506,888,326	298,154,676

(3) 70歳以上一般分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	614,402	14,544,159,226	11,580,928,848	2,843,518,251	119,712,127
食事療養・生活療養（再掲）	7,377	183,898,164	92,631,687	89,365,177	1,901,300
食事療養・生活療養	0		0	0	0
療養費等					
療養費	11,088	119,639,779	96,919,064	22,720,715	0
海外療養費（再掲）	1	3,513	2,810	703	0
移送費	0	0	0	0	0
計	625,490	14,663,799,005	11,677,847,912	2,866,238,966	119,712,127

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	64,710	1,430,694,564	997,745,256	417,331,848	15,617,460
食事療養・生活療養（再掲）	586	9,561,324	2,952,354	6,497,650	111,320
食事療養・生活療養	0		0	0	0
療養費等					
療養費	1,219	11,585,853	8,109,975	3,475,878	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	65,929	1,442,280,417	1,005,855,231	420,807,726	15,617,460

(5) 未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	34,835	447,694,444	357,056,976	24,067,776	66,569,692
食事療養（再掲）	212	2,322,204	759,184	63,120	1,499,900
食事療養	0		0	0	0
療養費等					
療養費	171	2,338,493	1,870,784	467,709	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	35,006	450,032,937	358,927,760	24,535,485	66,569,692

備考		作成者 氏名	
----	--	-----------	--

様式 15-2 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（2）
（令和 4年度）

都道府県名	千葉県
保険者名	船橋市
都道府県・保険者番号	1 2 - 0 0 4

2. 高額療養費の状況

		合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分 (再掲)	
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分				その他
総数	件数	3,686	30,557	5,011	6,747	11,931	21,326	4,706	83,964	36,566
	高額療養費(円)	85,740,773	258,788,956	593,501,677	591,220,733	1,770,416,161	461,258,403	414,169,540	4,175,096,243	3,675,093,766
(再掲)前期高齢者分	件数	2,382	29,815	2,638	3,430	7,552	17,844	2,662	66,323	
	高額療養費(円)	50,917,012	230,320,484	298,794,903	293,883,481	1,104,982,338	347,610,214	168,877,058	2,495,385,490	
(再掲)70歳以上一般分	件数	1,096	28,881	619	1,779	5,105	16,702	2,016	56,198	
	高額療養費(円)	12,345,430	193,687,625	60,834,760	132,820,552	618,336,602	289,671,734	95,931,932	1,403,628,635	
(再掲)70歳以上現役並み所得者分	件数	289	412	139	121	274	131	89	1,455	
	高額療養費(円)	9,543,441	11,476,876	20,140,050	11,230,313	66,689,775	8,243,779	8,086,322	135,410,556	
(再掲)未就学児分	件数	2	18	0	0	45	102	46	213	
	高額療養費(円)	17,135	329,666	0	0	6,496,320	1,700,494	10,772,140	19,315,755	
長期高額特定疾病該当者数								440人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件数(件)	232
給付額(円)	5,824,367

4. その他の保険給付の状況

	出産育児給付	葬祭給付	傷病手当金	出産手当金	その他任意給付	計
件数(件)	289	704	280	0	0	1,273
給付額(円)	120,820,000	35,200,000	9,911,001	0	0	165,931,001

備考		作成者 氏名	
----	--	-----------	--

様式 15-3 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（3）
（令和 4年度）

都道府県名	千葉県
保険者名	船橋市
都道府県・保険者番号	1 2 - 0 0 4

5. 療養の給付等内訳

(1) 全体

		件数	日数	費用額
診療費	入院	20,729 ^件	319,164 ^日	13,589,450,717 ^円
	入院外	856,786	1,244,487	14,187,551,667
	歯科	240,855	392,696	3,081,201,008
	小計	1,118,370	1,956,347	30,858,203,392
調剤		613,700	(703,327枚)	7,407,629,033
食事療養・生活療養		(19,770)	(842,530回)	555,312,162
訪問看護		5,026	34,626	395,494,170
合計		1,737,096	1,990,973	39,216,638,757

(2) 前期高齢者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	12,282 ^件	173,064 ^日	8,594,076,261 ^円
	入院外	505,274	744,032	8,658,087,301
	歯科	133,998	219,376	1,681,713,100
	小計	651,554	1,136,472	18,933,876,662
調剤		360,414	(408,936枚)	4,373,389,758
食事療養・生活療養		(11,836)	(443,429回)	296,104,190
訪問看護		1,812	13,814	170,226,610
合計		1,013,780	1,150,286	23,773,597,220

(3) 70歳以上一般分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	7,687 ^件	107,711 ^日	5,358,944,542 ^円
	入院外	306,542	452,414	5,218,771,361
	歯科	79,039	129,839	1,005,792,280
	小計	393,268	689,964	11,583,508,183
調剤		220,072	(250,150枚)	2,671,038,429
食事療養・生活療養		(7,377)	(274,591回)	183,898,164
訪問看護		1,062	8,592	105,714,450
合計		614,402	698,556	14,544,159,226

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	611 ^件	5,982 ^日	478,715,360 ^円
	入院外	32,502	47,188	552,333,570
	歯科	8,858	14,650	105,079,660
	小計	41,971	67,820	1,136,128,590
調剤		22,635	(25,381枚)	277,052,810
食事療養・生活療養		(586)	(14,161回)	9,561,324
訪問看護		104	637	7,951,840
合計		64,710	68,457	1,430,694,564

(5) 未就学児分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	276 ^件	1,852 ^日	143,263,690 ^円
	入院外	17,471	22,462	195,126,980
	歯科	2,911	3,687	31,819,040
	小計	20,658	28,001	370,209,710
調剤		14,067	(17,015枚)	67,139,240
食事療養		(212)	(3,657回)	2,322,204
訪問看護		110	653	8,023,290
合計		34,835	28,654	447,694,444

備考		作成者 氏名	
----	--	-----------	--

様式 17 (市町村)

国民健康保険退職者医療事業状況報告書 (退職者医療事業年報) E表 (1) (市町村)

退職者医療にかかる一般状況・経理状況

(令和 4 年度)

都道府県名	千葉県
保険者名	船橋市
都道府県・保険者番号	1 2 - 0 0 4

○一般状況

		本年度末現在	
			(再掲) 未就学児
世帯数	単独世帯	0	
	混合世帯	0	
退職被保険者等数	退職被保険者	0	
	被扶養者	0	0
	計	0	0

		年度平均	
			(再掲) 未就学児
世帯数	単独世帯	0	
	混合世帯	0	
退職被保険者等数	退職被保険者	0	
	被扶養者	0	0
	計	0	0

○経理状況

1. 収入状況及び支出状況

収 入		支 出	
科 目	収 入 額 (円)	科 目	支 出 額 (円)
保険料(税) 医療給付費分	603,588	医 療 給 付 費	療養給付費 0
保険給付費等交付金(普通交付金)	12,138		療養費 0
その他の収入	1,364,526		小計 0
合 計	1,980,252		高額療養費 0
			高額介護合算療養費 0
			移送費 0
			計 0
		国民健康保険事業費納付金(医療給付費分)	3,984,358
		その他の支出	0
		前年度繰上充用金	0
		合 計	3,984,358

2. 保険料(税) 収納状況

(円)

	調 定 額	収 納 額	還付未済額(別掲)	不 納 欠 損 額	未 収 額	居所不明者分調定額
現年分	0	0	0	0	0	0
滞納繰越分	1,692,706	945,695	0	21,570	725,441	0
計	1,692,706	945,695	0	21,570	725,441	0

3. 医療給付支払状況

(円)

		支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未 払 額
療養給付費	計	0	0	0	0	0
	現年度分(再掲)	0	0	0	0	0
療 養 費	計	0	0	0	0	0
	現年度分(再掲)	0	0	0	0	0
高 額 療 養 費		0	0	0	0	0
高額介護合算療養費		0	0	0	0	0
移 送 費		0	0	0	0	0

4. 備考

収 納 率	現 年 分	滞納繰越分	計
	0.00%	55.87%	55.87%

備 考		作成者氏名	
-----	--	-------	--

チェック完了日: 2023. 07. 18-10:30:07

印刷日: 2023. 07. 25-13:39:05

様式 17-2

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（2）

（令和 4 年度）

都道府県名	千葉県
保険者名	船橋市
都道府県・保険者番号	1 2 - 0 0 4

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-------------	---------------------

保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 （低所得者分）	保険料（税） 軽減額 （未就学児分）	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	(1) 増・2 減	千円 0	千円 0
保険料（税）算定額内訳				/				
所得割	資産割	均等割	平等割					
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0					
0.00 %	0.00 %	0.00 %	0.00 %					
課税対象額		課税対象 世帯数	保険料（税） 軽減世帯数 （低所得者分）	保険料（税） 軽減世帯数 （未就学児分）	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数
所得割	資産割		千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0

備		作成者	
考		氏名	

様式 17-3

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（3）

（令和 4 年度）

都道府県名	千葉県
保険者名	船橋市
都道府県・保険者番号	1 2 - 0 0 4

5. 保険料（税）（後期高齢者支援金分）賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-----------	---------------------

保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 （低所得者分）	保険料（税） 軽減額 （未就学児分）	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	①増・2減	千円 0	千円 0
保険料（税）算定額内訳								
所得割	資産割	均等割	平等割					
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0					
0.00 %	0.00 %	0.00 %	0.00 %					
課税対象額		課税対象 世帯数	保険料（税） 軽減世帯数 （低所得者分）	保険料（税） 軽減世帯数 （未就学児分）	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数
所得割	資産割							
千円 0	千円 0	0	0	0	0	0	0	0

備 考		作成者	
		氏名	

チェック完了日: 2023. 07. 18-10:30:07

印刷日: 2023. 07. 25-13:39:06

様式 18 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）F表（1）

退職者医療にかかる医療給付状況

（令和 4年度）

都道府県名	千葉県
保険者名	船橋市
都道府県・保険者番号	1 2 - 0 0 4

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	0	0	0	0	0
食事療養（再掲）	0	0	0	0	0
療養費等	0	0	0	0	0
食事療養	0	0	0	0	0
診療費	0	0	0	0	0
補装具	0	0	0	0	0
柔道整復師	0	0	0	0	0
アンマ・マッサージ	0	0	0	0	0
ハリ・キュウ	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

(2) 未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	0	0	0	0	0
食事療養（再掲）	0	0	0	0	0
療養費等	0	0	0	0	0
食事療養	0	0	0	0	0
療養費	0	0	0	0	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

2. 高額療養費の状況

		合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分 （再掲）
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分			
総数	件数	0	0	0	0	0	0	0	0
	高額療養費(円)	0	0	0	0	0	0	0	0
(再掲) 未就学児分	件数	0	0	0	0	0	0	0	0
	高額療養費(円)	0	0	0	0	0	0	0	0
長期高額特定疾病該当者数							0人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件数(件)	0
給付額(円)	0

備考		作成者 氏名	
----	--	-----------	--

様式 18-2 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）F表（2）
 退職者医療にかかる医療給付状況
 （令和 4年度）

都道府県名	千葉県
保険者名	船橋市
都道府県・保険者番号	1 2 - 0 0 4

4. 療養の給付等内訳

(1) 全体

		退職被保険者分			被扶養者分		
		件数	日数	費用額	件数	日数	費用額
診療費	入院	0	0	0	0	0	0
	入院外	0	0	0	0	0	0
	歯科	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0
	調剤	0	(0 枚)	0	(0 枚)	0	
	食事療養	(0)	(0 回)	0	(0)	(0 回)	0
	訪問看護	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0

(2) 未就学児分再掲

		被扶養者分		
		件数	日数	費用額
診療費	入院	0	0	0
	入院外	0	0	0
	歯科	0	0	0
	小計	0	0	0
	調剤	0	(0 枚)	0
	食事療養	(0)	(0 回)	0
	訪問看護	0	0	0
	合計	0	0	0

備考		作成者 氏名	
----	--	-----------	--

高齢者医療の概要

1 4 . 高 齡 者 医 療

14. 高齢者医療

(1) 老人医療の概要

国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保及び疾病の予防、治療、機能訓練等の保健事業を総合的に実施し、国民保健の向上と老人福祉の増進を図ることを目的とする老人保健制度は、昭和 58 年 2 月に老人保健法が制定され発足しました。

老人保健制度のうち、75 歳以上の者を対象とする老人医療は、医療に要する費用を国民が公平に負担するものとされ、受給者に一部負担を求めるとともに、国や地方公共団体が一定の負担を行い、また各医療保険者が公平に拠出する仕組みとなっていました。

老人医療費の公費負担率は、受給者の一部負担金を除いた額の 50% で、国・都道府県・市町村がそれぞれ 4 : 1 : 1 を負担していました。

(2) 「後期高齢者医療制度」の創設

健康保険法の一部を改正する法律（平成 18 年 6 月 21 日法律第 83 号）が成立したことにより、老人保健医療制度に代わり、平成 20 年 4 月 1 日から「後期高齢者医療制度」が施行されました。

これにより、老人医療受給者は引き続き新制度の被保険者となり、医療費等から本人負担額を差し引いた医療給付費等の 5 割を公費、4 割を健保・国保等の保険者、1 割を後期高齢者医療制度の被保険者からの保険料で賄います。

都道府県単位で設置されている後期高齢者医療広域連合が主体（保険者）となり、市町村との業務分担により運営されています。

※ 対象者（被保険者）

75 歳以上の者。また 65 歳以上 75 歳未満の一定の障害のある者（例：身体障害者手帳 1～3 及び 4 級の一部の者、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の者等）で加入を希望する者は、広域連合から認定を受けることにより対象になります。

(3) 船橋市の高齢者医療のあゆみ

年月日	事項
昭和	
47. 4. 1	70 歳以上老人医療費支給制度開始（市の制度）
48. 1. 1	70 歳以上老人医療費支給制度開始（国の制度）所得制限あり
48.10. 1	(1) 65 歳以上 70 歳未満のねたきり老人等（身障者）老人医療費支給制度開始 （国の制度）所得制限あり (2) 65 歳以上 70 歳未満のねたきり老人等（身障者）老人医療費支給制度開始 （市の制度）国の制度の所得制限額を超えるもの
50. 4. 1	老人医療付添看護料の助成制度開始（市の制度）助成限度額の制限あり
54. 4. 1	(1) 老人医療付添看護料の助成限度額の撤廃（市の制度） (2) 65 歳以上 70 歳未満のひとり暮らし老人及び 6 ヶ月以上ねたきり老人医療費助成制度 開始（市の制度）
58. 2. 1	老人保健法の施行に伴い、老人医療費助成制度の一部変更（70 歳以上、65 歳以上 70 歳未満のねたきり老人等（身障者）の老人医療費支給制度（国及び市の制度）が移行した）
62. 1. 1	老人保健法の一部改正 (1) 一部負担金の改正 (2) 加入者按分率の引上げ (3) 老人保健施設の創設
62. 4. 1	老人医療付添看護料の助成制度の一部改正 （市の制度）所得制限 国民年金法の老齢福祉年金が全部停止となる所得以上の者
平成	
元.10. 1	老人付添看護料資金貸付制度開始（実施主体 船橋市社会福祉協議会）
3. 4. 1	人工水晶体等費用助成制度開始
4. 1. 1	老人保健法の一部改正 (1) 一部負担金の改正 (2) 公費負担割合の引上げ (3) 老人保健施設入所対象者の拡大
4. 4. 1	老人保健法の一部改正 (1) 公費負担割合の引上げ (2) 老人訪問看護制度の創設
4.12. 1	老人医療費助成制度の一部改正（市の制度） (1) 助成対象者の拡大 68 歳、69 歳の老人 (2) 所得制限 本人の所得が老齢福祉年金の全部が支給停止となる本人の所得限度額の 1.5 倍の額以下

年月日	事項
5. 4. 1	(1) 老人保健法の一部改正 一部負担金の改正 (2) 老人医療付添看護料の助成制度の一部改正（市の制度）所得制限の緩和 (3) 特殊眼鏡等費用助成制度の一部改正（市の制度） ① 補助眼鏡の新設 ② 所得制限の緩和
6. 4. 1	老人医療費助成制度の一部改正（市の制度） 助成開始日の改正
6.10. 1	老人保健法の一部改正 (1)標準負担額の創設 (2)入院時食事療養費の創設 (3)付添看護療養費の廃止（経過措置あり）
7. 4. 1	(1) 老人保健法の一部負担金の改正 (2) はり、きゅう費用助成制度の一部改正（市の制度） あんま、マッサージ、指圧の施術を助成対象に新設
8. 4. 1	老人保健法の一部負担金の改正
8.10. 1	老人保健法の入院時食事療養費負担額の改正
9. 9. 1	老人保健法の一部改正 (1) 一部負担金の改正 (2) 外来時薬剤費の創設
9.10. 1	老人医療付添看護料の助成制度の廃止（市の制度）
10. 3.31	老人付添看護料資金貸付制度の終了（実施主体 船橋市社会福祉協議会）
10. 4. 1	老人保健法の一部負担金（入院時）の改正
10. 7. 1	組織改正により、高齢者医療係が高齢者福祉課から国民健康保険課へ
11. 4. 1	老人保健法の一部負担金（外来時・入院時）の改正
11. 7. 1	国の制度における薬剤費一部負担金が、臨時特例措置として免除化を実施 平成 12.6.30 まで
12. 4. 1	老人保健法の一部改正 老人保健施設療養費等の廃止（介護保険制度へ移行）
12. 7. 1	国の制度における薬剤費一部負担金免除化の継続
13. 1. 1	老人保健法の改正 一部負担金の定率化・薬剤一部負担金の廃止 高額医療費支給制度の創設
14. 4. 1	老人保健法の一部改正 (1) 一部負担金限度額の改正 (2) 診療報酬の改定
14.10. 1	老人保健法の一部改正 (1) 患者負担の見直し（定率負担の徹底・自己負担限度額の見直し） (2) 対象年齢の引上げ（70 歳以上から 75 歳以上に段階的引上げ）
15. 4. 1	健康保険法の一部改正 (1) 3 歳以上 70 歳未満、3 割負担に統一 (2) 薬剤一部負担金の廃止

年月日	事項
15. 8. 1	老人医療費助成制度の一部改正（市の制度） 所得要件の見直し ① 68、69 歳 ②ひとり暮らし③ねたきりの所得要件を市民税非課税世帯に改正
18. 4. 1	老人医療費助成制度の一部改正（市の制度） 税制改正に伴う激変緩和措置策を講じた (1) 公的年金等控除額の縮減及び老年者の非課税措置の廃止に対する措置
18. 6.21	健康保険法等の一部改正 平成 20 年 4 月 1 日より新たな「後期高齢者医療制度」が施行される。
18.10. 1	老人保健法の一部改正 (1) 一定以上所得者の一部負担金割合を 2 割から 3 割に変更
20. 4. 1	老人保健法の一部改正（「高齢者の医療の確保に関する法律」に名称変更） 後期高齢者医療制度の創設 後期高齢者医療保険料軽減措置の実施
22. 4. 1	後期高齢者医療保険料の所得割率の変更
24. 4. 1	後期高齢者医療保険料限度額の変更（50 万円から 55 万円へ） 「限度額適用・標準負担額減額認定証」の外来適用
26. 4. 1	後期高齢者医療保険料限度額の変更（55 万円から 57 万円へ） 後期高齢者医療保険料の均等割額及び所得割率の変更 低所得者に対する保険料の減額規定を一部変更（均等割額の 2 割減及び 5 割減の基準を変更し適用範囲を拡大）
26. 8. 1	老人医療費助成制度（市の制度）の廃止・経過措置（令和 3.7.31 まで）
27. 4. 1	低所得者に対する保険料の減額規定を一部変更（均等割額の 2 割減及び 5 割減の基準を変更し適用範囲を拡大）
28. 4. 1	後期高齢者医療保険料の均等割額及び所得割率の変更 低所得者に対する保険料の減額規定を一部変更（均等割額の 2 割減及び 5 割減の基準を変更し適用範囲を拡大）
29. 4. 1	低所得者等に対する保険料の減額規定を一部変更（均等割額の 2 割減及び 5 割減の基準を変更し適用範囲を拡大、並びに後期高齢者医療で国が行っている上乗せ分のうち所得割の軽減割合及び元被扶養者の均等割の軽減割合の縮小）
30. 4. 1	後期高齢者医療保険料限度額の変更（57 万円から 62 万円へ） 後期高齢者医療保険料の均等割額及び所得割率の変更 低所得者等に対する保険料の減額規定を一部変更（均等割額の 2 割減及び 5 割減の基準を変更し適用範囲を拡大、並びに後期高齢者医療で国が行っている上乗せ分のうち所得割軽減の廃止及び元被扶養者の均等割の軽減割合の縮小）
31. 4. 1	低所得者等に対する保険料の減額規定を一部変更（均等割額の 2 割減及び 5 割減の基準を変更し適用範囲を拡大、並びに後期高齢者医療で国が行っている上乗せ分のうち均等割の軽減割合の縮小及び元被扶養者の均等割の軽減期間の縮小）

年月日	事項
令和	<p data-bbox="331 304 1070 338">2.4.1 後期高齢者医療保険料限度額の変更（62万円から64万円へ）</p> <p data-bbox="331 349 979 383">後期高齢者医療保険料の均等割額及び所得割率の変更</p> <p data-bbox="331 394 1390 528">低所得者等に対する保険料の減額規定を一部変更（均等割額の2割減及び5割減の基準を変更し適用範囲を拡大、並びに後期高齢者医療で国が行っている上乗せ分のうち均等割の軽減割合の縮小）</p> <p data-bbox="331 539 767 573">2.5.1 コンビニでの保険料収納業務の開始</p> <p data-bbox="331 584 794 618">2.8.1 ペイジー口座振替受付サービスの開始</p> <p data-bbox="331 629 767 663">2.10.1 Web口座振替受付サービスの開始</p> <p data-bbox="331 674 1034 707">3.4.1 後期高齢者医療保険料均等割額の軽減判定所得基準の変更</p> <p data-bbox="331 719 1390 775">特殊眼鏡等費用助成制度の廃止（令和2.7.1廃止から延長）・経過措置（令和5.3.31まで）</p> <p data-bbox="331 786 954 819">3.7.31 老人医療費助成制度（市の制度）の経過措置の終了</p> <p data-bbox="331 831 1070 864">4.4.1 後期高齢者医療保険料限度額の変更（64万円から66万円へ）</p> <p data-bbox="331 875 1278 909">4.10.1 現役並み所得者を除く一定以上所得者の一部負担金割合を1割から2割に変更</p> <p data-bbox="331 920 954 954">5.4.1 スマートフォンアプリによる保険料収納業務の開始</p>

(4) 後期高齢者医療制度の給付内容

① 一部負担金割合及び自己負担限度額

令和4年10月1日時点

区 分	一部負担金の割合	外来 + 入院 (世帯単位)	
		外来 (個人単位)	外来 + 入院 (世帯単位)
現役並み所得者Ⅲ (課税所得 690 万円以上)	3 割	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1% (140,100 円 ^{※1})	
現役並み所得者Ⅱ (課税所得 380 万円以上)		167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1% (93,000 円 ^{※1})	
現役並み所得者Ⅰ (課税所得 145 万円以上)		80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% (44,400 円 ^{※1})	
一般Ⅱ	2 割	6,000 円 + (医療費 - 3 万円) × 10% または、18,000 円の いずれか低い方を適用 ^{※4} (年間上限 144,000 円 ^{※3})	57,600 円 (44,400 円 ^{※2})
一般Ⅰ		18,000 円 (年間上限 144,000 円 ^{※3})	
区分Ⅱ (市民税非課税世帯)	1 割	8,000 円	24,600 円
区分Ⅰ (市民税非課税世帯)		8,000 円	15,000 円

※1 過去 12 か月以内に高額療養費の支給を 3 回受けた時の 4 回目以降の限度額。

※2 過去 12 か月以内に「外来+入院 (世帯単位)」の高額療養費の支給を 3 回受けた時の 4 回目以降の限度額。

※3 1 年間 (毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日) のうち所得区分が「一般」または「市民税非課税世帯」であった月の外来 (個人単位) の自己負担額の合計額の上限度額。

※4 新設された一部負担金割合が 2 割の区分に対し、負担を抑えるための配慮措置を適用した限度額。令和 4 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの間、1 割と比較した場合の 1 か月の負担増加額を 3,000 円に抑えるもの (入院の医療費は対象外)。

② 区分の判定基準

(ア) 現役並み所得者

本人及び同じ世帯にいる後期高齢者医療制度の被保険者のいずれかの市民税課税所得 (課税標準額) が、145 万円以上の被保険者。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、申請等により「一般」の区分に変更となる。

- a. 同一世帯に、70 歳～74 歳の者や他の後期高齢者医療制度の被保険者がいない場合は、本人の収入額が 383 万円未満の場合。
- b. 同一世帯に、70 歳～74 歳の者や他の後期高齢者医療制度の

被保険者がいる場合は、それらの者の収入額の合計が 520 万円未満の場合。

(イ) 一般Ⅱ

市民税課税所得(課税標準額)が 28 万円以上 145 万円未満かつ、以下の要件を満たす被保険者およびその者と同じ世帯にいる被保険者。

- a. 同一世帯に被保険者が 1 人の場合、その者の「年金収入＋その他の合計所得金額」が 200 万円以上。
- b. 同一世帯に被保険者が複数の場合、被保険者全員の「年金収入＋その他の合計所得金額」が 320 万円以上。

(ウ) 一般Ⅰ

市民税課税世帯で、同一世帯に現役並み所得者または一般Ⅱに該当する被保険者がいない者。

(エ) 区分Ⅱ

世帯員全員が市民税非課税で、区分Ⅰ以外の被保険者。

(オ) 区分Ⅰ

世帯員全員が市民税非課税で、その世帯全員の個々の所得(年金収入は、控除額 80 万円として計算)が 0 円となる被保険者。

世帯員全員が市民税非課税であり、かつ、被保険者本人が老齢福祉年金を受給している者。

◎入院時の食事代

区	分	内 容
現役並み所得者および一般		1 食 460 円 ^{※2}
区 分Ⅱ ^{※1}	90 日までの入院の場合	1 食 210 円
	過去 12 ヶ月の間で	1 食 160 円
	入院日数が 90 日を超える入院の場合 ^{※3}	
区 分Ⅰ ^{※1}		1 食 100 円

※1 「区分Ⅱ」「区分Ⅰ」の人が適用を受けるには、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要。

※2 特定医療費(指定難病)受給者証の交付を受けている者は 260 円。

※3 長期入院該当の認定には申請が必要。申請月から過去 12 か月の区分Ⅱの入院日数が 91 日以上となった場合、申請月の翌月から該当。

◎ 療養病床入院時の食事代・居住費

区	分	食事代	居住費
現役並み所得者および一般		1食 460円 ^{※1}	1日 370円
区 分Ⅱ ^{※2}		1食 210円	1日 370円
区 分Ⅰ ^{※2}		1食 130円	1日 370円
	老齢福祉年金受給者	1食 100円	1日 0円

※1 保険医療機関の施設基準等により、420円となる場合有。

※2 「区分Ⅱ」「区分Ⅰ」の人が適用を受けるには、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要。

(5) 後期高齢者医療保険料等の状況

年 度	均等割額	所得割率	賦課限度額
平成 20・21 年度	37,400 円	7.12%	500,000 円
平成 22・23 年度	37,400 円	7.29%	500,000 円
平成 24・25 年度	37,400 円	7.29%	550,000 円
平成 26・27 年度	38,700 円	7.43%	570,000 円
平成 28・29 年度	40,400 円	7.93%	570,000 円
平成 30・31 年度	41,000 円	7.89%	620,000 円
令和 2・3 年度	43,400 円	8.39%	640,000 円
令和 4・5 年度	43,400 円	8.39%	660,000 円

※後期高齢者医療保険料の料率は、広域連合にて決定し、2年に1度見直しを行う。

(6) 後期高齢者医療制度 被保険者数

令和4年度

(単位：人)

	75歳以上	障害 認定	合計	対前月 増減率	現役並み 所得者	一般Ⅰ	一般Ⅱ	区分Ⅰ	区分Ⅱ
令和4年4月	82,625	404	83,029	0.33%	7,779	45,105		13,020	17,125
5月	82,889	397	83,286	0.31%	7,831	45,220		13,058	17,177
6月	83,215	392	83,607	0.39%	7,896	45,336		13,120	17,255
7月	83,583	385	83,968	0.43%	7,977	45,515		13,135	17,341
8月	83,911	381	84,292	0.39%	7,641	45,538		13,186	17,927
9月	84,247	383	84,630	0.40%	7,743	45,700		13,215	17,972
10月	84,594	374	84,968	0.40%	7,818	22,238	23,639	13,266	18,007
11月	84,896	371	85,267	0.35%	7,914	22,304	23,701	13,322	18,024
12月	84,999	366	85,365	0.11%	7,973	22,311	23,713	13,335	18,033
令和5年1月	85,553	356	85,909	0.64%	8,066	22,494	23,839	13,354	18,156
2月	85,928	351	86,279	0.43%	8,170	22,545	23,930	13,389	18,245
3月	86,243	349	86,592	0.36%	8,268	22,568	24,007	13,425	18,324
年度平均	84,391	375	84,766	0.38%	7,923	33,906	23,805	13,235	17,799

※一般Ⅱ・・・令和4年10月1日から一部負担金割合が2割になった被保険者

(7) 後期高齢者医療事業特別会計決算状況

歳入

(単位:円)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
後期高齢者医療保険料	6,098,411,200	6,365,384,960	6,857,297,100	6,912,705,670	7,281,188,240
後期高齢者医療保険料	6,098,411,200	6,365,384,960	6,857,297,100	6,912,705,670	7,281,188,240
特別徴収保険料	3,642,847,400	3,865,245,300	4,202,905,600	4,219,437,800	4,293,115,000
現年度分特別徴収保険料	3,642,847,400	3,865,245,300	4,202,905,600	4,219,437,800	4,293,115,000
普通徴収保険料	2,455,563,800	2,500,139,660	2,654,391,500	2,693,267,870	2,988,073,240
現年度分普通徴収保険料	2,423,451,100	2,469,202,500	2,626,831,000	2,666,609,410	2,964,619,950
滞納繰越分普通徴収保険料	32,112,700	30,937,160	27,560,500	26,658,460	23,453,290
使用料及び手数料	6,900	6,900	3,900	5,100	6,900
手数料	6,900	6,900	3,900	5,100	6,900
証明手数料	6,900	6,900	3,900	5,100	6,900
国庫支出金	8,856,000	0	945,000	0	0
国庫補助金	8,856,000	0	945,000	0	0
総務費国庫支出金・補助金	8,856,000	0	945,000	0	0
総務費国庫支出金・補助金	8,856,000	0	945,000	0	0
繰入金	1,024,932,086	1,067,142,465	1,184,112,895	1,220,006,714	1,301,327,728
他会計繰入金	1,024,932,086	1,067,142,465	1,184,112,895	1,220,006,714	1,301,327,728
一般会計繰入金	1,024,932,086	1,067,142,465	1,184,112,895	1,220,006,714	1,301,327,728
職員給与費等繰入金	56,042,870	60,269,377	58,310,440	62,723,752	77,346,526
事務費繰入金	55,540,761	60,877,577	70,298,792	62,867,979	67,106,358
保険基盤安定繰入金	913,348,455	945,831,711	1,055,503,663	1,094,414,983	1,156,874,844
その他繰入金	0	163,800	0	0	0
繰越金	11,598,000	35,379,155	5,480,960	6,997,340	9,059,280
諸収入	20,371,086	20,074,512	23,763,589	28,645,885	27,412,935
延滞金・加算金及び過料	1,303,300	1,326,800	1,418,100	1,400,300	1,375,700
延滞金	1,303,300	1,326,800	1,418,100	1,400,300	1,375,700
過料	0	0	0	0	0
償還金及び還付加算金	12,515,900	11,858,300	15,440,900	20,185,100	17,973,400
保険料還付金	12,461,600	11,827,700	15,414,000	20,171,600	17,957,500
還付加算金	54,300	30,600	26,900	13,500	15,900
受託事業収入	6,551,386	6,889,412	6,855,885	7,046,318	7,886,434
雑入	500	0	48,704	14,167	177,401
滞納処分費	0	0	0	0	0
雑入	500	0	48,704	14,167	177,401
歳入合計	7,164,175,272	7,487,987,992	8,071,603,444	8,168,360,709	8,618,995,083

歳出

(単位:円)

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳	総務費	126,997,917	128,043,266	136,428,021	132,657,316	152,523,619
	総務管理費	110,936,713	110,908,729	119,233,695	113,751,080	131,468,080
	一般管理費	110,936,713	110,908,729	119,233,695	113,751,080	131,468,080
	一般職人件費	56,042,870	60,269,377	58,324,444	62,737,919	65,182,462
	会計年度任用職員報酬※	-	-	-	-	12,221,736
	一般管理諸経費	54,893,843	50,639,352	60,909,251	51,013,161	54,063,882
	徴収費	16,061,204	17,134,537	17,194,326	18,906,236	21,055,539
	徴収費	16,061,204	17,134,537	17,194,326	18,906,236	21,055,539
	後期高齢者医療広域連合納付金	6,989,300,000	7,342,436,066	7,912,742,783	8,006,459,013	8,434,597,554
	後期高齢者医療広域連合納付金	6,989,300,000	7,342,436,066	7,912,742,783	8,006,459,013	8,434,597,554
後期高齢者医療広域連合納付金	6,989,300,000	7,342,436,066	7,912,742,783	8,006,459,013	8,434,597,554	
保険料等負担金	6,989,300,000	7,342,436,066	7,912,742,783	8,006,459,013	8,434,597,554	
出	諸支出金	12,498,200	12,027,700	15,435,300	20,185,100	17,973,400
	償還金及び還付加算金	12,498,200	12,027,700	15,435,300	20,185,100	17,973,400
	保険料還付金	12,443,900	11,997,100	15,408,400	20,171,600	17,955,400
	保険料還付金	12,443,900	11,997,100	15,408,400	20,171,600	17,955,400
	保険料還付加算金	54,300	30,600	26,900	13,500	18,000
	償還金	0	0	0	0	0
	国庫金等返還金	0	0	0	0	0
予備費	0	0	0	0	0	
歳 出 合 計		7,128,796,117	7,482,507,032	8,064,606,104	8,159,301,429	8,605,094,573
収 支 差 引		35,379,155	5,480,960	6,997,340	9,059,280	13,900,510

※会計年度任用職員報酬については、令和4年度予算より後期高齢者医療事業特別会計に計上

令和5年度国民健康保険の概要（令和4年度実績）

付：高齢者医療の概要

令和5年12月発行

編集・発行 船橋市健康福祉局健康部国保年金課

〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号

TEL 047-436-2395

FAX 047-436-2405

e-mail kokuho@city.funabashi.lg.jp